

第5期川崎市地域福祉計画

平成30(2018)～32(2020)年度

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～



平成30(2018)年3月

川 崎 市

はじめに



川崎市は、昨年4月に、人口が150万人を超えるという大きな節目を迎えました。一方で、高齢化率は、20.1%（平成29年10月1日現在）と全国平均に比べますと、まだまだ若い都市といえます。

当面続く人口増加に対応しながら、その先に確実に訪れる人口減少、超高齢社会の到来を見据え、来るべき将来に向けて、今なすべきことにしっかりと取り組んでいくことが必要と考えています。

わが国では、核家族化など家族形態の変容に起因して、地域で課題を解決していく地域力や、お互いに支え合い、共生していけるような地域の福祉力の低下の中で、「地域共生社会の実現」に向けた取組が進められています。

本市におきましては、国に先駆けて、高齢者だけでなくすべての市民を対象とした、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心して暮らし続けることができる地域をめざした「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

具体的には、医療・介護の連携とともに、地域の「互助」による仕組みづくりが重要であり、自分たちのまちに主体的に関わる市民が増えることが、地域の活性化と持続的な発展につながり、好循環につながっていくものと考えています。

今回、策定いたしました「第5期川崎市地域福祉計画」につきましては、福祉分野を中心とした関連行政計画を地域という視点で横につなぎ、住民の視点から地域福祉を推進することをめざすもので、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げています。

また、各区におきましても同様の計画を策定しておりまして、地域性に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

今後の本計画の推進に向けまして、市民の皆さまのより一層の御理解・御協力をいただき、顔の見える関係づくりを進め、地域福祉を推進するとともに、福祉分野だけでなく、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した、本市における地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと存じます。

最後になりますが、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

川崎市長

福田 紀彦

目次

第1章 地域福祉計画策定の趣旨と位置付け	1
1 計画の趣旨・期間.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の期間.....	3
2 計画の位置付けと関連計画との関係性.....	4
(1) 地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性.....	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	8
3 これまでの計画の進捗状況と課題.....	9
第2章 川崎市における地域福祉を取り巻く状況	11
1 地域福祉を取り巻く状況.....	13
(1) 人口の推移・世帯の状況.....	13
(2) 高齢者・障害者・児童に関する統計.....	18
(3) 地域活動に関する状況等.....	20
(4) その他の関連統計.....	22
2 川崎市における地域福祉に関する実態調査.....	24
(1) 平成28年度川崎市地域福祉実態調査.....	24
(2) 川崎市地域福祉実態調査の対象.....	24
(3) 川崎市における地域福祉に関する意識と実態.....	24
3 本市における地域福祉を取り巻く動向.....	30
(1) 地域共生社会の実現に向けた動向.....	30
(2) かわさきパラムーブメントの取組.....	32
第3章 地域福祉の推進に向けた今後の取組の方向性	33
1 2025年を見据えためざすべき姿.....	35
(1) 地域福祉とは.....	35
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	36
(3) 2025年に向けて想定される課題とめざす姿.....	37
2 第5期計画期間における施策の方向性.....	39
(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方.....	39
(2) 第4期計画の取組状況と第5期計画に向けた課題.....	40
(3) 計画の基本理念・目標.....	43
(4) 第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図.....	45
3 第5期計画の実施状況の点検・見直し.....	47

第4章 市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり	49
1 住民が主役の地域づくり	51
(1) 誰もが参加できる健康・いきがいつくり	51
(2) 地域福祉活動への参加の促進	54
(3) ボランティア・NPO活動等の支援	56
(4) 活動・交流の場づくり	59
2 住民本位の福祉サービスの提供	61
(1) 福祉に関する情報提供の充実	61
(2) 包括的な相談支援ネットワークの充実	63
(3) 保健・福祉人材の育成	65
(4) 権利擁護の取組	67
3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり	70
(1) 災害時の避難支援体制づくりの推進	70
(2) 一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進	73
(3) 虐待への適切な対応の推進	75
(4) 生活に困難をかかえる人の自立支援	78
(5) ひきこもり対策等の推進	81
4 連携のとれた施策・活動の推進	82
(1) 保健・医療・福祉の連携	82
(2) 市民・事業者・行政の協働・連携	85
(3) 社会福祉協議会との協働・連携	89
第5章 各区計画の概要	91
各区の状況	93
第5期川崎区地域福祉計画	94
(1) 基本理念	94
(2) 基本目標・基本方針	94
(3) 地域の現況と主な生活課題	95
(4) 第5期計画の主な取組	95
第5期幸区地域福祉計画	96
(1) 基本理念	96
(2) 基本目標・基本方針	96
(3) 地域の現況と主な生活課題	97
(4) 第5期計画の主な取組	97
第5期中原区地域福祉計画	98
(1) 基本理念	98
(2) 基本目標・基本方針	98
(3) 地域の現況と主な生活課題	99
(4) 第5期計画の主な取組	99

第5期高津区地域福祉計画	100
(1) 基本理念	100
(2) 基本目標・基本方針	100
(3) 地域の現況と主な生活課題	101
(4) 第5期計画の主な取組	101
第5期宮前区地域福祉計画	102
(1) 基本理念	102
(2) 基本目標・基本方針	102
(3) 地域の現況と主な生活課題	103
(4) 第5期計画の主な取組	103
第5期多摩区地域福祉計画	104
(1) 基本理念	104
(2) 基本目標・基本方針	104
(3) 地域の現況と主な生活課題	105
(4) 第5期計画の主な取組	105
あさお福祉計画（第5期麻生区地域福祉計画）	106
(1) 基本理念	106
(2) 基本目標・基本方針	106
(3) 地域の現況と主な生活課題	107
(4) 第5期計画の主な取組	107
資料編	109
(1) 第5期川崎市地域福祉計画策定の経過	111
(2) 川崎市社会福祉審議会条例（抜粋）	112
(3) 川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	114
(4) 区民説明会・パブリックコメント（意見募集）	115

**地域福祉計画策定の
趣旨と位置付け**

第1章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成 16（2004）年度から策定しており、今回が第5期となります。今回の第5期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

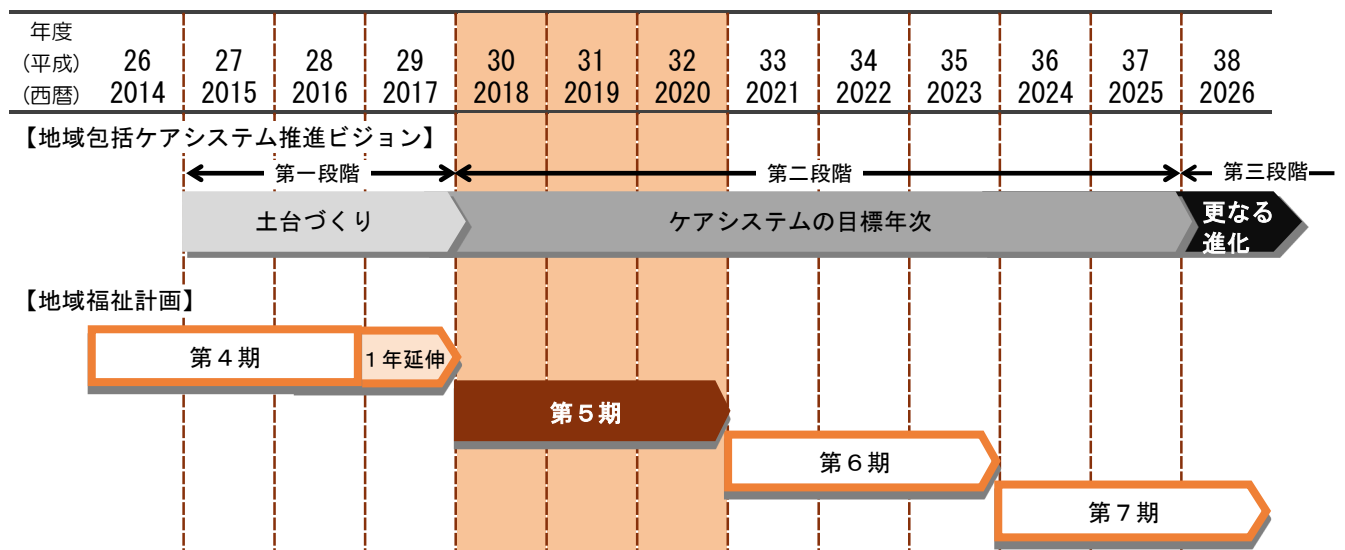
【計画策定における市民参加と合意形成】

計画策定にあたっては、市計画については、川崎市社会福祉審議会条例に定める川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、区計画については、各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、検討を進めました。

さらに、市民の御意見を広く反映していくため、各区説明会の開催、パブリックコメントなどを実施しました。

(2) 計画の期間

第5期地域福祉計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間です。



なお、第4期計画については、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までの3年間の計画でしたが、本市においては、平成27（2015）年3月に、地域包括ケアシステム構築に向けた関連行政計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進を図るため、1年間計画期間を延伸し、平成29（2017）年度までの計画として期間を変更しました。

2 計画の位置付けと関連計画との関係性

（1）地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性

高齢化率が21%を大きく上回る今後のわが国の超高齢社会においては、全国的に平成37（2025）年までに、75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれ、本市においても、同様の傾向であるとともに、平成57（2045）年以降も、都市化する過程で移住してきた人々が高齢化していくことなどにより、さらに後期高齢者の増加が見込まれています。今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加や、それにより、疾病による入院リスクの高まりによる入院需要の増大が想定されます。

一方で、約6割の人が最期まで自宅で暮らし続けたいと願っているのに対し、実際に、自宅で亡くなる人は、全国と比較して若干高い水準ですが、約2割弱という状況です。

市民の希望に寄り添い、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、高齢者等が自宅をはじめとした在宅で暮らし続けられるように、医療を在宅に届けられる仕組みづくりが重要と考えられます。

しかしながら、医療だけでは在宅で暮らし続けることはできず、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの要素が包括的に、切れ目なく提供できるような環境整備が必要と考えられています。

国においては、こうした状況の中で、平成23（2011）年度の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」という考え方が打ち出され、中学校区程度を念頭に、概ね30分以内に駆けつけられる日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

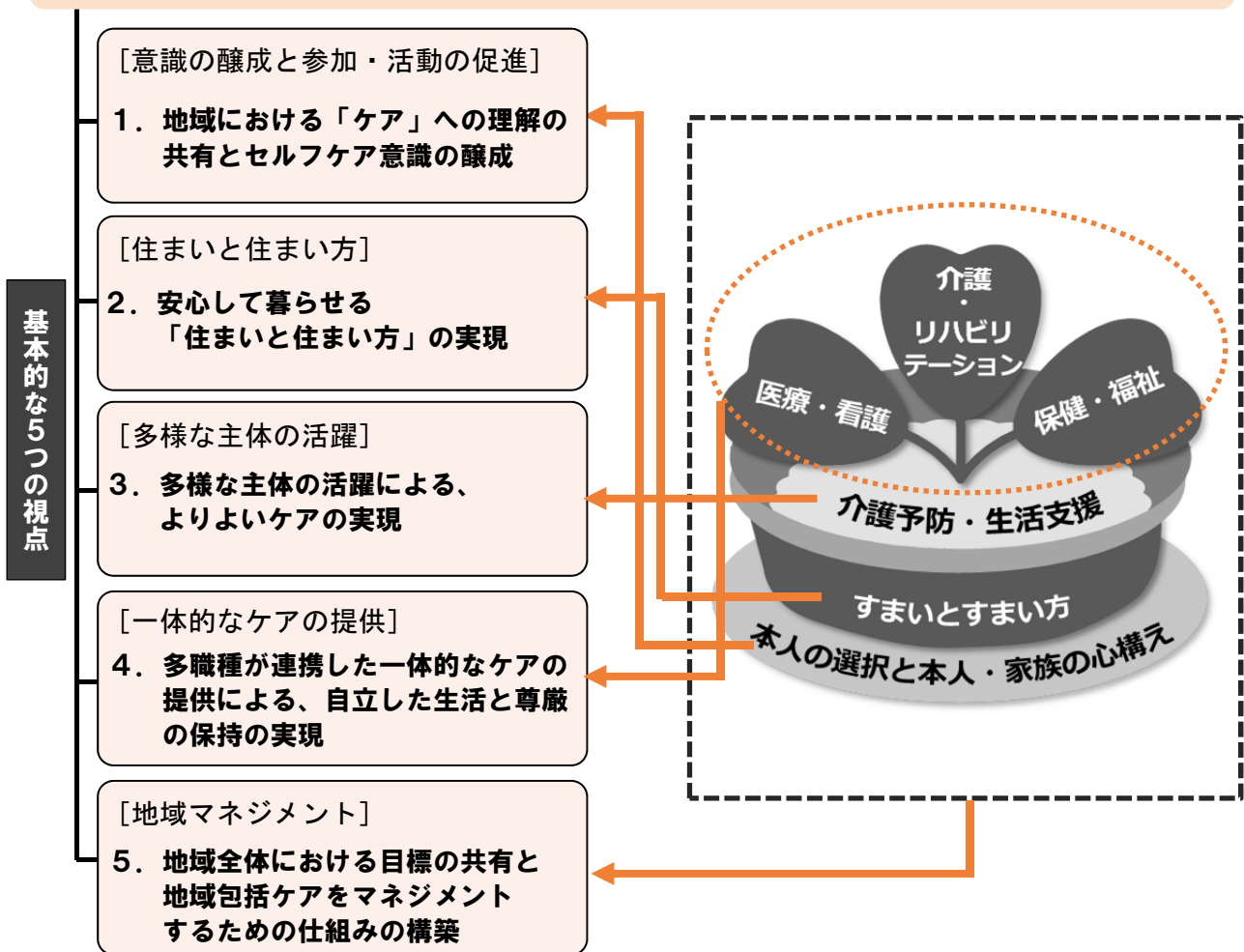
本市においては、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成27（2015）年3月に関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

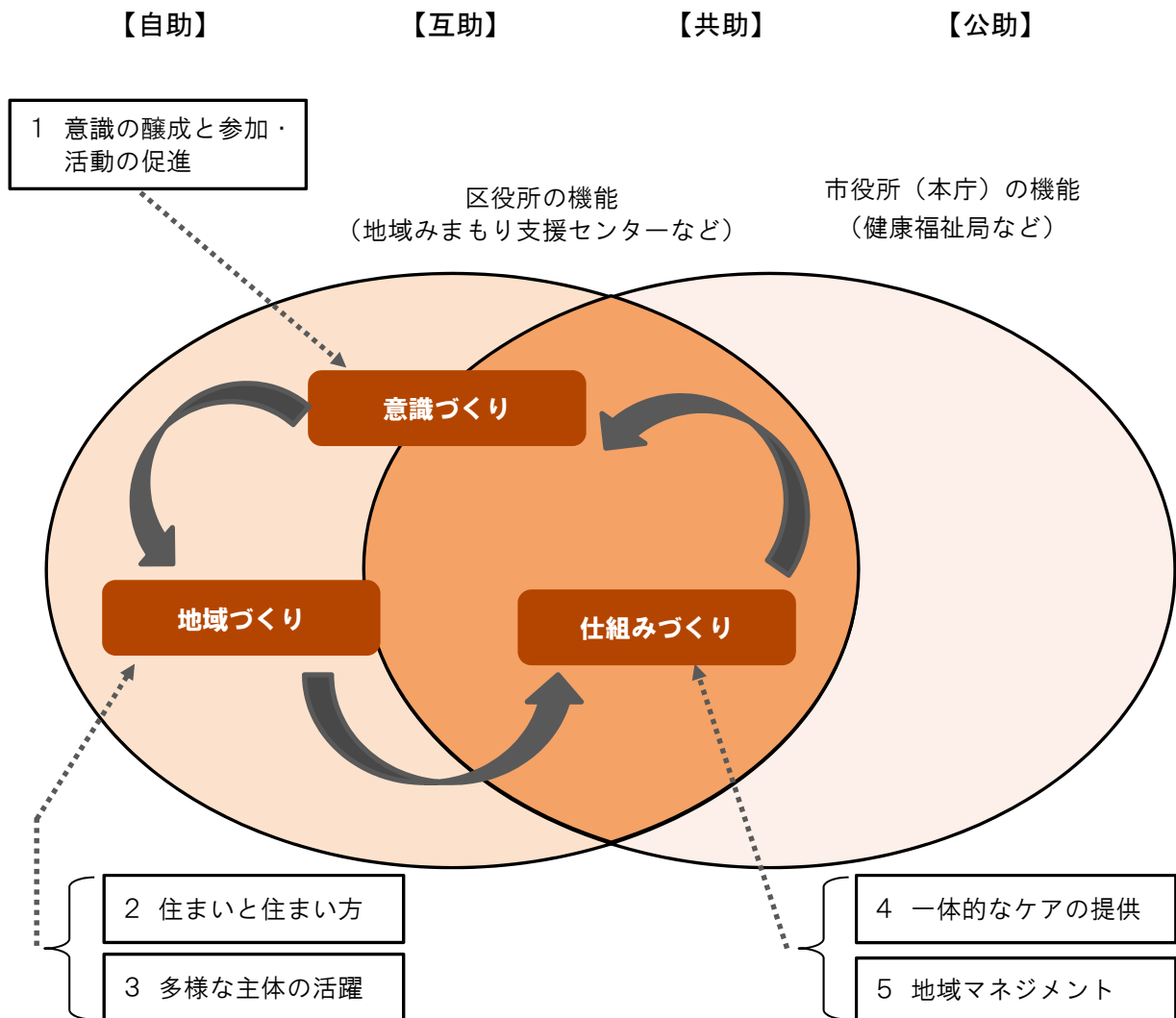


出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市民的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取り組むを推進します。

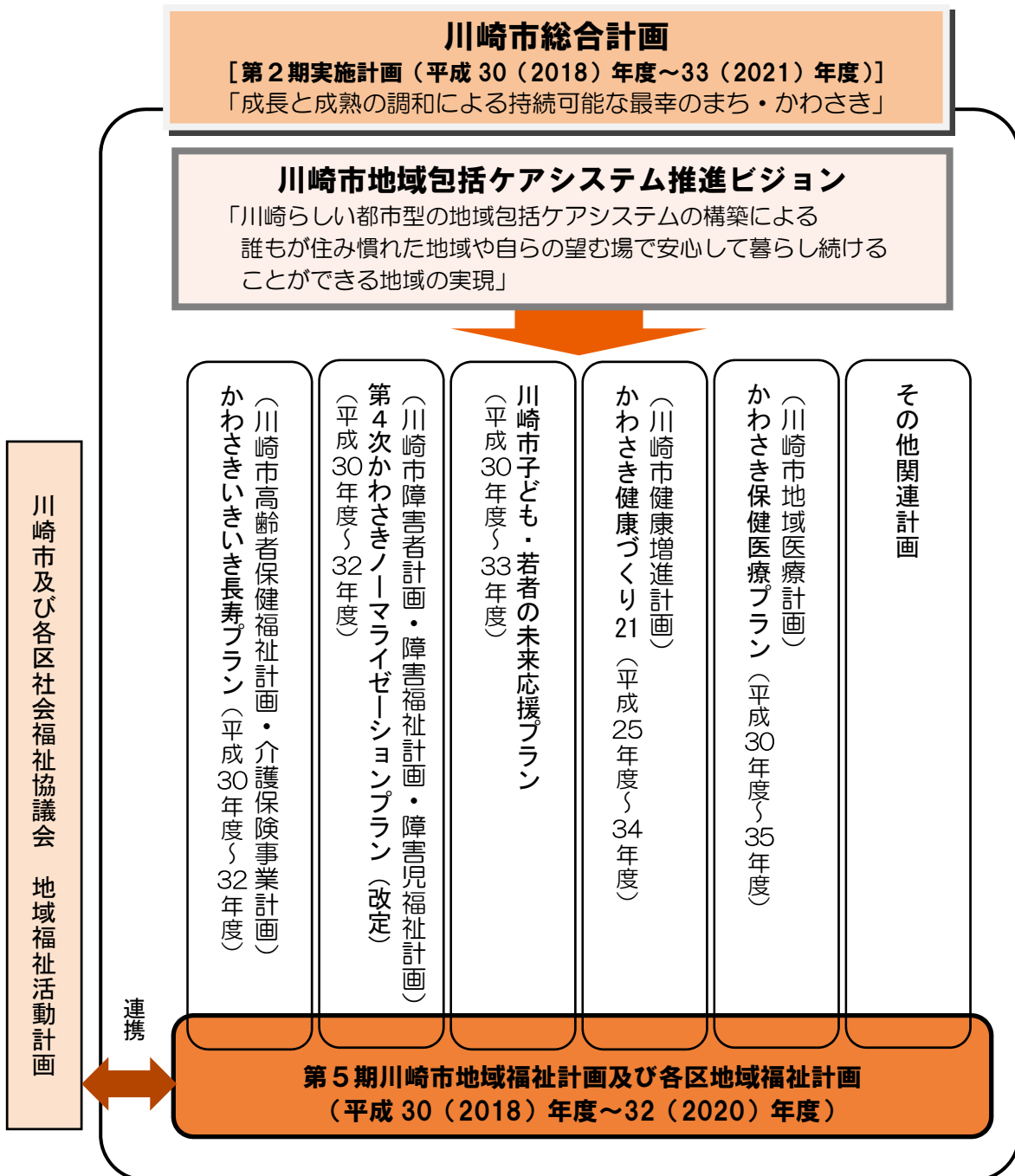
その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



こうした本市における地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら、地域福祉計画を策定し、本市における地域福祉の向上をめざします。

【第5期川崎市地域福祉計画の位置付け】



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する地域福祉計画と共に、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

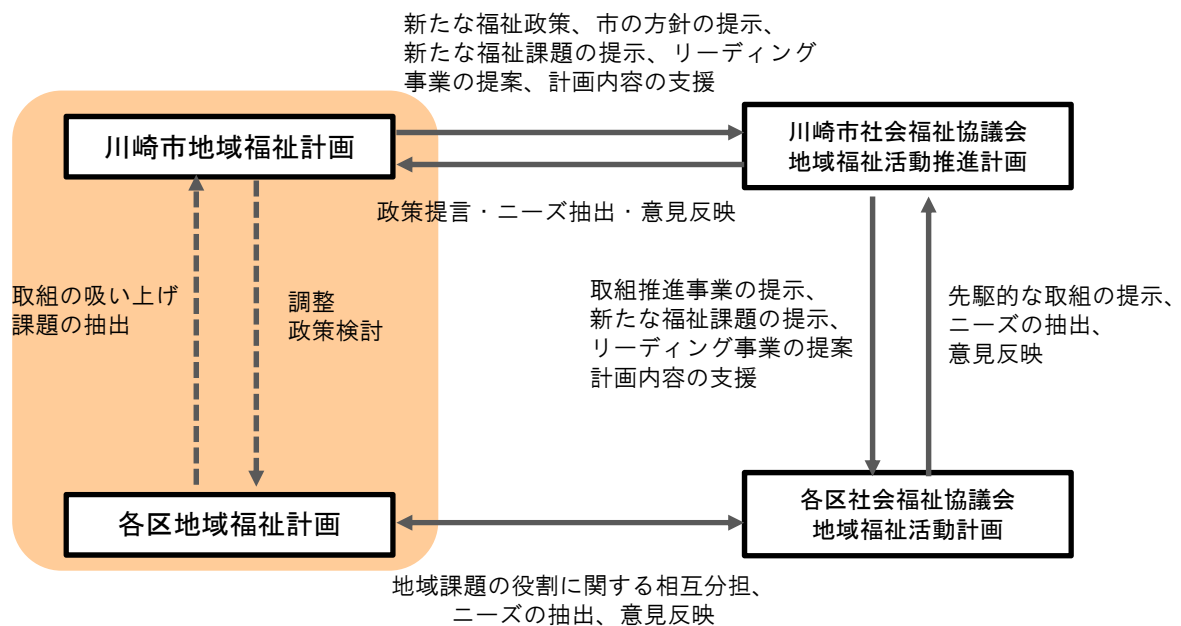
本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、計画を策定しました。

なお、「各区地域福祉活動計画」については、各区社会福祉協議会により、次期計画に向けて計画期間を調整していくとともに、事業展開においては、相互の連携の充実を図っていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

3 これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～平成20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- （1）いつまでも、誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる
- （2）共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- （3）誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

第2期計画への課題

- （1）地域における人と人とのつながりの再構築
- （2）社会福祉の変化への対応
- （3）地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～平成22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第3期計画への課題

- （1）社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- （2）一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- （3）市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～平成25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第4期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

※「第4期計画での取組」については、第3章「2 第5期計画期間における施策の方向性」（40～42頁）に記載しています。

**川崎市における
地域福祉を取り巻く状況**

第2章

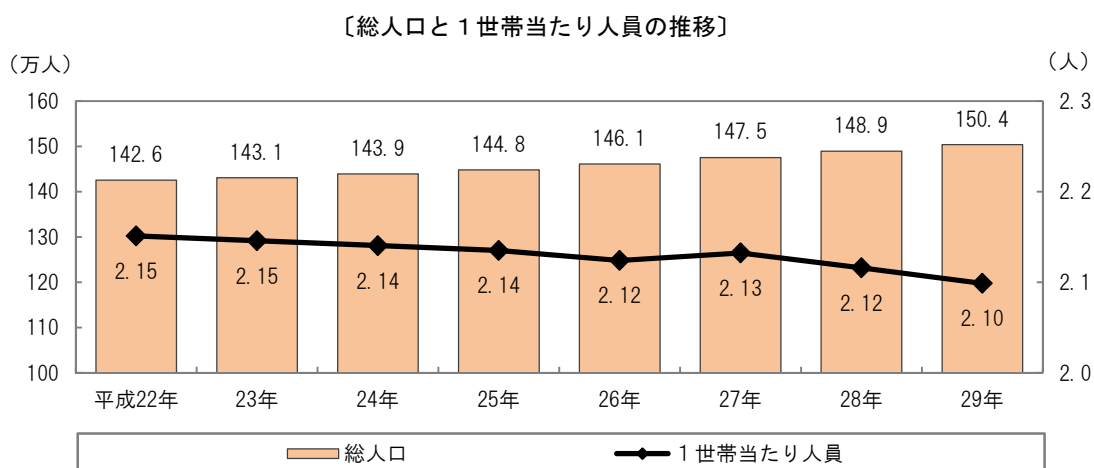
1 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口の推移・世帯の状況

① 総人口と1世帯当たり人員の推移

本市の人口は、平成22(2010)年から約7.8万人増加し、平成29(2017)年に150万人を超えています。

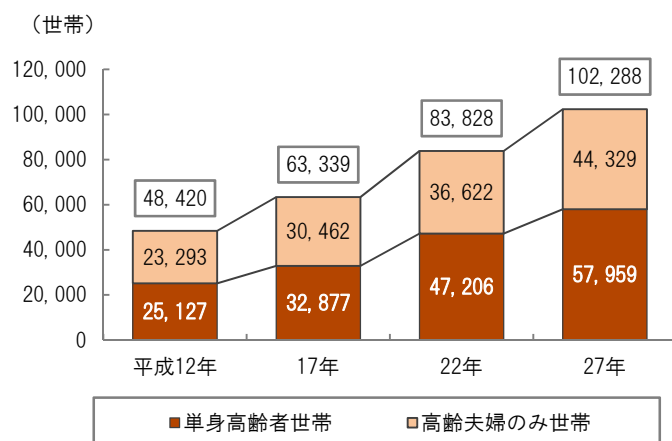
一方、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。



資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」(各年10月1日現在)

② 単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯の推移

〔単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯数の推移〕



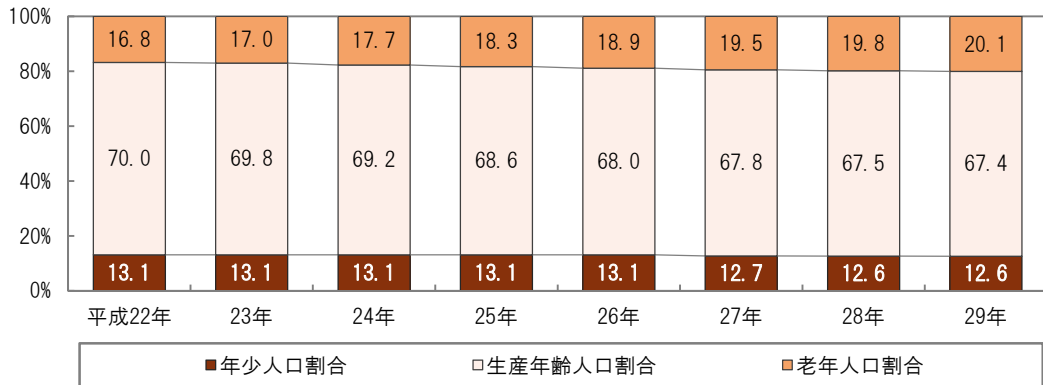
資料：国勢調査

ひとり暮らし高齢者、夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯は増加しており、平成27(2015)年の国勢調査では、合わせて10万世帯を超えています。

③ 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口*構成は、65歳以上の老年人口割合が上昇を続け、平成29(2017)年10月1日現在20.1%となり、平成22(2010)年から3.3ポイント高くなっています。

〔年齢3区分別人口構成の推移〕

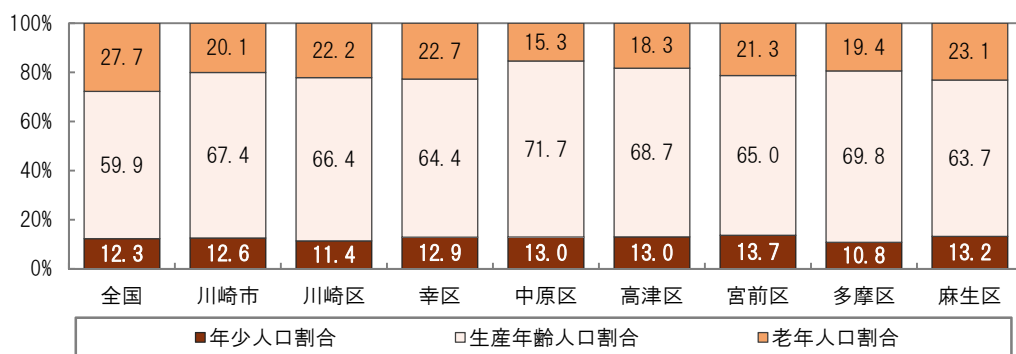


資料：川崎市統計情報「長期時系列データ（人口）」（各年10月1日現在）

④ 区別年齢3区分別人口構成

年齢3区分別人口構成を区別に見ると、老年人口割合の最も高いのは麻生区、年少人口割合が最も高いのは宮前区、生産年齢人口割合が最も高いのは中原区となっています。全国と比べると、川崎市は生産年齢人口割合が高く、老年人口割合が低くなっています。

〔年齢3区分別人口構成（全国、川崎市、7区別）〕



資料：川崎市統計情報「年齢別人口」（平成29年10月1日現在）

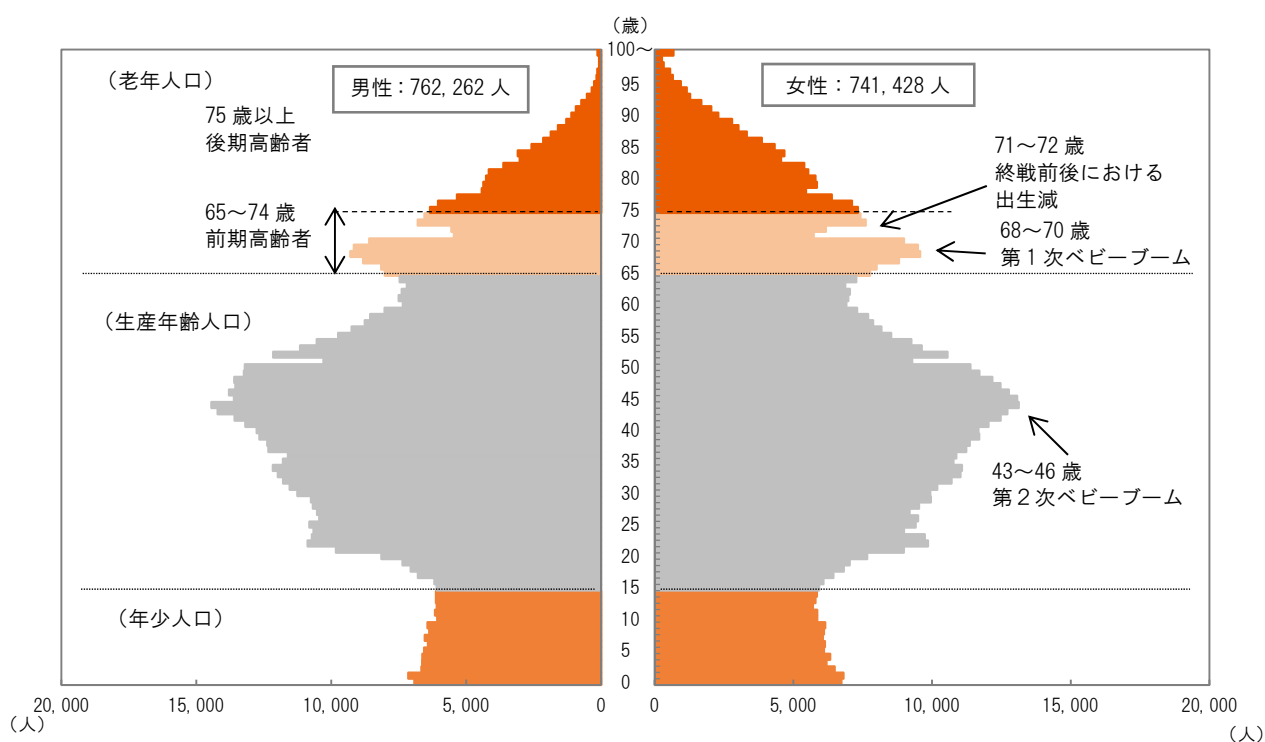
* 年齢3区分別人口：3区分とは、年少人口（14歳以下の人口）、生産年齢人口（15～64歳の人口）、老年人口（65歳以上の人口）のことです。

⑤ 人口ピラミッド

年齢ごとに人口を表した人口ピラミッドは、「43～46歳」を中心とした張り出しが大きく、生産年齢人口が多いことが特徴となっています。

平成27（2015）年の国勢調査においても、大都市（政令指定都市と東京都区部）のうちで最も平均年齢が若い都市であり、生産年齢人口割合が最も高く、老年人口割合が最も低くなっています*。また、男性が女性の人口を上回っています。

〔人口ピラミッド〕

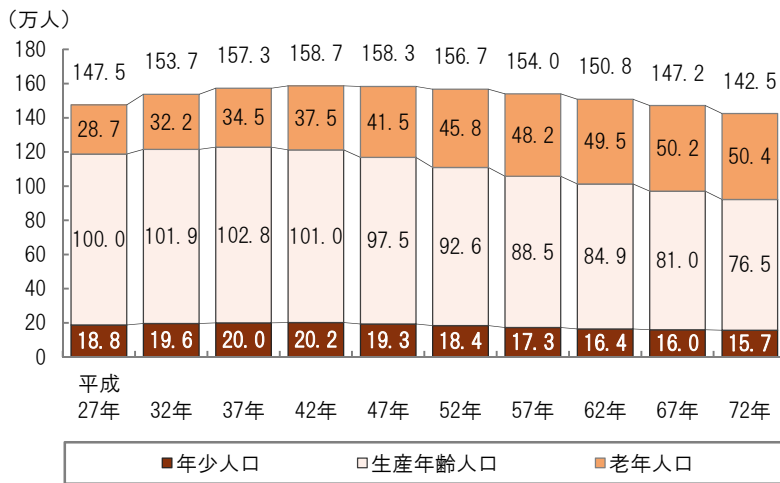


資料：川崎市統計情報「年齢別人口」（平成29年10月1日現在）

* 平成27年国勢調査結果 平均年齢：川崎市42.8歳、横浜市44.9歳、東京都区部44.5歳 生産年齢人口割合：川崎市67.7%、横浜市64.0%、東京都区部67.0% 老年人口割合：川崎市19.5%、横浜市23.4%、東京都区部22.0%

⑥ 将来推計人口

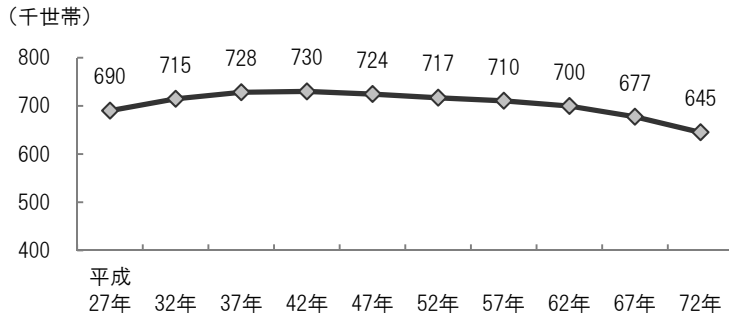
〔年齢3区分別推計人口〕



平成29(2017)年5月の「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」によると、総人口は、平成42(2030)年まで増加を続け、ピーク値は158.7万人と推計されています。

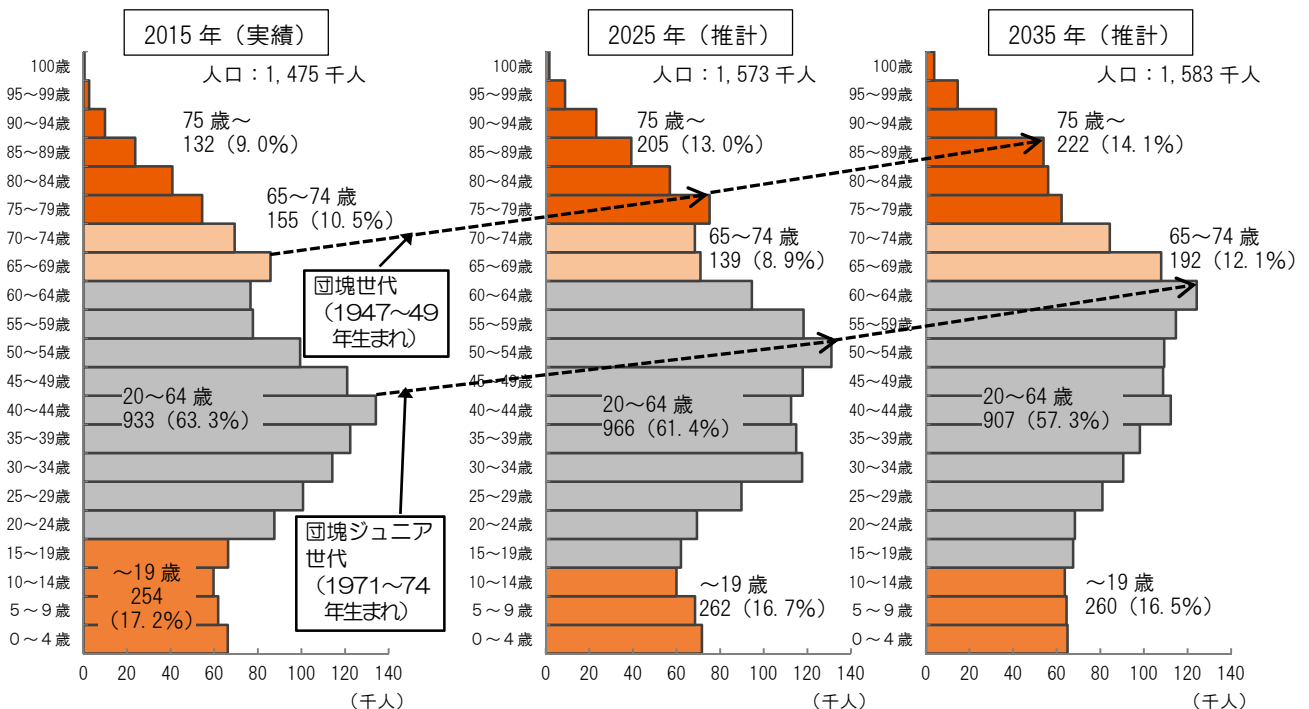
年少人口は平成42(2030)年、生産年齢人口は平成37(2025)年をそれぞれピークに減少に転じ、老年人口は増加を続けると推計されています。

〔一般世帯数推計〕



一方で、一般世帯数は、人口のピークに当たる平成42(2030)年までは増加するものと推計されています。

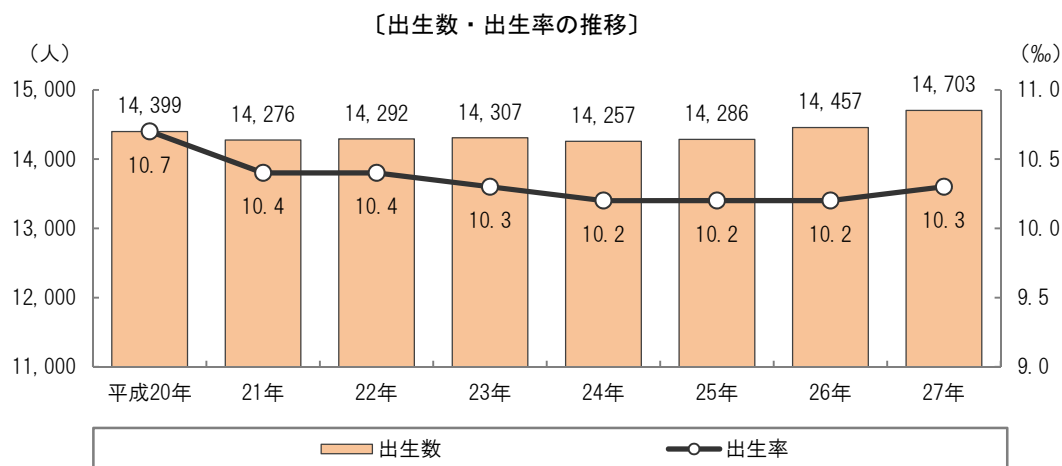
〔川崎市における人口ピラミッドの変化〕



資料：国勢調査、「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」(平成29年5月 川崎市総務企画局)

⑦ 出生数・出生率の推移

出生数は、平成 21 (2009) 年以降は横ばいとなっていました。平成 26 (2014) 年から増加傾向となり、平成 27 (2015) 年は 14,703 人となっています。出生率 (人口千対) も平成 24 (2012) 年から 10.2‰ で推移していましたが、平成 27 (2015) 年には 10.3‰ となっています。

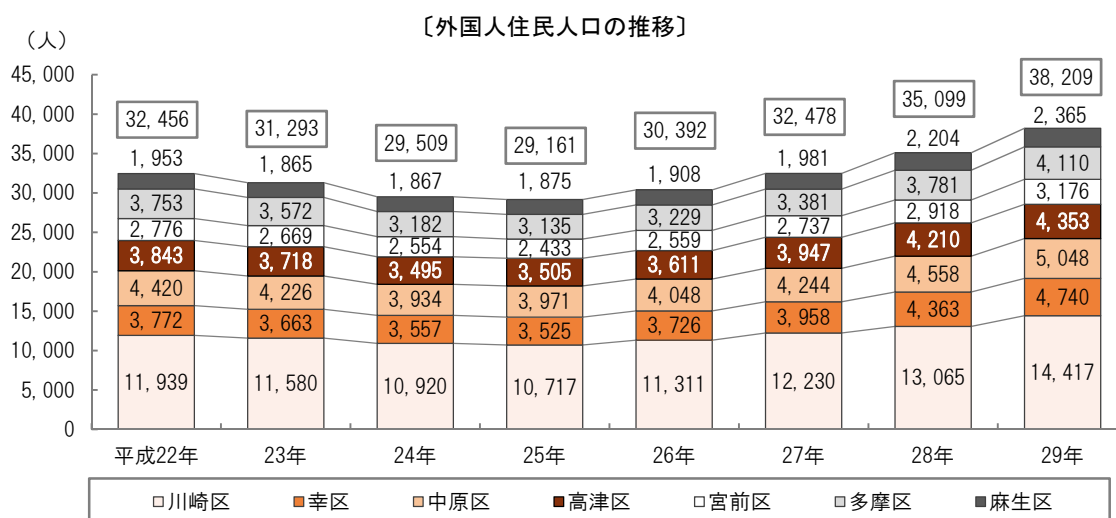


資料：川崎市健康福祉年報 ※‰ (パーミル) = 千分率 (1000 分の 1 を 1 とする。)

⑧ 外国人住民人口の推移

外国人住民人口*は、平成 22 (2010) 年から平成 25 (2013) 年まで減少していましたが、平成 26 (2014) 年に増加に転じ、平成 29 (2017) 年 9 月 30 日現在 38,209 人となっています。

区別に見ると、最も多いのは川崎区で、全体の 37.7% を占めています。



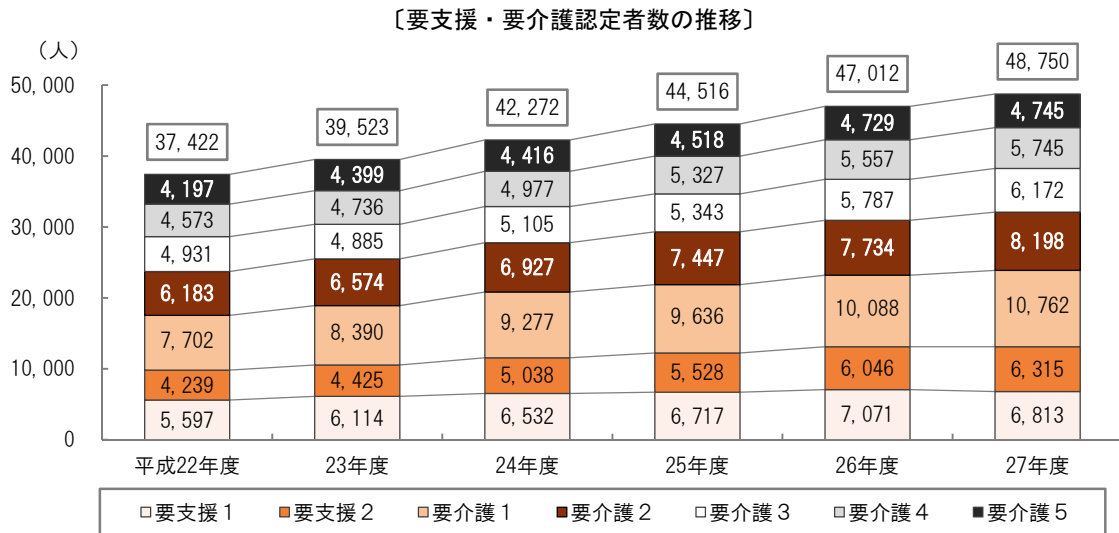
資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」(各年 9 月 30 日現在。平成 23 年までは外国人登録法による登録者数。平成 24 年以降は住民基本台帳の外国人住民の集計)

* 外国人住民人口：平成 24 年 7 月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となっています。

(2) 高齢者・障害者・児童に関する統計

① 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移

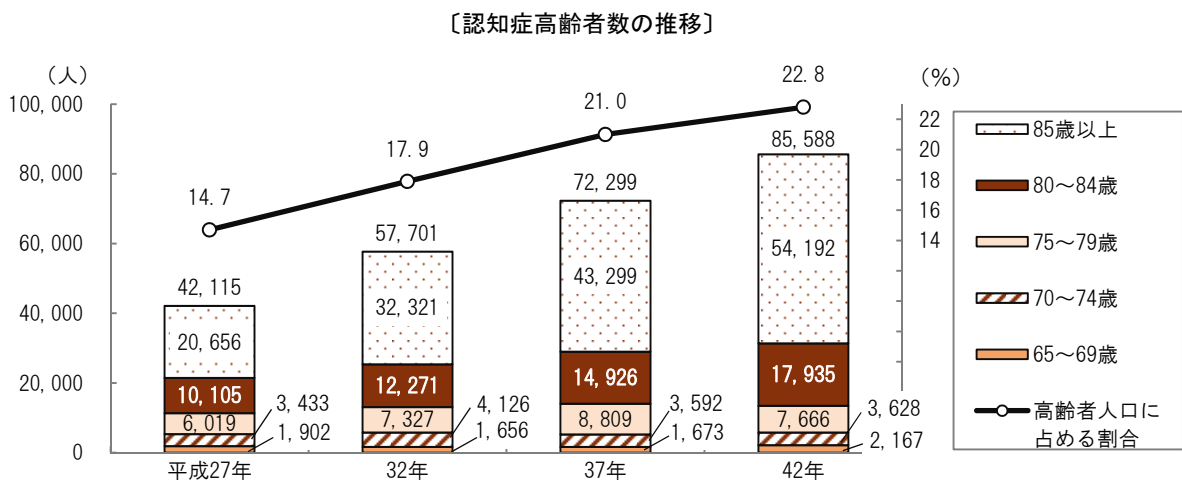
高齢化の進行とともに、要支援・要介護認定者数も増加しており、平成22(2010)年度から約11,000人増え、平成27(2015)年度は48,750人となっています。また、認定率は15.9%から17.3%に上昇しています。



資料：川崎市統計書（各年度末）

② 認知症高齢者数の推計

本市の認知症高齢者数は、今後増加を続け、平成42(2030)年には、平成27(2015)年の約2倍に当たる約8.6万人まで増加すると想定しています。



※資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金 特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。

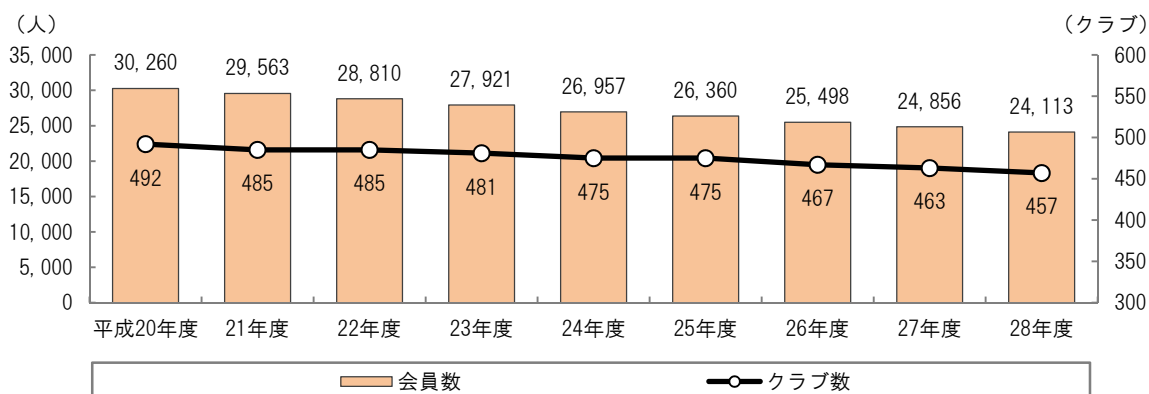
※平成32年以降の推計は、平成27年国勢調査をベースに、本市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれない。

③ 老人クラブの会員数等の推移

高齢者人口は増加している一方で、老人クラブのクラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

平成20（2008）年度から35クラブ、6,147人減少し、平成28（2016）年度は457クラブ、24,113人となっています。

〔老人クラブ会員数等の推移〕

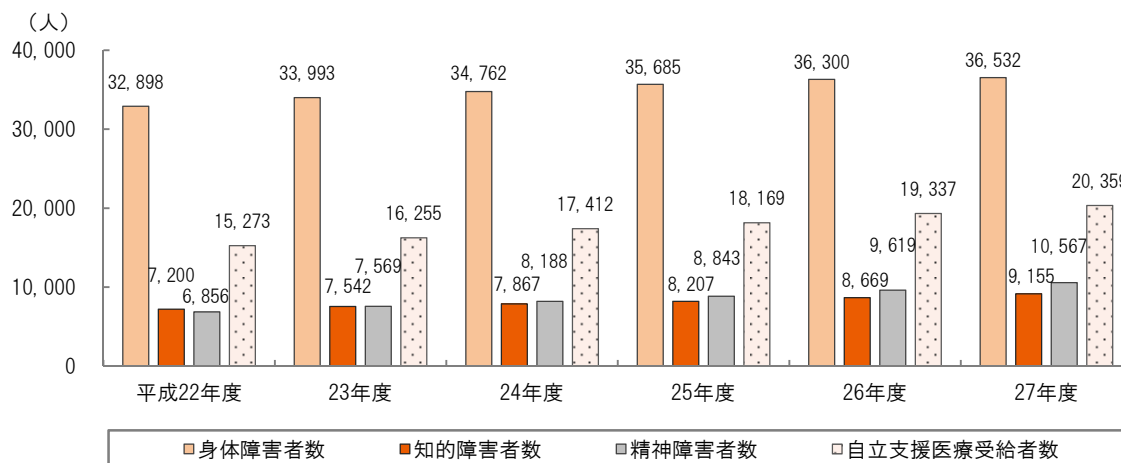


資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

④ 障害者福祉関係の統計

身体障害者手帳所持者数、知的障害者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院医療）*の受給者数はいずれも増加傾向となっています。

〔障害者手帳受給者数等の推移〕



資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

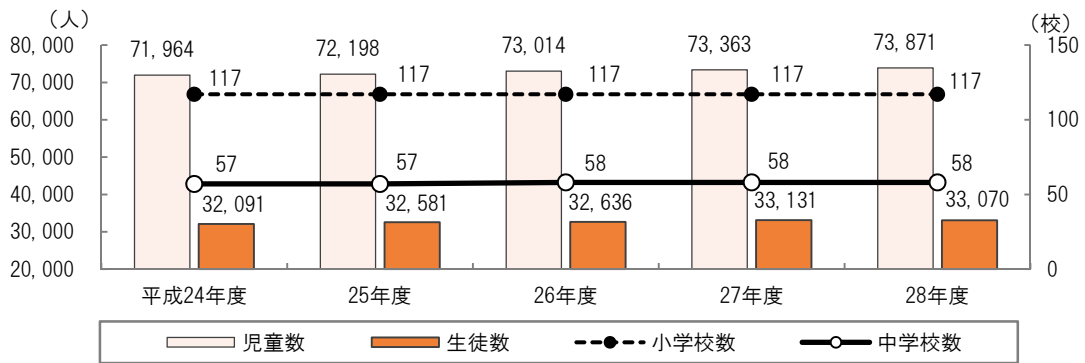
※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

* 自立支援医療（精神通院）：精神疾患のために継続的に通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。（ただし所得制限があります。）

⑤ 小学校数・児童数、中学校数・生徒数の推移

小学校数、中学校数は横ばいとなっています。小学校児童数は増加傾向にあり、中学校生徒数は平成27（2015）年度まで増加し、平成28（2016）年度は61人減少しています。

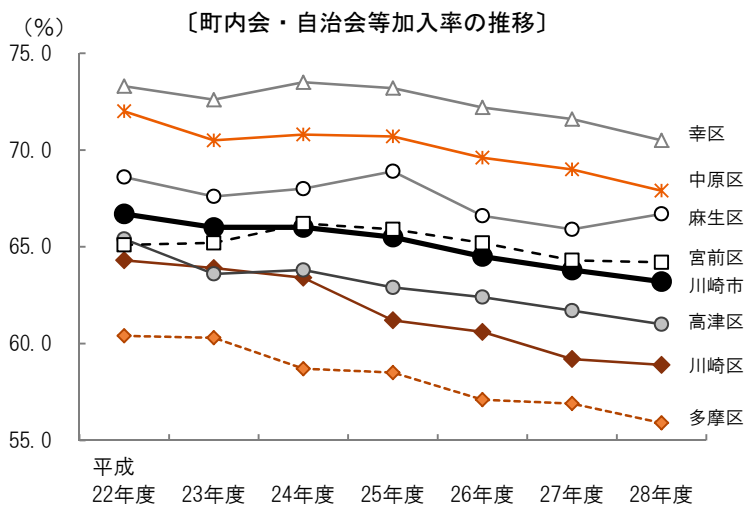
[小学校数・児童数、中学校数・生徒数の推移]



資料：川崎市統計書（各年度5月1日現在）

(3) 地域活動に関する状況等

① 町内会・自治会等加入率の推移



町内会・自治会等の加入率は低下傾向となっており、平成28（2016）年度は63.2%となっています。

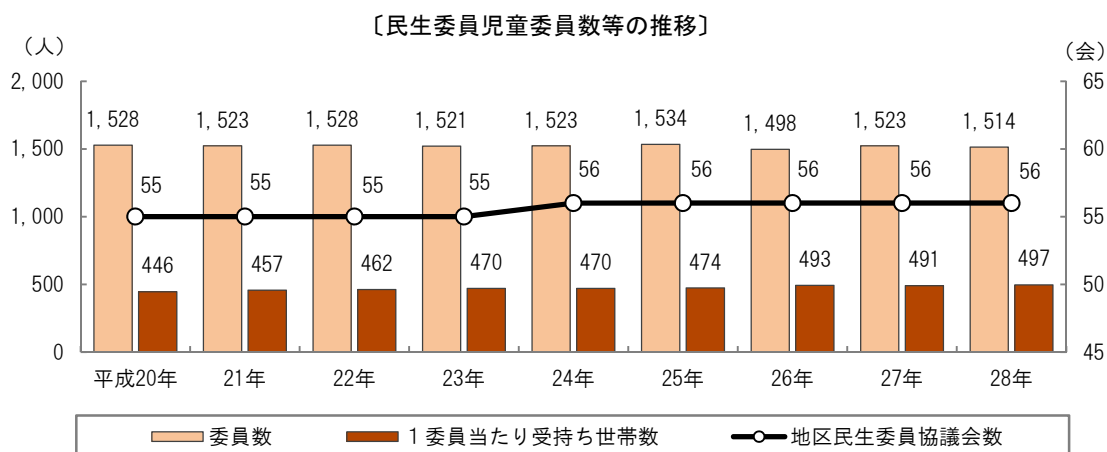
単位：%

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
川崎市	66.7	66.0	66.0	65.5	64.5	63.8	63.2
川崎区	64.3	63.9	63.4	61.2	60.6	59.2	58.9
幸区	73.3	72.6	73.5	73.2	72.2	71.6	70.5
中原区	72.0	70.5	70.8	70.7	69.6	69.0	67.9
高津区	65.4	63.6	63.8	62.9	62.4	61.7	61.0
宮前区	65.1	65.2	66.2	65.9	65.2	64.3	64.2
多摩区	60.4	60.3	58.7	58.5	57.1	56.9	55.9
麻生区	68.6	67.6	68.0	68.9	66.6	65.9	66.7

資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

② 民生委員児童委員数等の推移

人口、世帯数は増加している一方で、民生委員児童委員数は横ばいとなっており1委員当たりの受持ち世帯数は平成20(2008)年から51世帯増加し、平成28(2016)年は497世帯となっています。



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）

③ NPO法人数・かわさき市民活動センターの活動状況

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
認証NPO法人数（各年度末時点）		351 法人	356 法人	353 法人
かわさき市民活動センター	施設・設備利用延べ団体数	5,341 団体	5,946 団体	5,715 団体
	施設・設備利用延べ利用者数	27,898 名	30,577 名	29,532 名

④ ボランティア振興センター等の活動状況

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
ボランティア活動振興センター (区社協分を含む)	ボランティア依頼件数	405 件	525 件	502 件
	ボランティア活動希望件数	456 件	531 件	556 件
	施設・設備利用延べ利用者数	58,176 人	60,362 人	65,063 人

※ボランティア活動振興センターは、川崎市社会福祉協議会が運営する事業で、各区社会福祉協議会においても同様の事業を実施している。

(4) その他の関連統計

① 平成37(2025)年の在宅療養者の状況

平成37(2025)年の在宅医療等の必要量は21,730人分で、平成25(2013)年と比較して、7,909人分の増加が見込まれています。

区分		平成25年 (2013)①	在宅医療等の 必要量②	差引 [②-①]	増加率 [②/①]
川崎北部	在宅医療等	8,014	13,599	5,585	169.7%
	(再掲)訪問診療分	6,359	9,705	3,346	152.6%
川崎南部	在宅医療等	5,808	8,131	2,323	140.0%
	(再掲)訪問診療分	4,319	5,766	1,447	133.5%
川崎市全域	在宅医療等	13,822	21,730	7,908	157.2%
	(再掲)訪問診療分	10,678	15,471	4,793	144.9%

※平成25(2013)年の在宅医療等の患者数は、次の①～④の患者数の合計

- ① 療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者数の70%の患者数
- ② 平成25(2013)年に在宅患者訪問診療料を算定している患者数
- ③ 平成25(2013)年の介護老人保健施設の施設サービス受給者数
- ④ 一般病床の入院患者のうち、医療資源投入量が175点未満の患者数

資料：神奈川県地域医療構想(平成28年10月)

② 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、減少傾向で平成28(2016)年度末では、6,560人となっています。

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	7,140	7,117	6,945	6,797	6,560

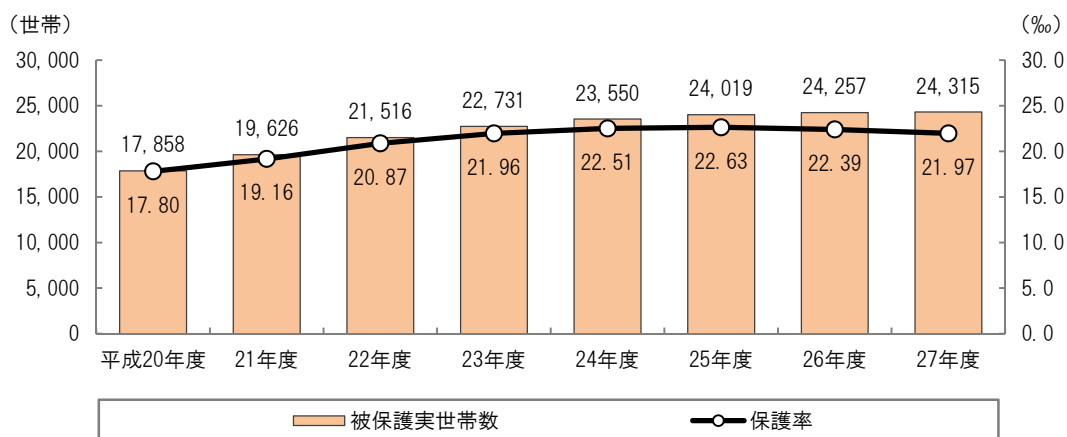
※受給者数は、各年度とも3月末日現在。

資料：こども未来局こども家庭課調べ

③ 生活保護^{*1} 受給世帯数・保護率の推移

平成 20（2008）年秋のリーマンショック^{*2}以降、生活保護受給世帯数・保護率ともに上昇し、平成 22（2010）年度に 21,000 世帯を超え、平成 23（2011）年度以降は世帯数はわずかながら増加を続け、保護率は 22%前後で推移しています。

〔生活保護受給世帯数・保護率の推移〕



資料：川崎市統計書（各年度平均）

（注）保護率は毎月1日現在の推計人口1,000人に対する実人員の率を月平均にしたもの。

^{*1} 生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

^{*2} リーマンショック：アメリカ大手銀行（リーマンブラザーズ）が高リスクの住宅ローンで大規模な損失を計上して破綻したこと、それを原因とする世界同時不況のことです。

2 川崎市における地域福祉に関する実態調査

(1) 平成28年度川崎市地域福祉実態調査

第5期計画の策定に向けて、地域福祉に関するニーズを把握し、本市における地域福祉の向上に資する地域福祉計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に、平成28(2016)年度に「地域福祉実態調査」を実施しました。

(2) 川崎市地域福祉実態調査の対象

① 地域の生活課題に関する調査

- ア 対象者 20歳以上の男女5,950人(各区850人を基本とした)
- イ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ウ 調査方法 郵送配布・郵送回収
- エ 調査時期 平成28(2016)年10月25日～11月22日

② 地域福祉活動に関する調査

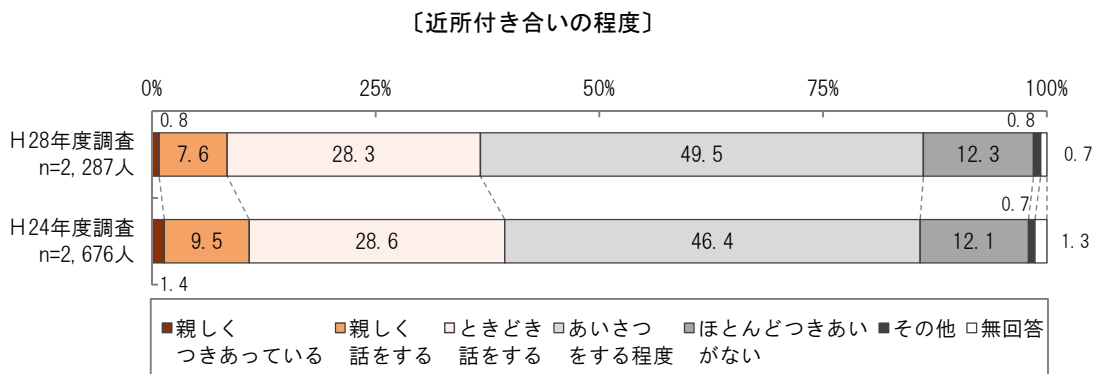
- ア 対象者 市内で地域福祉活動を行う団体等504団体
- イ 抽出方法 町内会・自治会、地区社会福祉協議会、区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、本市の高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉団体
- ウ 調査方法 郵送配布・郵送回収
- エ 調査時期 平成28(2016)年10月31日～11月29日

(3) 川崎市における地域福祉に関する意識と実態

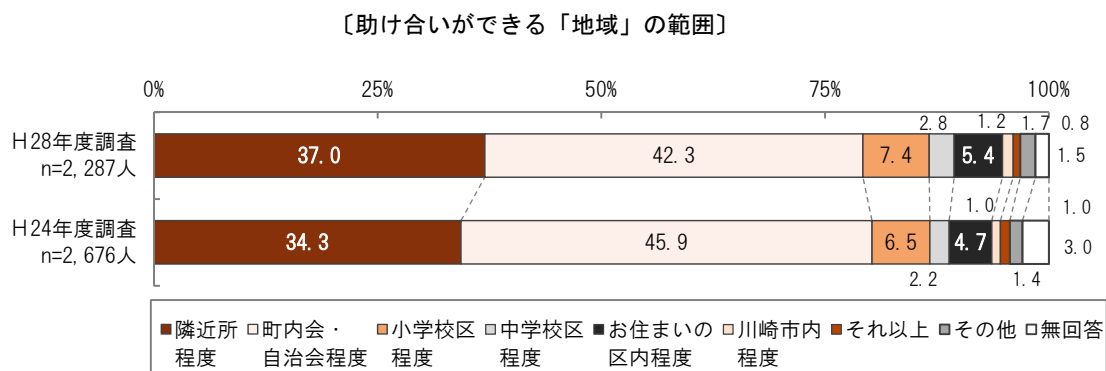
(平成28年度川崎市地域福祉実態調査による)

① 地域住民のつながりの促進

- ➡ 「近所付き合いの程度」については、「あいさつをする程度」が約半数で、「家に行き来したり、親しく話をする」という回答は減少傾向にあり、7.6%に留まっている。



- ➡ 「助け合いができる「地域」の範囲」は、「町内会・自治会程度」が42.3%で最も多く、次いで、「隣近所程度」が37.0%となっている。



- ➡ 「地域において問題だと感じていること」については、「高齢者に関する問題」が35.7%で最も多く、次いで、「地域防犯・防災に関する問題」(34.6%)、「子どもに関する問題」(27.9%)、「地域のつながりに関する問題」(24.4%)が続く。

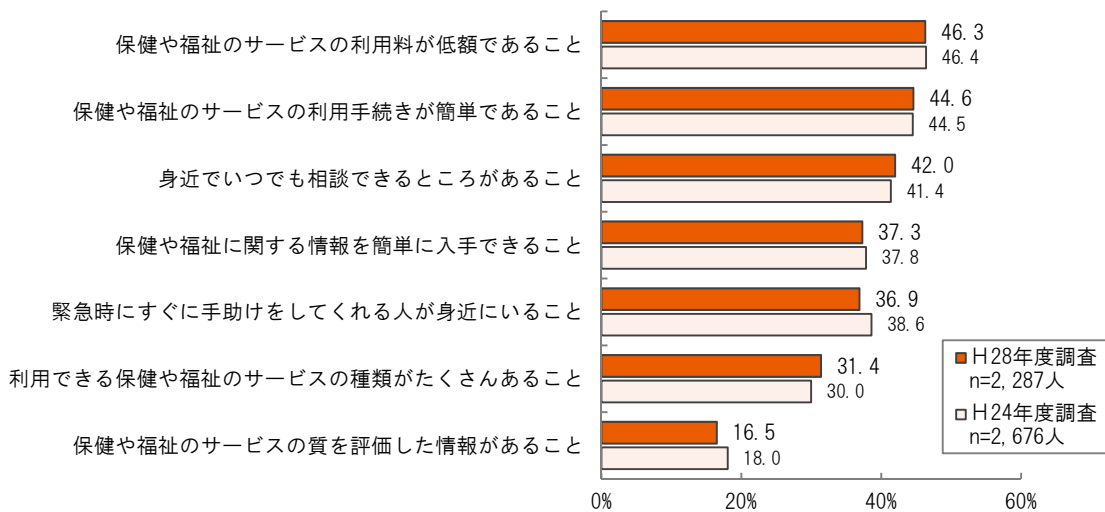
〔地域において問題だと感じていること（複数回答）〕

区分	件数	割合(%)
高齢者に関する問題	816	35.7
地域防犯・防災に関する問題	791	34.6
子どもに関する問題	638	27.9
地域のつながりに関する問題	558	24.4
適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題	397	17.4
障害児・者に関する問題	264	11.5
健康づくりに関する問題	258	11.3
家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題	239	10.5
必要な制度や地域活動が十分でないことが原因と考えられる問題	168	7.3
地域活動や団体活動を行う拠点や場所がないという問題	135	5.9
その他	87	3.8
特に問題だと感じていることはない	526	23.0
無回答	72	3.1
回答者数	2,287	—

② 地域課題の解決方策について

- ➡ 「心配ごとを解決するために必要なこと」については、「保健や福祉のサービスの利用料が低額であること」が46.3%で最も多く、次いで「保健や福祉のサービスの利用手続きが簡単であること」が44.6%、「身近でいつでも相談できるところがあること」が42.0%、「保健や福祉に関する情報を簡単に入手できること」が37.3%、「緊急時にすぐに手助けをしてくれる身近な人がいること」が36.9%、「利用できる保健や福祉サービスの種類がたくさんあること」が31.4%と続く。

〔心配ごとを解決するために必要なこと（複数回答）上位7項目〕



- ➡ 「ケアが必要になった際に、地域の人にどんな手助けをしてほしいか」、また、「自分自身ではどんなことができるか」については、前者では、「安否確認の見守り・声かけ」が49.9%で最も多く、次いで「災害時の手助け」が42.2%、「炊事・洗濯・掃除などの家事」が27.9%、「ちょっとした買物」が20.3%と続く。また、後者でも、「安否確認の見守り・声かけ」が64.2%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が38.6%、「ちょっとした買物」が30.3%と続く。

〔ケアが必要になった際に、地域の人に手助けをしてほしいこと・地域の支え合いとして自分ができること（複数回答）〕

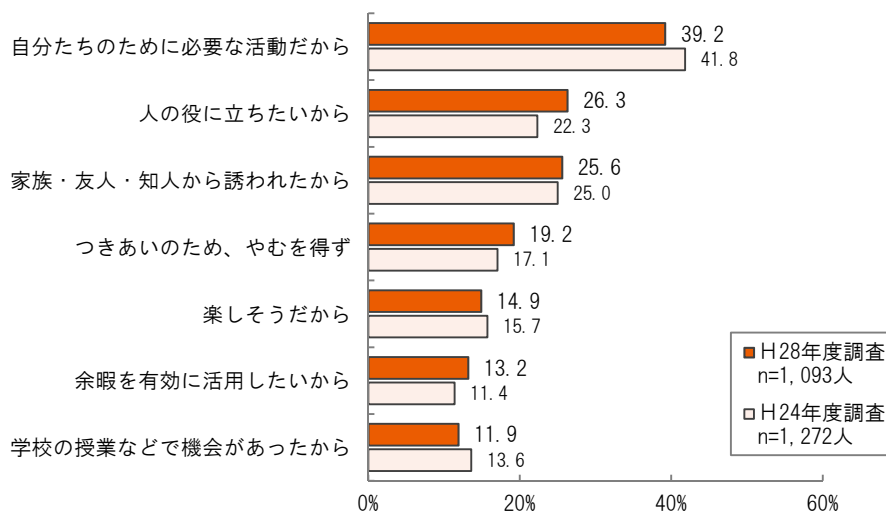
区分	どんな手助けが必要か		どんなことができるか	
	件数	(%)	件数	(%)
安否確認の見守り・声かけ	1,142	49.9	1,469	64.2
災害時の手助け	965	42.2	882	38.6
炊事・洗濯・掃除などの家事	639	27.9	162	7.1
ちょっとした買物	465	20.3	693	30.3
外出の付添い	305	13.3	255	11.1
趣味など世間話の相手	214	9.4	410	17.9
子育て・介護などの相談相手	202	8.8	202	8.8
電球交換や簡単な大工仕事	184	8.0	184	8.0
ゴミ出し・雨戸の開け閉め	179	7.8	278	12.2
子どもの預かり	140	6.1	155	6.8
草むしり、冷蔵庫内の整理	42	1.8	82	3.6
特にない	300	13.1	241	10.5
回答者数	2,287	—	2,287	—

※「その他」「無回答」を除く

③ 地域活動やボランティア活動について

- ➡ 「活動に参加した動機やきっかけは何か」については、「自分たちのために必要な活動だから」が39.2%で最も多く、次いで「人の役に立ちたいから」が26.3%、「家族・友人・知人から誘われたから」が25.6%と続く。また、「つきあいのため、やむを得ず」が19.2%である。

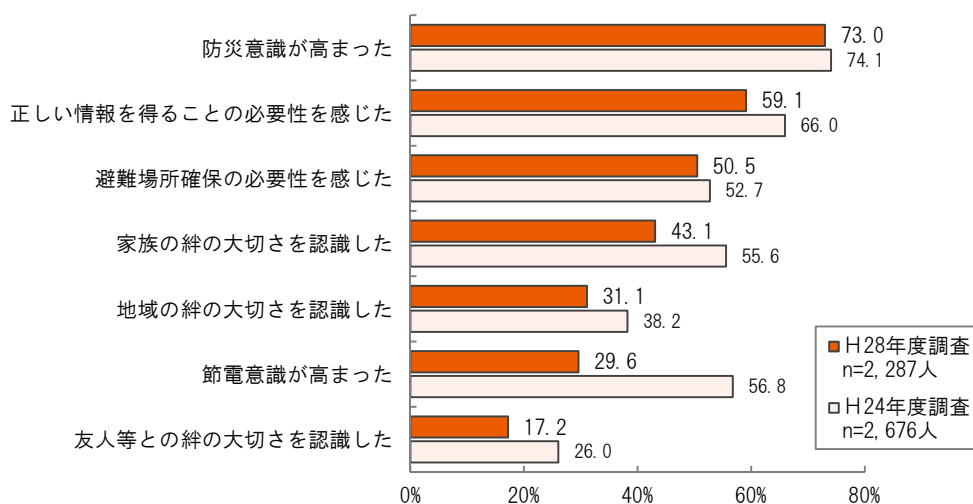
〔活動に参加した動機やきっかけ（複数回答）上位7項目〕



④ 東日本大震災後の意識の変化

- ➡ 「東日本大震災の後、意識に変化があったか」については、「防災意識が高まった」が73.0%で最も多く、次いで「正しい情報を得ることの必要性を感じた」が59.1%、「避難場所確保の必要性を感じた」が50.5%、「家族の絆の大切さを認識した」が43.1%、「地域の絆の大切さを認識した」が31.1%、「節電意識が高まった」が29.6%と続く。

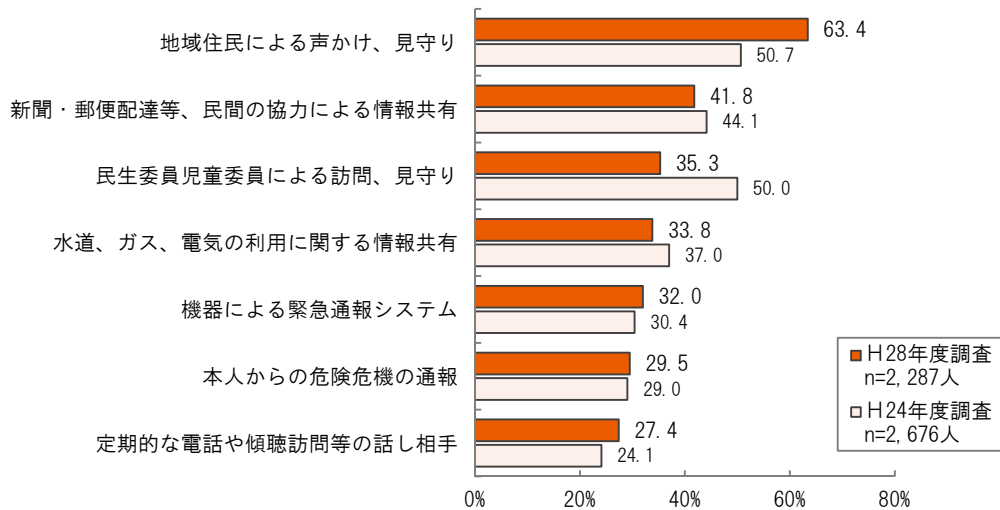
〔東日本大震災後の意識の変化（複数回答）上位7項目〕



⑤ 孤立死の問題

- ➡ 「孤立死を防ぐために有効だと思うこと」については、「地域住民による声かけ、見守り」が 63.4%で最も多く、次いで「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有」が 41.8%、「民生委員児童委員による訪問、見守り」が 35.3%、「水道、ガス、電気の利用に関する情報共有」が 33.8%、「機器による緊急通報システム」が 32.0%と続く。

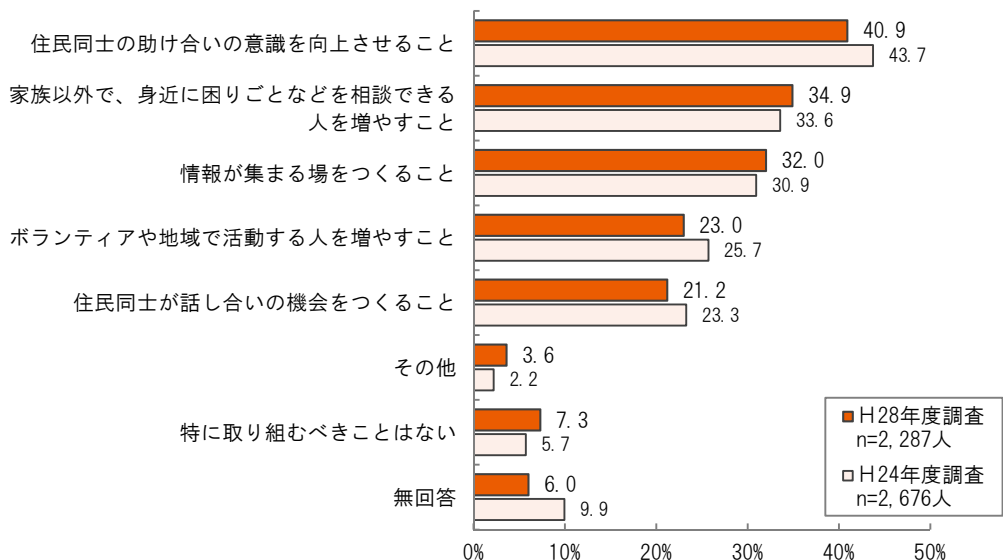
〔孤立死を防ぐために有効だと思うこと（複数回答）上位7項目〕



⑥ 今後の地域福祉の推進について

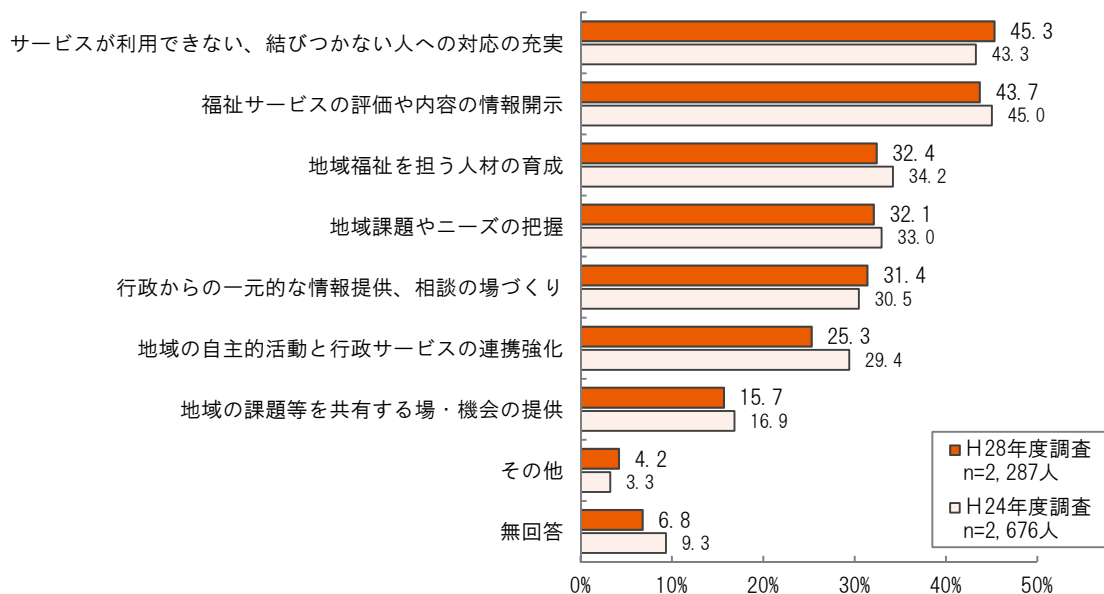
- ➡ 「市民が取り組むべきこと」としては、「住民同士の助け合いの意識を向上させること」が 40.9%で最も多く、次いで「家族以外で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」が 34.9%、「情報が集まる場をつくること」が 32.0%、「ボランティアや地域で活動する人を増やすこと」が 23.0%、「住民同士が話し合いの機会をつくること」が 21.2%と続く。

〔地域福祉推進のために市民が取り組むべきこと（複数回答）〕



- ➡ 「行政が取り組むべきこと」としては、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が45.3%でもっと多く、次いで「福祉サービスの評価や内容の情報開示」が43.7%、「地域福祉を担う人材の育成」が32.4%、「地域課題やニーズの把握」が32.1%、「行政からの一元的な情報提供、相談の場づくり」が31.4%と続く。

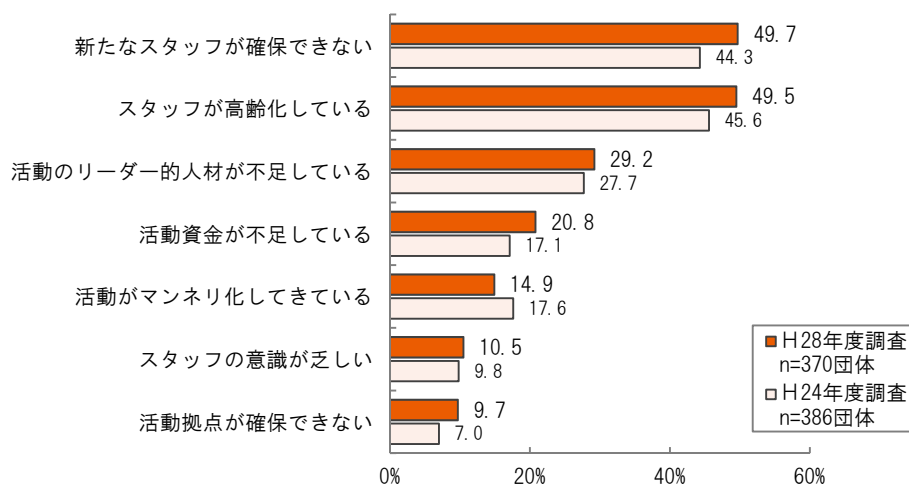
〔地域福祉推進のために行政が取り組むべきこと（複数回答）〕



⑦ 地域福祉活動を担う「担い手」の不足と「高齢化」

- ➡ 地域福祉活動団体に対する調査において、団体が活動する上で困っていることは、「新たなスタッフが確保できない」「スタッフが高齢化している」「活動のリーダー的人材が不足している」などが上位にあげられていることから、新たなスタッフの確保の困難さとスタッフの高齢化が同時に進んでいる。

〔地域福祉活動団体が、活動を行う中で困っていること（複数回答）上位7項目〕



3 本市における地域福祉を取り巻く動向

(1) 地域共生社会の実現に向けた動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。

しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の施策展開だけでは対応が難しい面が表出しています。言い換えれば、制度が対象としない生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成 28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

厚生労働省では、平成 28（2016）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくことをめざしています。

具体的には、地域づくりの取組の支援とともに、個々の課題を持った住民に対して、福祉サービスへつなぐことも含めて、個人を「丸ごと」支援できる総合相談支援体制が必要となっています。

本市においては、これに先駆けて、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、平成 28（2016）年4月に、各区役所保健福祉センター内に、地域みまもり支援センターを設置しました。地域みまもり支援センターにおいては、保健福祉センター内の各部署と連携し、高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない人など、すべての住民を対象として、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進をめざしています。

さらに、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、主体的な連携の仕組みづくりを進めています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- 地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省資料をもとに作成

(2) かわさきパラムーブメントの取組

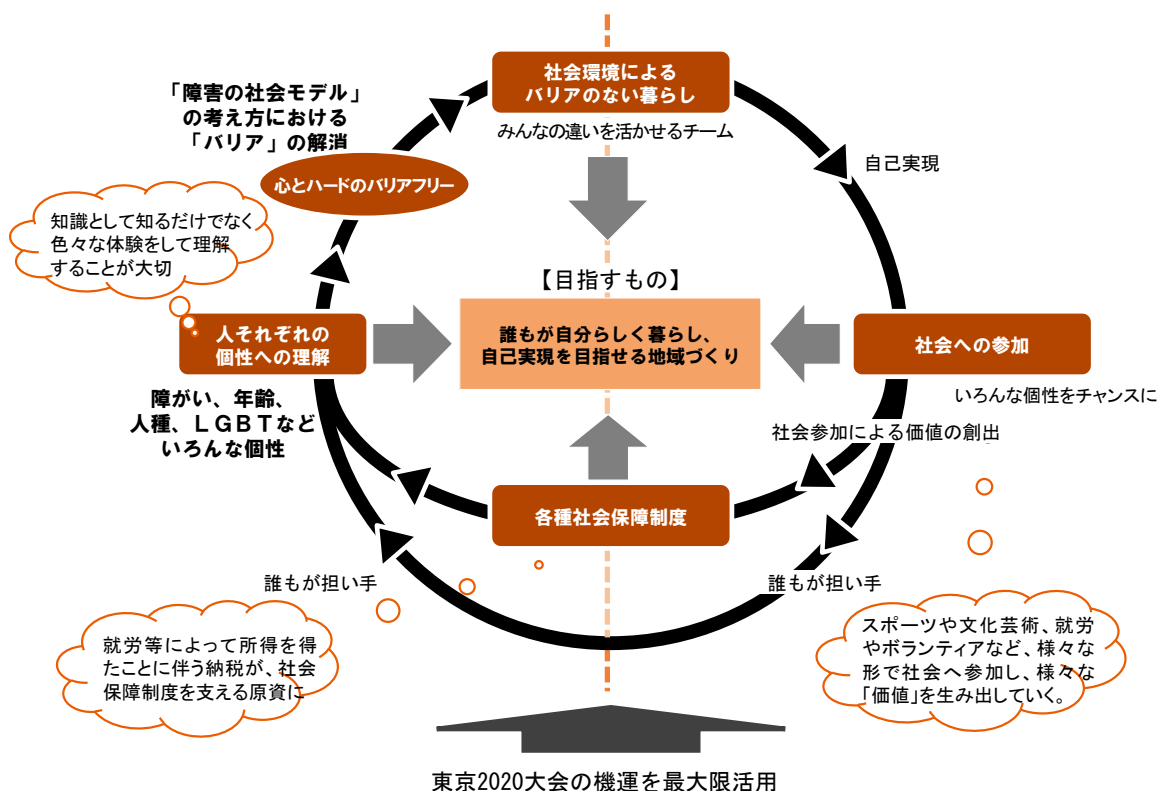
2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。この大会を一過性のイベントとして捉えるのではなく、未来につながるマイルストーン(里程碑)として捉え、2020年に向けて、本市が進む方向性や、まちの未来像を「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」として、平成28年3月に策定しました。

この「かわさきパラムーブメント」においては、大会が開催される2020年には、高齢化率が21%を超え、人口についても、2030年の152.2万人をピークに減少に転じていくことが見込まれ、今後の人口減少社会を見据え、一人ひとりが尊重され、能力を発揮することができる環境づくりを進めていくことをめざしています。

こうした中で、本市においては、パラリンピックを未来につながるダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(様々な人が自分らしく社会の中に混ざり合えること)の象徴と捉え、パラリンピックに重点を置き、パラリンピックを応援することに留まらず、障害のある人が生き生きと暮らす上での障壁となっている、意識や社会環境のバリアを取り除くことや新しい技術で課題に立ち向かうことをムーブメントとして様々な分野で展開していくことをめざしています。

具体的には、「ひとづくり」「スポーツ振興、健康づくり」「まちづくり」「都市の魅力向上」「先進的な課題解決モデルの発信」を5つの方向性として取組を推進していきます。

【概念イメージ(障害のある人もない人もすべて対象)】



**地域福祉の推進に向けた
今後の取組の方向性**

第3章

1 2025年を見据えたためすべき姿

(1) 地域福祉とは

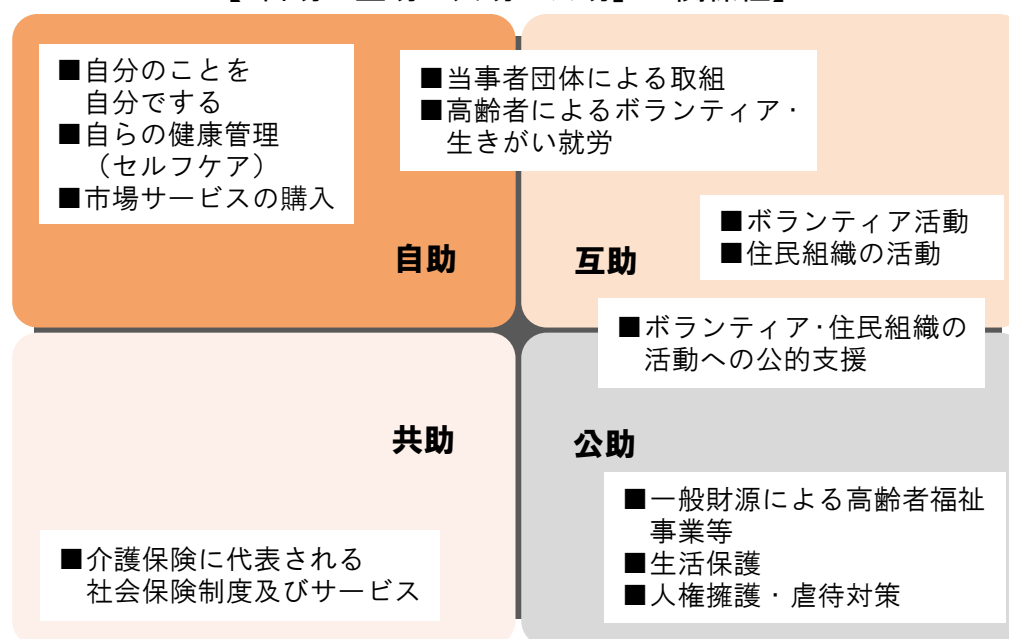
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参考)「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念—市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立をめざす「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって確立した自治体（川崎市）に自らの代表を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

さらに、川崎市自治基本条例では、①市政に関する情報を共有する「情報共有の原則」、②市民の参加の下で市政が行われる「参加の原則」、③暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行う「協働の原則」の3つの基本原則を掲げています。

(3) 2025年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は29万4千人（平成28年10月1日現在）ですが、2025年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、13万9千人から、2025年には約20万人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、2025年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、2025年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組み、大枠として、2025年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【2025（平成37）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と 2025（平成37）年に向けて想定される課題	2025（平成37）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世代・夫婦のみ世帯・ひとり親世代・孤立している子育て世代・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日ごろからの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。

	現状の課題と 2025（平成37）年に向けて想定される課題	2025（平成37）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○地域のつながりが希薄化している中で、住民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民参加が進んでいくような取組を広げていくことが必要となっている。 ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育てていくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

2 第5期計画期間における施策の方向性

(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

本市における地域福祉計画推進においては、人口 150 万人を超える中で、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なるため、市域全域で考えることは難しく、これまで計画づくりにおいても市計画及び各区計画を策定してきました。

また、生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましく、今般の計画においては「区域」を第1層とし、これまで、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする「地域ケア圏域」を第2層と整理しました。さらに、より小規模な地域で考えていくことも重要であり、概念的に「小地域」として第3層と整理しました。

今回の整理においても、第1層よりも小さいエリアについては、同じ階層であっても実際のエリアが異なっているケースもありますが、地域の実情に応じて、圏域ごとの取組がより一層進められていくように検討していく必要があります。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（約 650） 小学校区（約 110 校区） など	（例示） <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。 など
第2層	地域ケア圏域（中学校区程度） （50 圏域程度） 人口平均 30,000 人程度 いこいの家（48 か所） 地域包括支援センター（49 か所） こども文化センター（58 か所）	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターやいこいの家など、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7 区） 人口 16 万人～25 万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 150 万人	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

(2) 第4期計画の取組状況と第5期計画に向けた課題

(計画期間；平成26～28年度 ※1年間延伸し、平成29年度まで)

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- (1) サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- (2) 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- (3) 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第5期計画への課題

- (1) 孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- (2) 地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- (3) 防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

直近の第4期計画については、基本目標ごとの主な取組の成果と、次期計画への課題について、以下で改めて整理を行い、第5期計画策定につなげます。

第4期計画における主な取組

基本目標① サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

○認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な方に対する成年後見制度等の普及・利用支援の取組が進められています。

- ・あんしんセンター運営の支援

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日常生活自立支援事業（金銭管理）	472人	505人	509人
法人後見受任件数	41件	38件	36件

- ・市長申立件数

申立件数（高齢者）	89件	67件	75件
申立件数（知的・精神障害）	13件	15件	13件

○幅広く福祉の仕事について知ってもらい、福祉現場での人材確保が進むとともに、研修等を通じて、資質の向上や職場への定着が進みつつあります。

- ・高齢社会福祉総合センターの運営（※委託による研修実施分を除く。）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
福祉職員向け現任研修	1,019名	1,101名	926名
認知症実践研修及びリーダー研修	181名	129名	246名

○災害時の支援の仕組みづくりに向けて、要援護者の登録制度の普及や、二次避難所の円滑な運営に向けた準備が着実に進みつつあります。

- ・災害時要援護者避難支援制度

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録者数	7,881人	7,124人	6,839人

- ・二次避難所の運営体制の整備

進捗状況	調整会議の開催、運営マニュアルの整備	調整会議の開催、運営マニュアルの整備	調整会議の開催
------	--------------------	--------------------	---------

○一人暮らし高齢者をはじめとした要援護者の見守りが、民生委員や事業者等の協力により、拡がりを見せています。

- ・ひとり暮らし等高齢者見守り事業（介護保険サービス等を受けていない75歳に到達した方と住所変更した76歳以上の方でひとり暮らし又は高齢世帯（3年に一度；75歳以上のひとり暮らし又は高齢世帯））

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調査対象者数	46,746人	6,714人	7,778人

- ・川崎市地域見守りネットワーク事業

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
協力事業者数	33団体	42団体	50団体
連絡報告数	53件	39件	27件

○生活困窮者への自立支援に向けた取組が進められています。

- ・生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規相談者	1,093人	1,494人	1,409人

【第5期計画に向けた課題】

○今後の超高齢社会を見据えて、成年後見制度を円滑に運用するために、市民後見人の養成等、更なる制度の周知を図り、裾野を拡げていく必要があります。

○福祉人材の確保に向けて、幅広く福祉の仕事について知ってもらうための一層の取組を進め、多様な働き方による人材の確保に向けた一層の検討が必要です。

○災害時の支援に向けて、多様な主体による連携のとれた仕組みづくりを防災訓練等を通じて、一層の検討を進めることが必要です。

○生活困窮など、従来の取組では把握することが難しい対象者に気づき、地域で日常的に見守り、支援につなげられる連動した仕組みづくりの一層の推進が必要です。

基本目標② 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化

○地域福祉推進拠点としての総合福祉センターや福祉パル等において、活発な利用が進みつつあります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総合福祉センターの運営（利用率）	71.0%	71.3%	71.3%
福祉パルの運営（研修室利用率）	49.9%	54.8%	55.2%
いきいきセンターの運営（利用者数）	282,248人	284,546人	269,445人
いこいの家の運営（利用者数）	582,718人	580,162人	587,944人

○地域包括ケアシステム推進ビジョンのもと、高齢・障害・児童の様々な相談機関において、サービスの質の向上が図られ、相互の連携も進みつつあります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域包括支援センター（相談件数）	54,803件	62,623件	63,366件
障害者相談支援センター（支援件数）	63,458件	69,797件	81,295件

○市民への福祉制度等の周知にあたって、様々なパンフレット等を作成し、広く周知を図り、一定程度普及が図られています。

※市ホームページ「かわさきのお医者さん」、「救急医療情報センター」での情報提供、「高齢者福祉のしおり」、「ふれあい・障害福祉の案内」などによる情報提供を実施。

【第5期計画に向けた課題】

○地域福祉の推進に向けて、地域における活動と、活動の場の関係性に留意しながら、活動の場づくりに向けた一層の検討が必要です。

○高齢・障害・児童に関する相談対応について、隙間なく、包括的に相談対応が図られるよう、連携を一層進めていくことが必要です。

基本目標③ 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

○区ごとに、地域福祉の推進に向けたテーマを設定し、講演会等を開催し、地域福祉について、興味を持ってもらうきっかけにつながっています。

※各区において地域福祉計画普及啓発事業として講演会等を継続的に実施。

○小学校を中心に、福祉教育に関する教材を作成するなど、「福祉の心」を育み、地域における活動に参加するきっかけづくりにつながっています。

※小学生向け副読本「ふれあい」などを活用した福祉教育の実践や、ボランティア振興センターにおいて、学校の取り組む福祉教育実践活動への協力支援や、区社会福祉協議会との連携による福祉教育関係者を対象とした研修会などを実施。

○地域の活動に関心を持ってもらうため、各種講座や好事例等に関する情報提供を進め、地域における活動に関心を持つ人の裾野が拡がりつつあります。

※各区において地域福祉計画推進事業として様々なテーマによるワークショップ、講演会、福祉団体、紹介ホームページの作成等による地域ネットワークづくりを実施しています。

○健康づくりや介護予防に向けて、運動の普及や食生活を改善するためのボランティア等を各区の状況に応じて養成し、健康づくりに向けた環境整備が少しずつ、進んできています。

※地域活動を通じた健康づくりを推進するため、健康に関する推進ボランティアを各区の状況に応じて養成し、地域における健康づくりの環境整備を図りました。

【第5期計画に向けた課題】

○地域の中で支え合う取組を一層推進していくために、地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを推進する必要があります。

○地縁組織の主体的な取組に加え、地域と社会福祉施設・企業・NPO等との協働により、市民意識の醸成を図りながら、参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくことが必要です。

○市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、社会参加等を通じて、つながりや健康を維持していけるよう、地域ぐるみの働きかけが必要です。

(3) 計画の基本理念・目標

第5期計画では、第4期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～」を基本理念としました。さらに、①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つの基本目標を掲げ、地域福祉の向上を推進します。

また、施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、広く福祉に関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上・人材確保に向けた研修の実施、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の避難支援、一人暮らし高齢者等の見守り、虐待への適切な対応、生活困窮者の自立支援など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に特化した形での取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、施策の推進の中でも、他分野との連携のとれた施策展開を図ります。

(4) 第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

- (1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり
 - ①健康づくり事業
 - ②介護予防事業
 - ③生涯現役対策事業
 - ④生活習慣病対策事業
 - ⑤食育推進事業
- (2) 地域福祉活動への参加の促進
 - ①民生委員児童委員活動育成等事業
 - ②老人クラブ育成事業
 - ③高齢者就労支援事業
 - ④青少年活動推進事業
 - ⑤地域における教育活動の推進事業
- (3) ボランティア・NPO活動等の支援
 - ①市民活動支援事業
 - ②ボランティア活動振興センターの運営支援
 - ③NPO法人活動促進事業
 - ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 - ⑤地域振興事業
 - ⑥地域福祉コーディネート技術研修
- (4) 活動・交流の場づくり
 - ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉パル）
 - ②いこいの家・いきいきセンターの運営
 - ③こども文化センター運営事業
 - ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

- (1) 福祉に関する情報提供の充実
 - ①地域子育て支援事業
 - ②老人福祉普及事業
 - ③福祉サービス第三者評価事業
 - ④地域福祉情報バンク事業
- (2) 包括的な相談支援ネットワークの充実
 - ①地域包括支援センターの運営
 - ②障害者相談支援事業
 - ③児童生徒支援・相談事業
 - ④母子保健指導・相談事業
- (3) 保健・福祉人材の育成
 - ①福祉人材確保対策事業
 - ・福祉人材バンク事業
 - ・福祉人材確保支援事業
 - ・福祉人材就労支援事業
 - ・人材開発研修センターの運営 他
- (4) 権利擁護の取組
 - ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
 - ②人権オンブズパーソン運営事業
 - ③女性保護事業
 - ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- (1) 災害時の避難支援体制づくりの推進
 - ①災害救助その他援護事業
 - ・災害時要援護者対策事業
 - ・大規模災害被災者等支援事業
 - ・被災者等支援事業
- (2) 一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進
 - ①地域見守りネットワーク事業
 - ②ひとり暮らし支援サービス事業
 - ③高齢者生活支援サービス事業
- (3) 虐待への適切な対応の推進
 - ①高齢者虐待防止対策事業
 - ②障害者虐待防止対策事業
 - ③児童虐待防止対策事業
- (4) 生活に困難をかかえる人の自立支援
 - ①生活保護自立支援対策事業
 - ②生活困窮者自立支援事業
 - ③ひとり親家庭の生活支援事業
 - ④子ども・若者支援推進事業
 - ⑤更生保護事業
- (5) ひきこもり対策等の推進
 - ①社会的ひきこもり対策事業
 - ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携
 - ①がん検診等事業
 - ②妊婦・乳幼児健康診査事業
 - ③在宅医療連携推進事業
- (2) 市民・事業者・行政の協働・連携
 - ①地域包括ケアシステム推進事業
 - ②認知症高齢者対策事業
 - ③社会福祉審議会の運営
 - ④地域福祉計画推進事業
 - ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
 - ⑥居住支援協議会の運営
- (3) 社会福祉協議会との協働・連携
 - ①社会福祉協議会との協働・連携

3 第5期計画の実施状況の点検・見直し

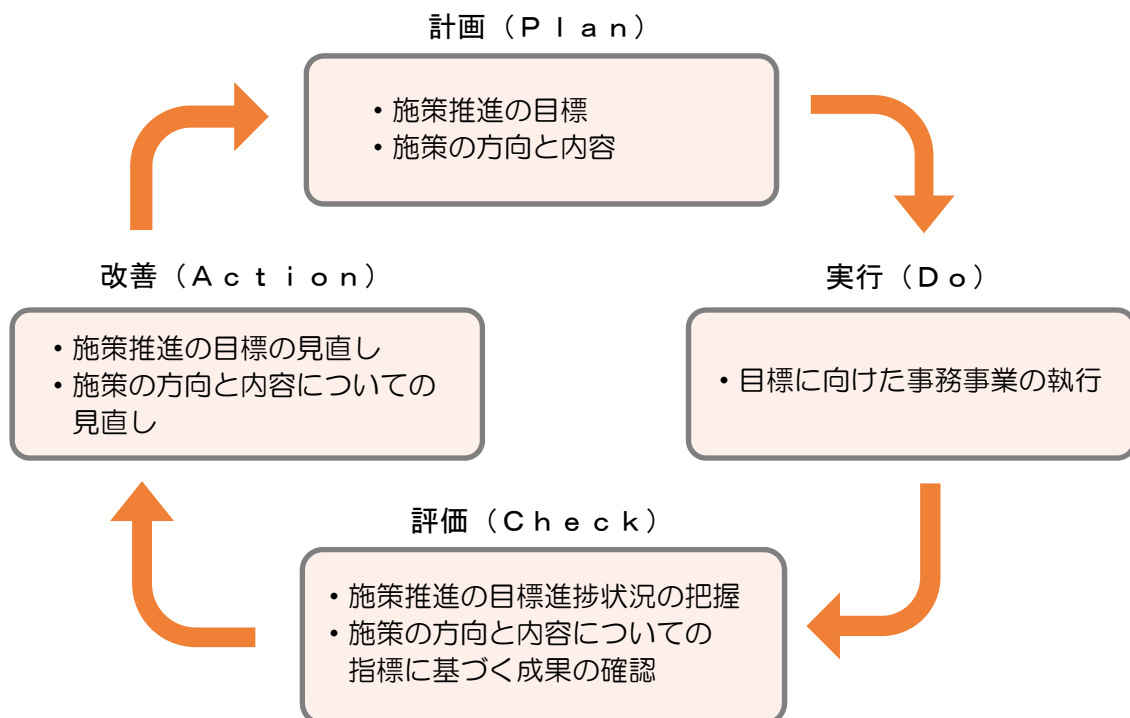
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

あわせて、各区地域福祉計画について、川崎市地域福祉計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第5期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、同地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（平成33（2021）～平成35（2023）年度）の策定につなげます。

【PDCAサイクル】



市民一人ひとりが
共に支え合い安心して暮らせる
ふるさとづくり

第4章

1 住民が主役の地域づくり

地域住民が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりを、多様な主体と連携を図りながら推進します。

そのため、(1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり、(2) 地域福祉活動への参加の促進、(3) ボランティア・NPO活動等の支援、(4) 活動・交流の場づくりに取り組みます。

こうした取組を通じて、今後の少子高齢社会に対応した、高齢者世代の介護予防が進み、地域の活性化に関わりを持ち、子ども世代も地域でのつながりを育み、愛着が育まれていくことをめざします。

(1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣や社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての市民が共に支え合いながら希望を持ち、ライフステージに応じて、心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざします。

そのため、若い世代から健康づくり、生活習慣病予防や重症化予防の取組とともに、高齢期の社会参加の促進も含め、健康づくりや介護予防を早期に実施できるような地域における環境づくりを進めます。

【いきがい・健康づくり、介護予防の取組】



事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	
健康づくり事業 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。	●「健康増進計画（第2期かわさき健康づくり21）」に基づく取組の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動団体や企業・職域保健等と連携した身近な場所での健康づくりの普及啓発活動の実施 中間評価の実施と今後の方向性の取りまとめ 各種事業等を通じた歯科口腔保健に関する普及啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な主体と連携した取組の実施 中間評価と今後の方向性を踏まえた取組の推進 継続実施 			→
●若い世代の健康づくりの取組の実施					
	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦とそのパートナーを対象に歯科検診を含めた総合的な健康づくりの取組（歯っぴーファミリー健診）の実施（H29） 	継続実施			→
介護予防事業 高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進めます。	●地域の実情に応じた多様なサービスの提供の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの実施 要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成 			→
	●介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援				
	<ul style="list-style-type: none"> 一般介護予防事業（総合事業）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における担い手の発掘 介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 			→
●自立支援・重度化防止に向けた取組の推進					
		<ul style="list-style-type: none"> 改正介護保険法を踏まえた課題分析と自立支援の取組の検討 			→
生涯現役対策事業 高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。	●「シニアパワーアップ推進事業」の実施				
	H28 自己啓発講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	
	H28 シニア向け傾聴講座開催回数：1回	シニア向け傾聴講座開催回数：1回	シニア向け傾聴講座開催回数：1回	シニア向け傾聴講座開催回数：1回	
	H28 パソコン講座開催回数：3回	パソコン講座開催回数：3回	パソコン講座開催回数：3回	パソコン講座開催回数：3回	
	H28 情報誌の発行回数：4回	情報誌の発行回数：4回	情報誌の発行回数：4回	情報誌の発行回数：4回	
	●高齢者の健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣				
H28 選手派遣：14 種目、92 名	選手派遣：20 種目、約 140 名	選手派遣：21 種目、約 150 名	選手派遣：21 種目、約 150 名		
<ul style="list-style-type: none"> 神奈川大会開催に向けた取組の推進 	継続実施			→	
●「介護予防いきいき大作戦」の推進					
H28 講演会開催数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回		
●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施					
H28 対象者数：4,856 人	継続実施			→	

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
生活習慣病対策事業 生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。	●生活習慣病予防等に向けた市民の取組の支援			
	・関係機関や地域活動団体等と連携した取組の実施	・様々な主体との連携による生活習慣病予防の取組の推進		→
	●若年層・働き盛り世代への生活習慣病対策の実施			
	・職域保健や企業等と連携した広報等の実施	・関係機関や企業と連携した取組の実施		→
●効果的な普及啓発の実施				
・企業等と連携したイベント実施や広報等の実施	継続実施		→	
●生活習慣病重症化予防の取組の実施				
・個別アプローチ等の重症化予防の取組の推進	・国民健康保険被保険者等における生活習慣病ハイリスク者に対する働きかけの実施		→	
食育推進事業 市民が健全な食生活を実践できるよう、「食育推進計画」に基づき食育の取組を推進します。	●「食育推進計画」に基づく取組の推進			
	・「第4期」計画の策定（H28）	・計画に基づく取組の推進		→
	●イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発の実施			
・多様な主体と連携したイベントや講座等の実施による普及啓発の推進	継続実施		→	

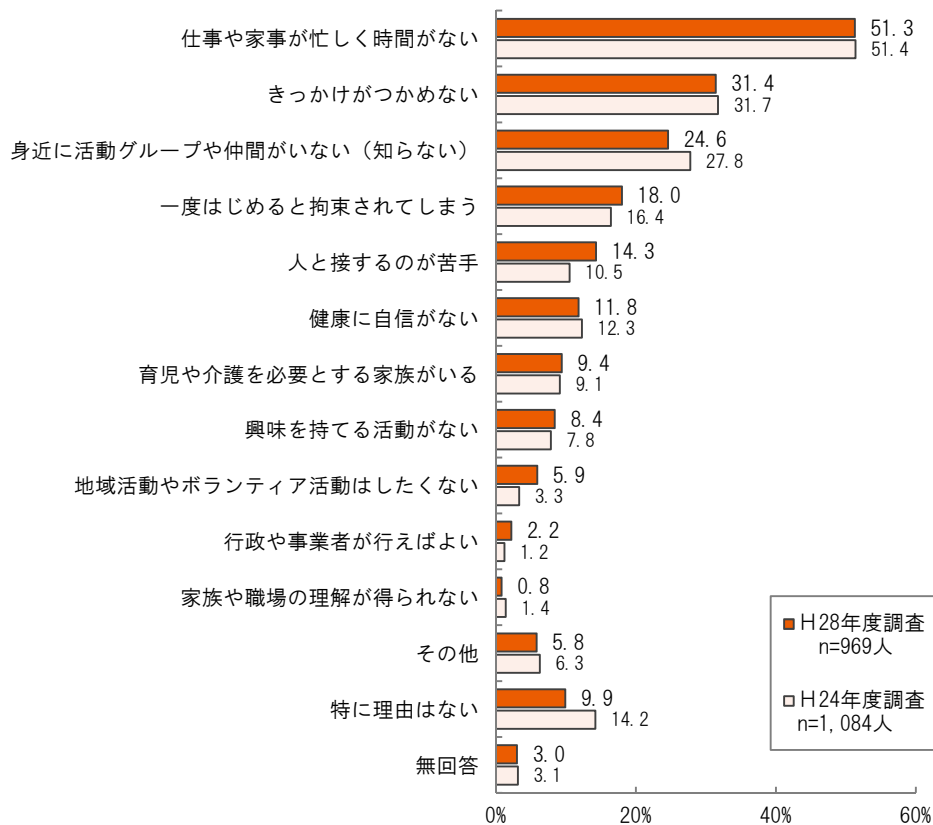
(2) 地域福祉活動への参加の促進

第4回川崎市地域福祉実態調査（平成 28（2016）年度）において、地域活動やボランティア活動に参加したことがない人の参加したことの無い理由として、「仕事や家事が忙しく時間がない」が51.3%と最も多い一方で、「きっかけがつかめない」（31.4%）、「身近に活動グループや仲間がない（知らない）」（24.6%）などの理由も多く、こうした活動に興味を持ちながらも、活動への参加につながっていない人もいます。

一方で、少子高齢化の進展により、現役世代3人が高齢者世代1人を支える「騎馬戦型社会」から、高齢者世代1人を現役世代1人が支える「肩車型社会」への移行が進み、これまで以上に、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた超高齢社会のまちづくりが求められます。また、地域共生社会の実現に向けても、ひとりの人の課題を地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民に「我が事」として捉えられる土壌が生まれ、地域づくりにもつながることが期待されています。

こうしたことから、いわゆるインフォーマル・サポートなどの地域福祉活動への参加を促す取組の重要性が急速に増大しています。地域の活動の担い手づくりとして、民生委員法等に位置付けられた民生委員児童委員の活動の支援を進めるとともに、目的別に、対象となる地域住民に働きかけ、活動につながるような支援を行っており、今後の地域づくりに向けた取組と連携して、取組の充実を図ります。

〔地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由（複数回答）〕



資料：川崎市地域福祉実態調査

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度		
民生委員児童委員活動育成等事業 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。	●民生委員児童委員の適正配置の実施 ・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 ・条例及び国の参酌基準に基づく欠員対策の推進による適正配置					
	●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ・取組の推進 ・協議会への支援を通じた民生委員児童委員への育成・支援					
	●活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実 ・効果的な研修の実施及び広報の強化 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・様々な媒体を活用した広報強化による活動支援の充実					
老人クラブ育成事業 老人クラブ連合会等の活動を支援し、地域社会における老人クラブの健全な発展を促進します。	●単位老人クラブ、友愛活動に対する助成 ・事業の推進 継続実施					
高齢者就労支援事業 希望する高齢者の就業の機会を確保することにより、生きがいづくりと社会参加を促進します。	●高齢者の就業の場の確保 ○シルバー人材センターに対する支援の実施 H28 会員数：4,744 人 受注件数：8,544 件 1人月平均就業日数：10.9日 継続実施					
青少年活動推進事業 地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。	●青少年を育成・指導する青少年関係団体への支援 ・青少年団体への支援 継続実施					
	●こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ・こども110番事業への支援等 継続実施					
	●「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進 ・青少年が企画・運営するイベントの実施 継続実施					
	●青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進 ・青少年指導員活動への支援 ・青少年指導員制度の充実にに向けた検討 ・検討結果を踏まえた活動の推進					
地域における教育活動の推進事業 地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	●各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 ・研修会の実施等による支援 継続実施					
	●地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進 ・交流会の開催 継続実施					
	●市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 ・会議等の実施 継続実施					
	●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施 ・H28 参加者数：2,814 人 ・参加者数：2,830 人以上 ・参加者数：2,830 人以上 ・参加者数：2,830 人以上					

(3) ボランティア・NPO活動等の支援

少子高齢化が進展する中で、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が、核家族化などによる家庭の機能の変容により低下傾向にあります。

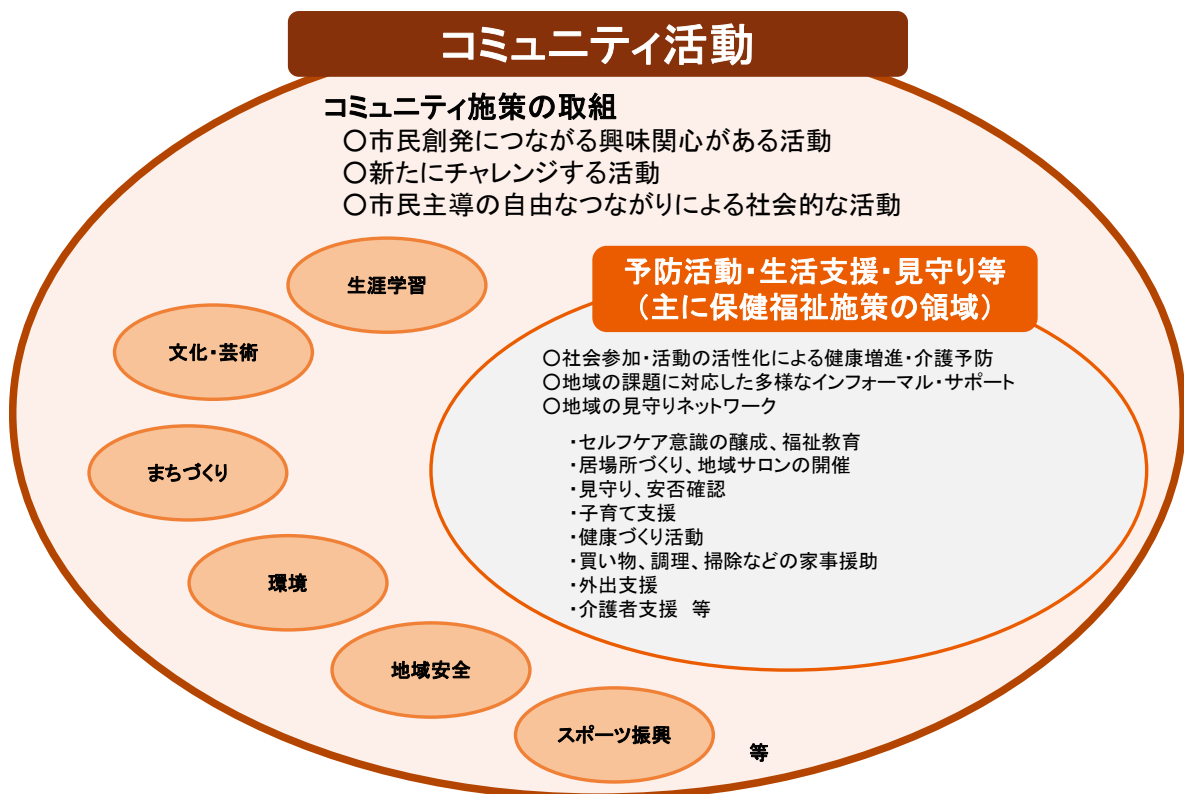
こうした中で、ボランティア、NPO、町内会・自治会その他の住民団体などの多様な主体が、力強く互助を担う仕組みや、住民と行政が相互に連携し、共に担い手となって地域の潜在力を十分に発揮し、地域力を創造する仕組みをつくっていくことが求められています。

そのため、こうした活動が活発に行われるように、川崎市社会福祉協議会の「ボランティア活動振興センター」や、「かわさき市民活動センター」などの中間支援組織における支援を進めるとともに、地域のボランティア活動等に参画する動機付けとなる取組を推進します。

さらに、コミュニティ施策分野などとも連携を図りながら、ボランティア・NPO活動や町内会・自治会の支援に向けた取組を推進します。

【コミュニティ活動の活性化に向けたイメージ】

「参加」と「現場主義」による人口150万都市にふさわしい成熟した市民共創



事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
市民活動支援事業 市民が行う自由な社会貢献活動である市民活動を活性化させるため、市民活動における中間支援組織を強化する取組を推進します。	●市内の様々な市民活動支援施策の情報共有・連携強化			
	・これまでの取組の検証 (H29)	・区における中間支援機能の検討 ・市内の様々な市民活動の中間支援組織のネットワーク化 ・支援メニューの検討 ・コーディネート機能の検討	・「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の取組の推進 ・検討結果を踏まえた取組の推進	→
	H28 施設等利用団体数：5,715 団体	施設等利用団体数：6,100 団体以上	施設等利用団体数：6,200 団体以上	施設等利用団体数：6,300 団体以上
	●「かわさき市民活動センター」の機能強化の推進			
・機能の検討	・支援メニューの開発 ・中間支援組織のネットワーク化 ・コーディネート機能の検討	・検討結果を踏まえた取組の推進	→	
●市民活動中の事故に対する「市民活動（ボランティア活動）補償制度」の実施				
・制度の運用	継続実施		→	
ボランティア活動振興センターの運営支援 社会福祉協議会が運営するセンターにおいて、地域コミュニティを支えるボランティア活動を効果的に支援し、民間主導による地域福祉の推進を図ります。	●「ボランティア活動振興センター」を通じたボランティア活動の育成・支援			
	・取組の推進	継続実施		→
NPO法人活動促進事業 NPO法人(特定非営利活動法人)活動の発展を一層促進するため、法人設立・運営支援や監督・指導を行うとともに、法人への寄付促進に向けた取組を推進します。	●NPO法人の設立認証、情報公開、監督等の実施			
	○NPO法人設立事務説明会、出張相談会の実施			
	・制度の運用	継続実施		→
	●NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用			
	○審査会からの今後の運用の方向性に関する諮問・答申に基づく運用			
	・制度の運用	継続実施		→
	○認定・条例指定制度説明会の開催			
	・説明会の開催	継続実施		→
	●NPO法人運営の基盤整備・強化に向けたサポート			
	○かわさき市民活動センターなど中間支援組織と連携した支援等			
	・支援の実施	継続実施		→
	○専門家による個別相談等の運営基盤強化に向けた取組の実施			
・支援の実施	継続実施		→	
●市民による相互支援や寄付文化の醸成				
○企業、市民とNPO法人の連携を促進するフォーラム等の開催				
・フォーラム等の開催	継続実施		→	
○全国的なキャンペーンである寄付月間に合わせた取組の実施				
・理解促進に向けた取組	継続実施		→	

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして学校評価を推進します。	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進					
	・事業実施	・「夢教育21推進事業」の継続実施				→
	●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施					
	・学校評価の実施	継続実施				→
地域振興事業 地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、行政との協働のパートナーである町内会・自治会の活動を支援し、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。	●「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」に基づく区と連携した取組					
	○地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、設立支援					
	・活性化支援	継続実施				→
	○住民組織調査の実施					
	・調査の実施	継続実施				→
	○町内会・自治会の実態を学ぶ庁内研修の実施					
	・研修の実施	継続実施				→
	○町内会・自治会に対する行政依頼事務の見直しに向けた取組					
	・行政依頼事務の見直しに向けた検討	・町内会・自治会の負担軽減・個別支援強化の考え方を策定 ・課題検討ワークショップの開催	・「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の取組の推進			→
	○町内会・自治会の個別事情に応じて求められる、きめ細かい活性化支援の実施					
	・活動支援	・支援のあり方の検討				→
	●町内会・自治会館の整備に関する補助の実施 ○会館整備補助金の交付による建替、耐震改修等の支援					
	・補助金の交付	継続実施				→
	●自治功労者表彰等の実施 ○地域福祉の増進及び住民自治の振興発展に貢献し、特に顕著な功績のあった町内会・自治会長等を表彰					
	・表彰等の実施	継続実施				→
	●市民自治財団の機能強化に向けた取組の実施 ○町内会・自治会活動の活性化を支援する市民自治財団の機能強化に向けた取組					
	・機能強化に向けた検討	・機能強化に向けた検討				→
	○新総合自治会館の整備 ・実施設計、整備 ・整備工事 ・竣工 ・供用開始					
○新総合自治会館における市民自治活動に資する取組への支援の実施						
・支援のあり方の検討	・支援のあり方の検討				→	
○市民自治財団と連携した、地域活動に寄与する新総合自治会館の利用促進及び管理運営方法の見直しに向けた取組						
・アンケート等の基礎調査	・管理運営方法の検討				→	
●検討結果を踏まえた取組の推進						
地域福祉コーディネート技術研修 地域福祉活動を行う団体等が、実践の上で必要なコーディネート技術習得のため、団体向けの活動支援ワークショップ・講座等を実施します。	●地域福祉活動の核となるコーディネーターを養成する研修の開催					
	・事業実施	継続実施				→

(4) 活動・交流の場づくり

地域福祉の着実な推進に向けて、地域住民の自発的・主体的活動の場としての活動・交流の場づくりが求められています。

活動・交流の場については、公共施設として、行政が環境整備を図っているものだけでなく、町内会館等の地域住民の集会施設や民間のスペースを活用して地域活動が行われているケースなども多くあります。こうした活動・交流の場の有機的な連携を進めていくことが重要です。

本市としては、これまで、地域福祉推進の拠点として「総合福祉センター」を設置するとともに、各区に「福祉パル」を設置し、地域福祉の推進を図ってきました。また、対象者別の施設として、高齢者を対象に健康・生きがいづくりなどを推進することを目的として、各区に「いきいきセンター」、市内48か所に「いこいの家」の運営を行っています。また、子どもを対象とした居場所としての機能や、子育て支援、青少年の健全育成、市民活動の推進を目的に、市内58か所に「こども文化センター」の運営を行っています。さらに、学校施設を活用しながら「地域の寺子屋事業」などを推進しています。

平成27(2015)年度からは、「いこいの家」と「こども文化センター」の合築施設について、多世代交流を図るための連携モデル事業を実施するなど、既存の取組を着実に推進するとともに、より効果的な活動・交流の場づくりにつなげていくことをめざします。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成28～29(2016～17)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	
地域福祉施設の運営 各種団体や地域住民の活動の場として、総合福祉センター等の運営を行います。	●総合福祉センターの運営				
	・取組の推進	継続実施		→	
いこいの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。	●福祉パルの運営(7か所)				
	・取組の推進	継続実施		→	
いこいの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。	●指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営				
	H28 いこいの家利用者数：587,392人	継続実施		→	
	・いきいきセンター併設老人デイサービスセンターの廃止に向けた利用者の移行調整及び跡地整備の検討	・移行調整及び跡地整備の検討	・調整及び検討結果を踏まえた取組の実施	→	
	●施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施				
	H28 実施数：2か所	実施数：2か所	実施数：2か所	実施数：2か所	
	●いこいの家、いきいきセンターの移転・整備				
	○等々力緑地再編整備に係る等々力いこいの家の移転				
	・再編整備のスケジュール変更に伴う移転時期の変更	・行政区を単位とした指定管理者の選定	・第4期指定管理期間の開始	・移転、供用開始	
	○小杉駅周辺地区(日本医科大学地区)への中原いきいきセンターの移転				
	・中原いきいきセンターの移転整備に向けた検討	継続実施		→	
●こども文化センターとの連携強化による多世代交流に向けた取組の推進					
H29 モデル事業実施数：13か所	・モデル事業の充実 ・多世代交流のための取組の継続実施と更なる推進のための手法の検討		→		

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 28~29 (2016~17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
こども文化センター運営事業 子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の拠点としての活用を図ります。	●こども文化センターにおける児童の健全育成事業の実施			
	○こども文化センターの運営			
	・今後の運営のあり方の検討 H29：57 か所	・今後の運営のあり方を踏まえた児童の健全育成に向けた取組の推進 ・施設等の計画的な維持・補修の実施		→
				→
	○(仮称)小杉こども文化センターの整備			
・実施設計	・工事着手	・整備推進	開設 (58 か所)	
●多世代交流の促進に向けた取組の推進				
H29 モデル事業実施数：13 か所	・いこいの家との連携事業の推進		→	
地域の寺子屋事業 地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進			
	H30.3までの設置か所数：38 か所	設置か所数：77 か所	・地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充	→
	●養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保			
	H28 参加人数：578 人	参加人数：1,000 人	参加人数：1,500 人	参加人数：2,000 人
	●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発			
年1回開催	継続実施		→	

2 住民本位の福祉サービスの提供

地域において、困ったときに声をあげられ、周囲に相談できる環境づくりとともに、何らかのケアが必要となった際に、保健福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせることで利用できる環境づくりが重要です。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスの着実な提供をめざすとともに、包括的な相談体制づくりを推進します。

そのため、(1) 福祉に関する情報提供の充実、(2) 包括的な相談支援ネットワークの充実、(3) 保健・福祉人材の育成、(4) 権利擁護の取組を進めます。

(1) 福祉に関する情報提供の充実

市民が必要な保健医療福祉サービス情報を入手できるように、「高齢者福祉のしおり」「ふれあいー障害福祉の案内ー」などの冊子による情報提供や、インターネット「かわさきのお医者さん」を通じた医療機関の情報提供、地域子育て支援センターを通じた子育て情報の提供等を推進します。

さらに、福祉に関する制度の情報や地域情報などを効果的に提供するため、川崎市社会福祉協議会を通じて、地域福祉情報バンク事業を行い、「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」による情報提供を推進します。

また、市内の障害者福祉サービス事業所や保育園等を対象として、利用者が選択に資するよう、福祉サービス第三者評価事業により、福祉サービス事業者の情報提供を推進します。

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28~29 (2016~17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
地域子育て支援事業 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 ○事業の利用促進に向けた取組の推進			
	H28 延べ利用人数：276,623 人、53 か所	延べ利用人数：278,283 人以上	延べ利用人数：279,953 人以上	延べ利用人数：281,634 人以上
	●ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 ○事業の利用促進に向けた取組の推進			
	H28 子育てヘルパー会員平均登録数：775 人	子育てヘルパー会員平均登録数：802 人以上	子育てヘルパー会員平均登録数：816 人以上	子育てヘルパー会員平均登録数：830 人以上
●「(仮称) 子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の実施				
・計画の策定	・計画に基づく取組の推進	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画部分の見直し	→

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
老人福祉普及事業 老人スポーツ大会の実施や福寿手帳の交付を通じて、地域交流の促進と高齢者福祉についての理解を広め、関心の向上を図ります。	●老人福祉大会・老人クラブ大会、老人スポーツ大会、老人健康促進事業の実施 ・取組の推進	継続実施		→
	●かわさき福寿手帳の発行 ・取組の推進	継続実施		→
福祉サービス第三者評価事業 福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資する情報提供を図るため、福祉サービス第三者評価を推進します。	●福祉サービス第三者評価の受審の促進 ・取組の推進	継続実施		→
	●評価調査者養成研修の実施 ・取組の推進	継続実施		→
	●評価結果の公表 ・取組の推進	継続実施		→
地域福祉情報バンク事業 川崎市総合福祉センターにおいて、多様化する生活ニーズに対応して、福祉団体や福祉サービス、福祉関連図書等の地域情報を提供するとともに、相談に応じます。	●地域福祉情報提供サイト（かわさき福祉情報サイト「ふくみみ」）の運営 ・取組の推進	継続実施		→
	●情報バンク通信の発行 ・取組の推進	継続実施		→
	●総合相談事業の実施 ・取組の推進	継続実施		→

(2) 包括的な相談支援ネットワークの充実

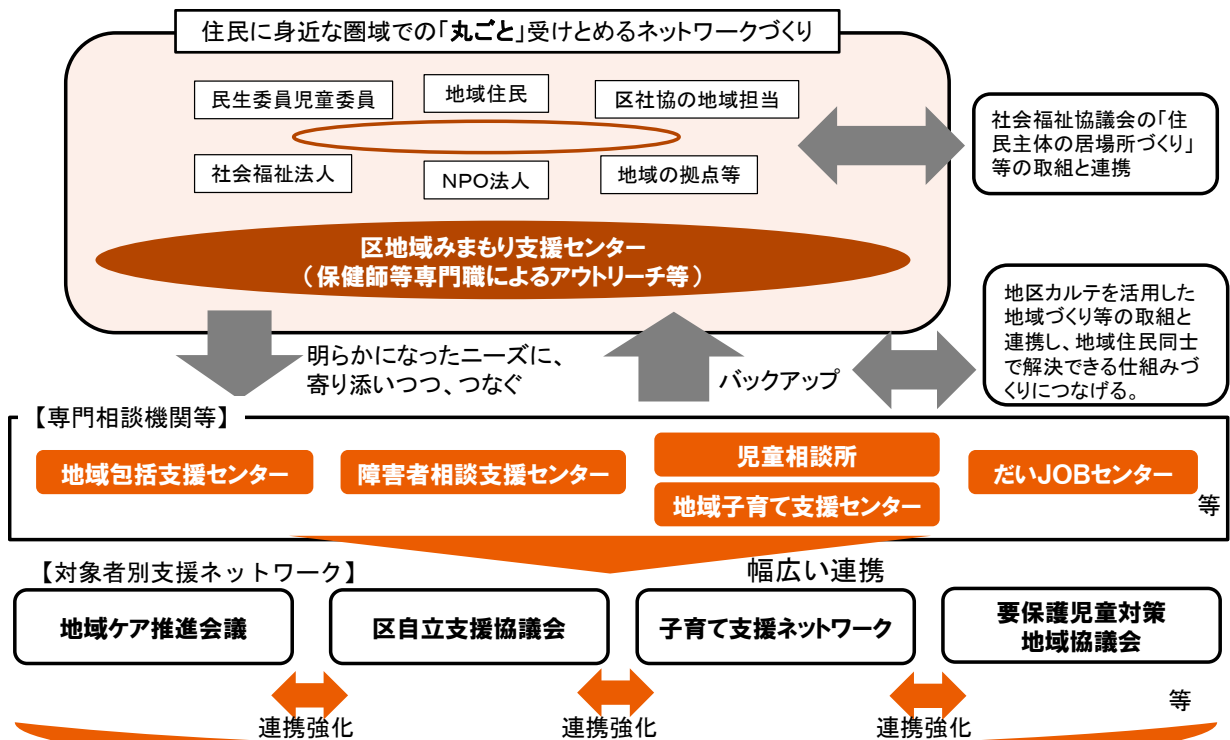
少子高齢化が進展する中で、家族形態の変容とともに、地域で課題を解決していくという地域力、互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力も低下傾向にあります。

こうした中で、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯のほか、いわゆる「ごみ屋敷」など、複合的な生活課題への対応が求められています。

こうしたことから、解決が困難な状態となる前に、予防の視点を重視し、これまでの分野別、年齢別に縦割りだった支援に留まらず、改めて当事者を中心とした支援をめざして、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制をつくることが重要となっています。

本市においては、平成28（2016）年4月に、保健師等の専門職が担当地区を持ち、保健師や社会福祉職等の専門職がチームで対応し、生活課題を抱える住民をとりあえず受け止められるよう、各区役所に地域みまもり支援センターを整備しました。今後も増大が見込まれるこうした課題を抱えた人に対応していけるよう、引き続き、専門職による職種間連携や地域住民等と協働して、地域の連携を進めます。

【包括的な相談支援ネットワークづくり】



対象者別支援ネットワーク間で緩やかな連携を図り、多問題事例等の個別ケースに対して相談機関を超えた専門多職種チームでの対応を円滑に進められるようなプラットフォームづくりを進める。

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
地域包括支援センターの運営 地域包括支援センターの運営を通じて、介護予防ケアマネジメント業務など、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助・支援を包括的に行います。	●地域包括支援センターの運営			
	H29：49 か所	49 か所	49 か所	49 か所
	●地域ケア会議の推進			
	H28：244 回	268 回以上	280 回以上	294 回以上
	●多職種協働によるネットワークの構築			
	取組の推進	継続実施		→
障害者相談支援事業 障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援を実施します。	●障害者相談支援センターの運営及び体制強化に向けた検討			
	・各区に基幹型1か所、地域型3か所、計28か所設置	継続実施		→
	・障害者相談支援センターの体制強化に向けた現行体制の検証（H29）	・検証結果に基づく体制強化に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進	→
	●地域自立支援協議会の推進			
	H28 開催回数：5回	開催回数：4回以上	開催回数：4回以上	開催回数：4回以上
	●指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等			
・体制強化に向けたあり方の検討	・体制強化に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進	→	
児童生徒支援・相談事業 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	●児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進			
	・コーディネーターの専任化完了（H29）	・スキルアップに向けた研修の実施		→
	●スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実			
	○スクールカウンセラーの配置			
	・全中学校への配置	継続実施		→
	○学校巡回カウンセラーの派遣			
	・全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣	継続実施		→
	●スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもが置かれている状況に応じた支援			
・川崎区2名、その他の区は1名の配置	・各区スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化		→	
	●多様な相談機能の提供			
・24時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習機会の提供	・多様な相談機能による相談支援の実施		→	
母子保健指導・相談事業 思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。	●思春期の心と身体の健康教育の実施			
	○学校保健と連携した集団指導等の実施			
	H28 参加者数：6,070人	参加者数：6,100人以上	参加者数：6,200人以上	参加者数：6,300人以上
	●各区保健福祉センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施			
	・事業実施	継続実施		→
	●各区保健福祉センターにおける両親学級等の開催による出産・育児支援			
	H28 参加者数：5,667人	参加者数：5,850人以上	参加者数：5,900人以上	参加者数：5,950人以上
●乳児家庭への新生児訪問及びこんには赤ちゃん訪問の実施				
H28 訪問実施率：91.5%	訪問実施率：92.2%以上	訪問実施率：92.2%以上	訪問実施率：92.2%以上	
●産前産後におけるサポートの実施				
H28 利用者数：延べ942人	利用者数：延べ1,000人以上	利用者数：延べ1,010人以上	利用者数：延べ1,020人以上	

(3) 保健・福祉人材の育成

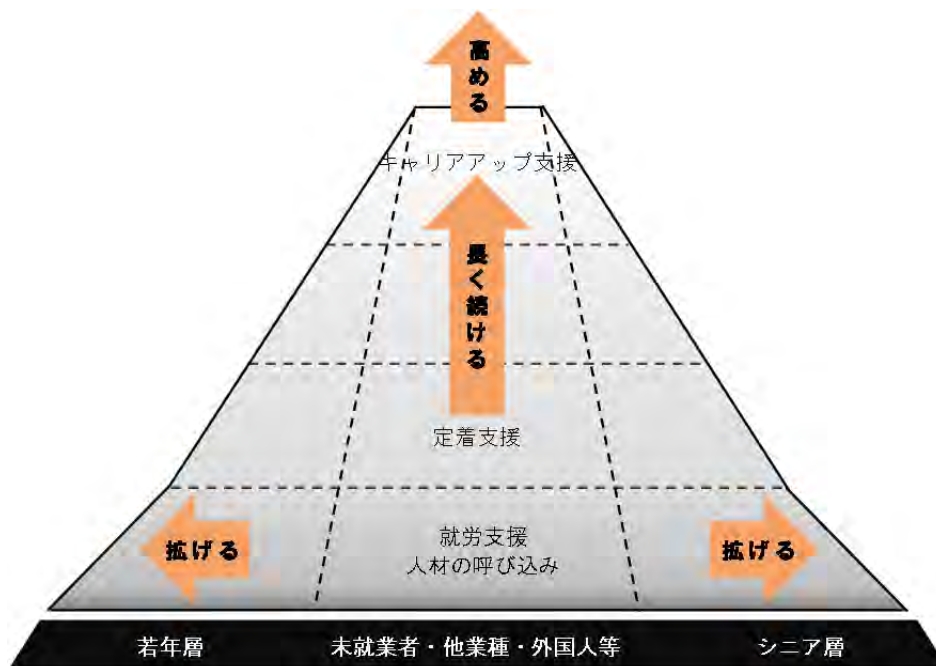
市内介護事業所向けの調査では、事業を展開する上での問題点や課題として、77.2%が「人材の確保が困難」と回答しており（平成28年度川崎市高齢者実態調査）、最も回答が多い状況です。

保健・福祉に関する人材については、多くの事業所が人材確保に向けた募集等を行っているものの、人材確保が困難な状況にあり、事業を運営する上で大きな課題となっています。

こうした状況から、介護人材をはじめとして、①人材の呼び込み、②就労支援、③定着支援、④キャリアアップ支援に分けて、人材確保に向けた取組を推進します。

取組	めざすべき姿	主要な施策
①人材の呼び込み	多様な人材の参入促進を図り、裾野を広げる	<ul style="list-style-type: none"> 介護の魅力の情報発信による介護職のイメージアップ 家事援助など生活援助に特化した知識等の習得を目的とする研修制度の推進 市民や事業者に向け、福祉・介護に関する普及啓発の推進
②就労支援		<ul style="list-style-type: none"> 就職相談会や無料職業紹介の実施 仕事を続けたいシニア層の就労支援の推進 介護資格取得者への就労支援の実施 潜在的有資格者を掘り起こし、再就職を支援
③定着支援	長く続けられるよう定着促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員のメンタルヘルスクエアの実施 介護職員の安定した雇用確保と定着支援 職場環境の改善への取組 外国人介護人材の活用や介護ロボットの導入支援
④キャリアアップ支援	専門性を高め、人材の機能分化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・介護従事者向けや、医療的ケアに対応した各種研修・講座等の開催
国や県の基盤整備	処遇改善加算や介護報酬改定、指針策定や基金による事業・取組の推進	

【保健・福祉人材等の確保・定着支援策（取組イメージ）】



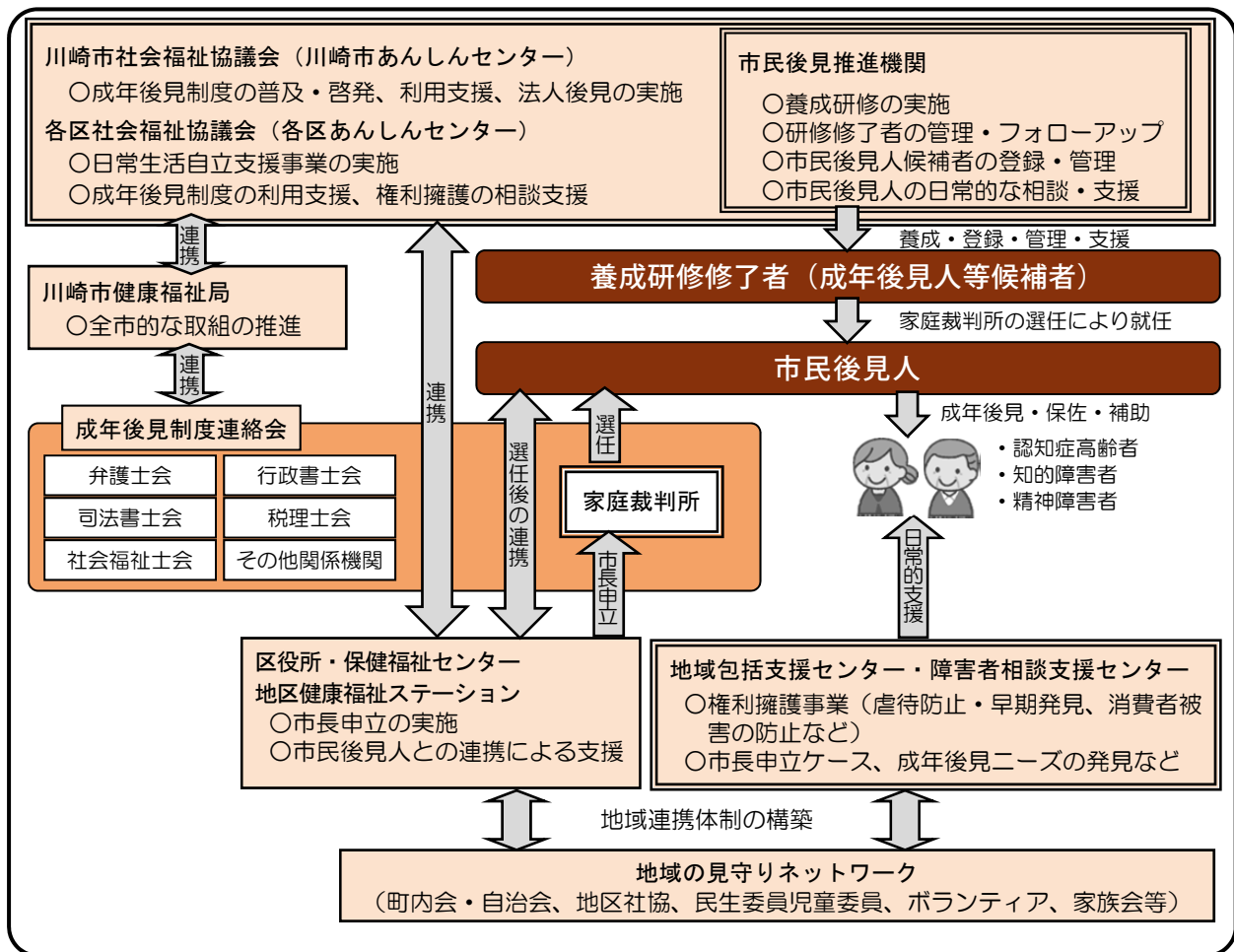
事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28~29 (2016~17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
福祉人材確保対策事業 人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援の4つの柱で、介護人材確保と定着の支援に取り組みます。	●多様な人材の参入を促進し、人材の呼び込みにつながる取組を実施			
	・パンフレット作成・配布等、介護職のイメージアップのための普及啓発の実施	・学生や保護者向けのパンフレット作成等による普及啓発の実施		
	●介護の仕事に就くための支援の実施			
	○福祉人材確保に向けた事業者の支援			
	H28 就職相談会参加者数：397人	就職相談会参加者数：400人以上	就職相談会参加者数：400人以上	就職相談会参加者数：400人以上
	H28 外国人介護人材雇用セミナー参加者数：13人	外国人介護人材雇用セミナー参加者数：15人以上	外国人介護人材雇用セミナー参加者数：15人以上	外国人介護人材雇用セミナー参加者数：15人以上
	○潜在的有資格者の掘り起こし等の就労支援			
	H28 バスツアー等への参加者数：52人	・再就職支援セミナー等の実施		
	●医療・介護人材の定着支援の実施			
	○福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進			
	H28「メンタルヘルス相談窓口」による就労実績：56人	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上
	○介護職員の安定した雇用の確保と定着に向けた取組の実施			
・求職者向けの研修と介護事業所へのインストラクター養成研修の一体的な実施	継続実施			
○介護ロボットや、外国人、シニア高齢者など多様な人材の活用の促進				
	・普及啓発等による介護ロボットの導入支援及び法改正に伴う外国人介護人材の受入れに向けた各種研修やメンタルケア等の実施			
●管理者向け人材育成研修や介護福祉士国家試験対策講座など人材開発研修センターによる研修の実施				
H28 実施回数：67回	実施回数：70回以上	実施回数：70回以上	実施回数：70回以上	

(4) 権利擁護の取組

認知症高齢者をはじめ、知的・精神障害者の増加に伴い、訪問販売等による消費者被害や虐待など、権利侵害も増加していくことが見込まれることから、このような権利侵害を未然に防ぎ、認知症高齢者、知的・精神障害者等が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、成年後見制度の利用を促進するなど、高齢者・障害者の権利擁護に一体的に取り組めます。

また、子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害についての相談や救済に向けて、人権オンブズパーソンを設置するとともに、あわせて、DV被害等への支援に取り組み、地域で安心して地域住民が暮らせるように、権利擁護の取組を推進します。

【本市における権利擁護体制】



事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
権利擁護事業 高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	●成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営 運営数：各区1か所	運営数：各区1か所	運営数：各区1か所	運営数：各区1か所
	●成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催 H28 開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回
	●成年後見制度利用促進法に基づく取組の検討 ・成年後見制度利用促進法に対する取組の検討	・利用促進に関する施策についての基本計画の策定及び審議会等設置の検討 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける取組全体のコーディネートを行う中核機関等設置の検討	→	・検討結果に基づく取組の推進 ・検討結果に基づく取組の推進
	●市民後見人の養成と業務支援の取組の推進 ・市民後見人の支援等の推進	・市民後見人の養成、フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施	→	→
	●市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業の実施 H28 市職員向け虐待対応研修開催数：2回 ・事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施	市職員向け虐待対応研修：2回 継続実施	市職員向け虐待対応研修：2回	市職員向け虐待対応研修：2回
	●障害者差別解消法に基づく取組の実施 ・市職員の服務規律である「対応要領」の施行・周知、及び研修等の実施 ・市民や事業者への普及・啓発 ・障害者差別解消支援地域協議会の運営	継続実施	→	→
	●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 ・相談に対する助言及び支援 ・救済申立てに関する調査・調整等の実施 ・相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ・市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進	継続実施	→	→
女性保護事業 日常生活に様々な困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組みます。	●女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 ・事業実施	継続実施	→	→
	●DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ・各区での相談・支援の実施	継続実施	→	→
	●DV被害者等の緊急一時保護の実施 ・事業実施	継続実施	→	→

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
子どもの権利施策推進事業 子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。	●子どもの権利に関する広報及び意識普及の促進			
	○広報資料・ホームページの活用による様々な世代に向けた広報及び意識普及の促進			
	H28 広報資料配布部数：164,893 部	広報資料配布部数：165,500 部以上	広報資料配布部数：166,000 部以上	広報資料配布部数：166,500 部以上
	○講師派遣や「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催等による広報及び意識普及の促進			
	H28 講師派遣事業参加者数：858人	講師派遣事業参加者数：900 人以上	講師派遣事業参加者数：950 人以上	講師派遣事業参加者数：1,000 人以上
	●「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進			
・第5次行動計画に基づく取組の推進	・第5次行動計画に基づく取組の推進	・第6次行動計画の策定	・第6次行動計画に基づく取組の推進	
●「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施				
・調査実施			・調査実施	

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の避難支援、生活困窮者の自立支援など、日ごろからの見守り・支え合いの取組の充実を図りながら、取り組むべき重要な課題が増大しているため、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、今日的な課題に対応していくための取組をあわせて進め、地域の安全・安心の確保を推進することが求められています。

そのため、(1) 災害時の避難支援体制づくりの推進、(2) 一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進、(3) 虐待への適切な対応の推進、(4) 生活に困難をかかえる人の自立支援、(5) ひきこもり対策等の推進に取り組めます。

(1) 災害時の避難支援体制づくりの推進

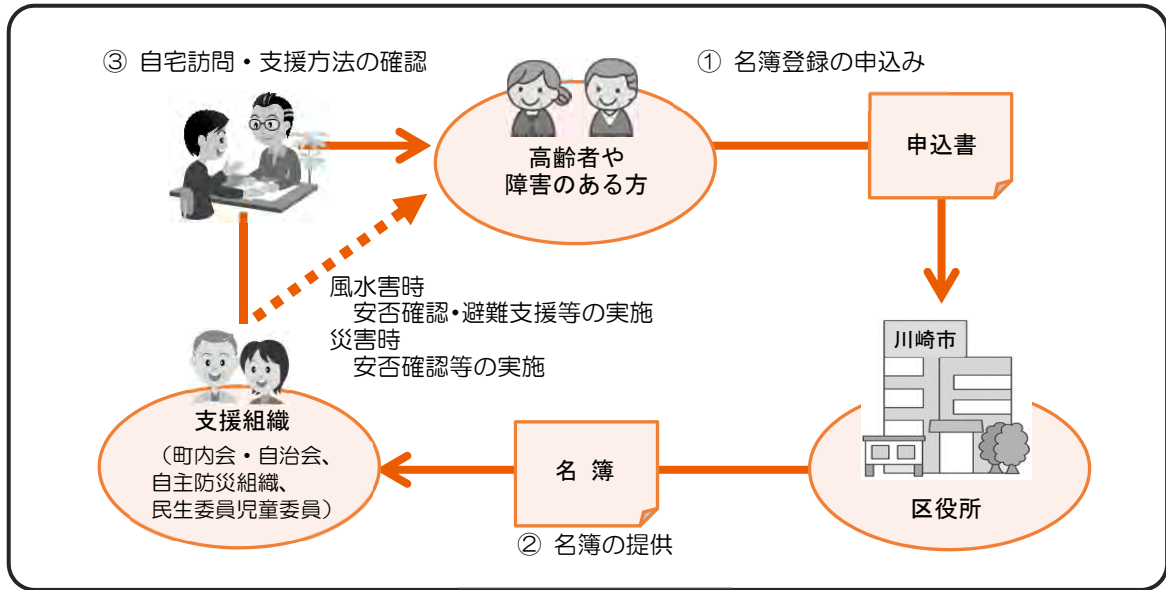
平成23(2011)年3月の東日本大震災など、近年、災害の大規模化、多様化が進んでいます。こうした中で、日ごろの見守り活動が、災害時における地域の助け合いにもつながることから、「災害時要援護者避難支援制度」(平成19(2007)年12月から開始)などの防災に関する事業については、日ごろからの見守り体制づくりの取組と緊密に連携しながら推進を図ります。

災害時に自力で避難することが困難な高齢者などの災害時要配慮者等からの申込みに基づき作成した登録者名簿を、地域の支援組織(自主防災組織等)に提供し、地域の助け合いにより避難を支援する「災害時要援護者避難支援制度」については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの介護サービス事業所等が日常的な業務の中で、必要に応じて登録の勧奨を行います。

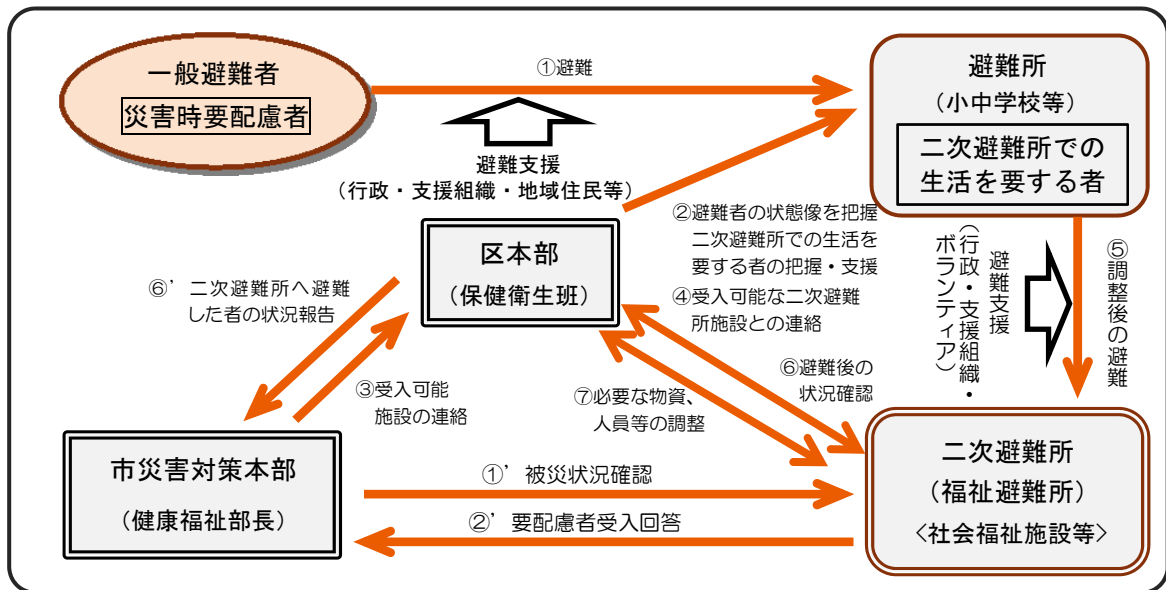
また、災害時に、避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする災害時要配慮者に対し、社会福祉施設等と連携しながら、施設内のスペースを利用した二次避難所(福祉避難所)を整備するとともに、円滑な利用を確保するため、「川崎市二次避難所(福祉避難所)開設・運営(基本)マニュアル」の整備や、二次避難所(福祉避難所)の主体的な管理運営等を施設管理者に依頼するなど、連携強化に取り組めます。

さらに、市健康福祉局や区役所と、社会福祉施設等の二次避難所(福祉避難所)や地域包括支援センターに設置した無線機を日ごろの訓練等を通じて、災害時に備え速やかに活用できるよう取り組むとともに、市健康福祉局や区役所と、二次避難所(福祉避難所)や地域包括支援センターなどの関係機関との連携が図れるよう作成した、災害関係のマニュアルやガイドラインなどの活用を通じて、関係機関との連携を推進し防災体制を推進強化します。

【災害時要援護者避難支援制度】



【二次避難所避難フロー図】



事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
災害救助その他援護事業 災害時に高齢者や障害者等の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用など災害時援護体制の整備を図ります。	●災害時の要援護者に対する見守り体制の推進			
	・「災害時要援護者避難支援制度」に基づく取組の推進	・制度の広報、対象者の把握、地域における日ごろからの見守り支援の推進、必要に応じた登録の勧奨等		→
	●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備			
	H29 二次避難所の整備：202 か所	二次避難所の整備：合計 202 か所以上 対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区 1 回以上 ・備蓄品整備のモデル実施（各区 2 施設） ・二次避難所管理運営マニュアルの改訂	二次避難所の整備：合計 202 か所以上 対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区 1 回以上 ・モデル実施を踏まえた整備の検討・実施 ・二次避難所管理運営マニュアルの運用、検証	→
	●大規模災害時における医療・福祉拠点機能の強化			
	・病院等の関係機関との情報連携や調整機能の整備に向けた取組の実施		→	
●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給				
	H28 支給件数：92 件	継続実施		→

(2) 一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進

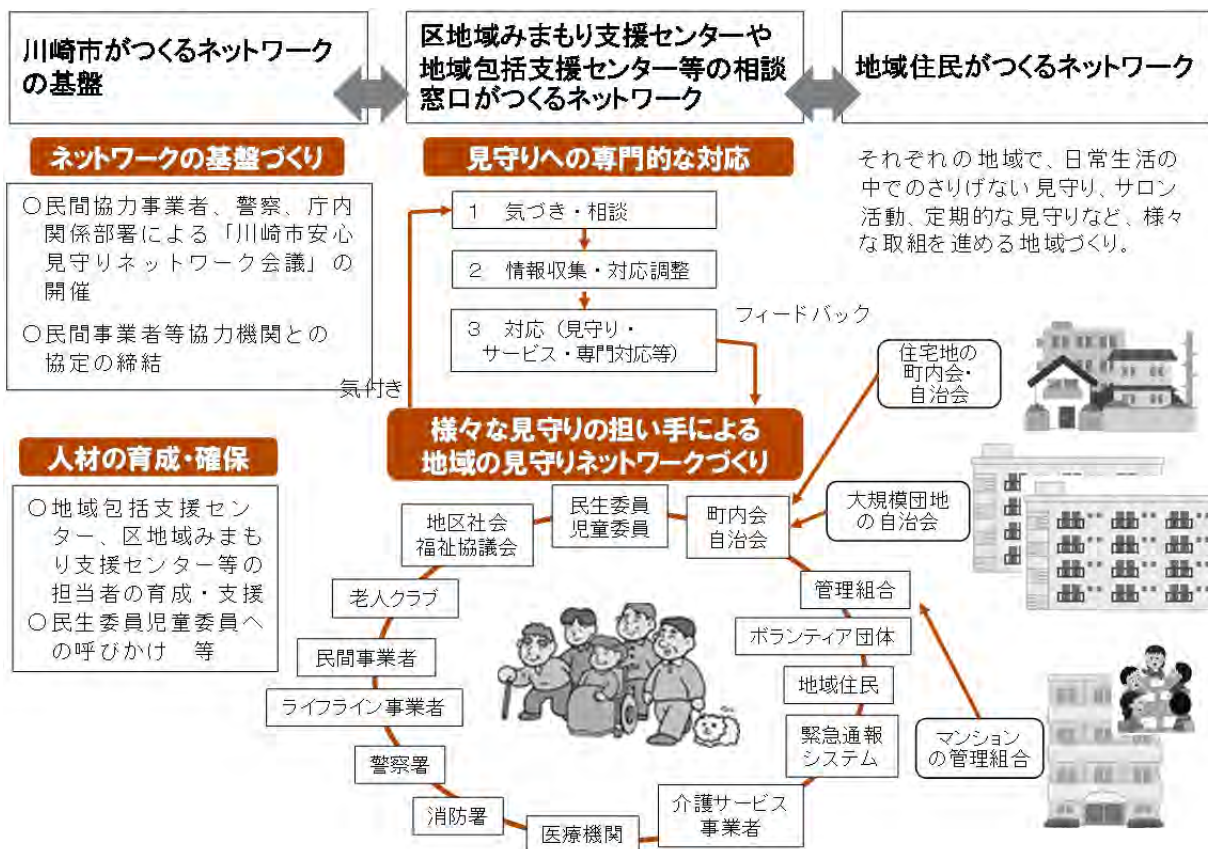
高齢化や核家族化の進展に対応するため、大幅に増え続けている単身高齢者をはじめとする地域における見守りの充実が大きな課題になっています。

地域における「見守りネットワーク」の基本となる活動として、小地域のネットワークの中で、高齢者が高齢者を介護する「老々介護」、認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」など、見守りが必要となる高齢者等を、住民同士がお互いに気にかける支え合いの仕組みづくりが求められています。

こうしたことから、様々な生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いの仕組みとして、コンビニエンスストアや新聞配達店等、地域の民間事業者等の協力機関と協定を締結し、連携を深めるとともに、事例報告や支援に向けた情報交換を目的とした「安心見守りネットワーク会議」の開催による基盤づくりの取組を進めます。

また、様々な見守りの担い手による地域の見守りネットワークづくりに向けて、民生委員児童委員の協力の下、一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯などの実態把握を進めるとともに、町内会・自治会や、集合住宅の自治会や管理組合等においても、日常生活の中でのさりげない見守り、サロン活動などの住民主体による取組が、それぞれの地域で進んでいき、地域の相談機関なども包含した多様な主体による連携を推進し、安心して暮らし続けられる地域づくりにつなげていきます。

【地域見守りネットワークのイメージ】



事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
地域見守りネットワーク事業 ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。	●単身高齢者等の生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いの仕組みづくりの推進 ○地域見守りネットワークの広報の実施 ・市政だより等による広報	継続実施		→
	○協力民間事業所の拡充に向けた取組の実施 H28 協力事業者数：50 か所	協力事業者数：56 か所以上	協力事業者数：59 か所以上	協力事業者数：62 か所以上
	○人命救助につながった協力民間事業者への表彰 H28 表彰者数：2件	継続実施		→
ひとり暮らし支援サービス事業 ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組みます。	●ひとり暮らし等高齢者の地域における見守り事業の実施 ・民生委員児童委員の協力による状況把握や安否確認等の実施	・地域における見守りの継続実施		→
	●区役所及び地域包括支援センターの支援による市民主体の見守りの推進			
	○互助の仕組みや関係機関との連携体制の強化に向けた取組の推進			
	・地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワークづくり」	継続実施		→
	○互助の担い手不足に課題のある地域における見守り体制の構築			
		・高齢化の進んだ団地における見守り体制の構築		→
	●ICTを活用した効率的・効果的な高齢者見守り支援の実施			
	・緊急通報システムの運用	・緊急通報システムの継続実施		→
高齢者生活支援サービス事業 寝具乾燥や訪問理美容等の高齢者の生活を支える介護保険外のサービスを提供するとともに、日常生活用具の給付等を行います。	●紙おむつ及び日常生活用具給付事業の実施			
	・取組の推進	継続実施		→
	●寝具乾燥事業の実施			
	・取組の推進	継続実施		→
	●訪問理美容サービス事業の実施			
	・取組の推進	継続実施		→
	●要介護生活支援ヘルパー派遣事業の実施			
	・取組の推進	継続実施		→
	●地域における高齢者や障害者に対する歯科診療対応力向上を図る研修の運営支援			
	・取組の推進	継続実施		→

(3) 虐待への適切な対応の推進

「児童虐待」「高齢者虐待」「障害者虐待」等といった言葉が一般に知られるようになり、虐待に至る理由の1つとしての社会的孤立を防ぐことの重要性も高まっています。市民一人ひとりが予防的に取り組み、自助・互助・共助・公助の組み合わせによる対応の重要性を普及していくことが、今後さらに必要と考えられます。

特に、子どもの健やかな成長を支えるためには、児童虐待の状況に気づき、迷わず連絡し、家庭を支援するよう、地域のつながりを強めることも求められています。

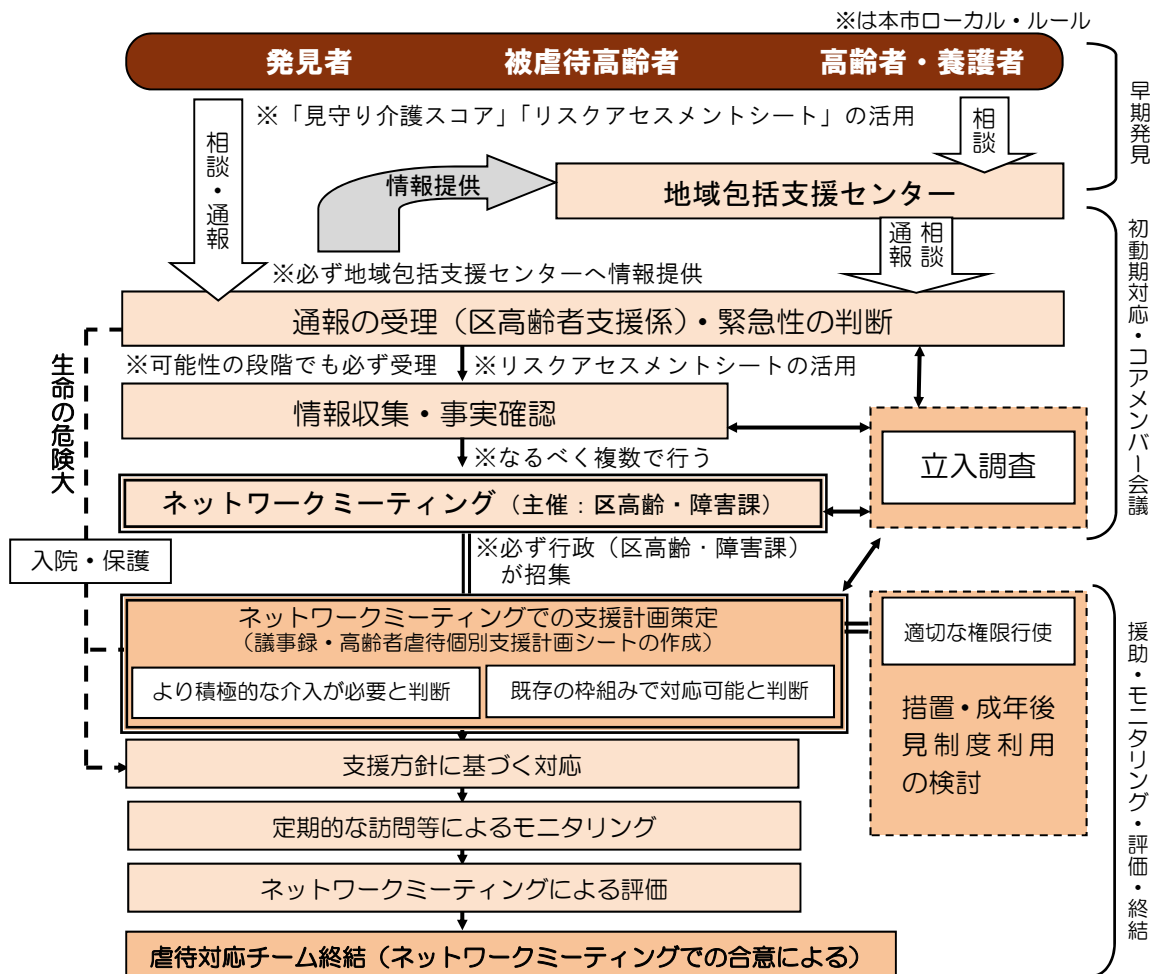
高齢者や障害者についても、地域での見守りのネットワークを構築しつつ、介護者の負担感を軽減していくことが必要となっています。

また、虐待への対応については、個人情報取り扱いへの配慮が必要ですが、地域で活動されている方々が、個人情報の取り扱いについて正しく理解し、適切に取り扱うことで相手との信頼関係を築きながら、情報共有できるように普及に努めていきます。

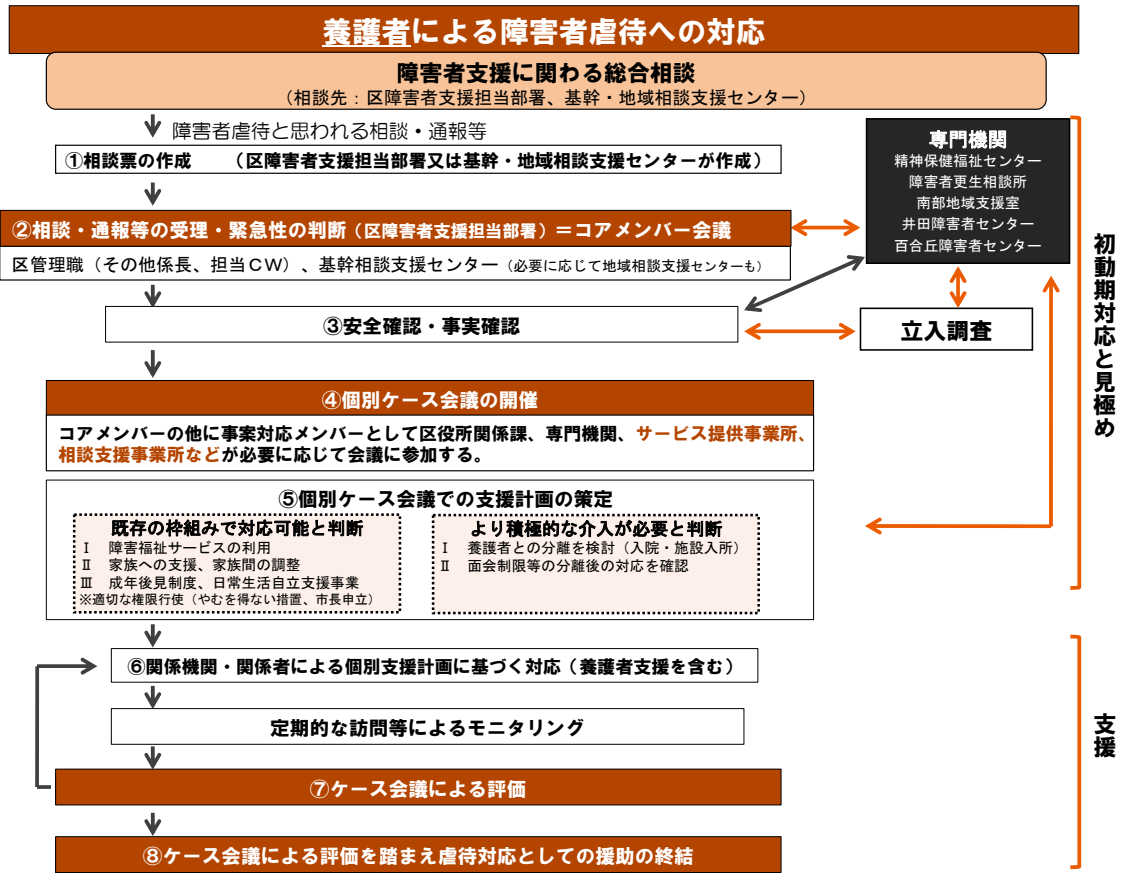
早期からの予防的な取組とともに、虐待と疑われるような状況の際には、早めの対応を図っていき、虐待に対する一連の対応を自助・互助・共助・公助の組み合わせにより推進していきます。

虐待に対する専門職種を中心とした対応のフロー

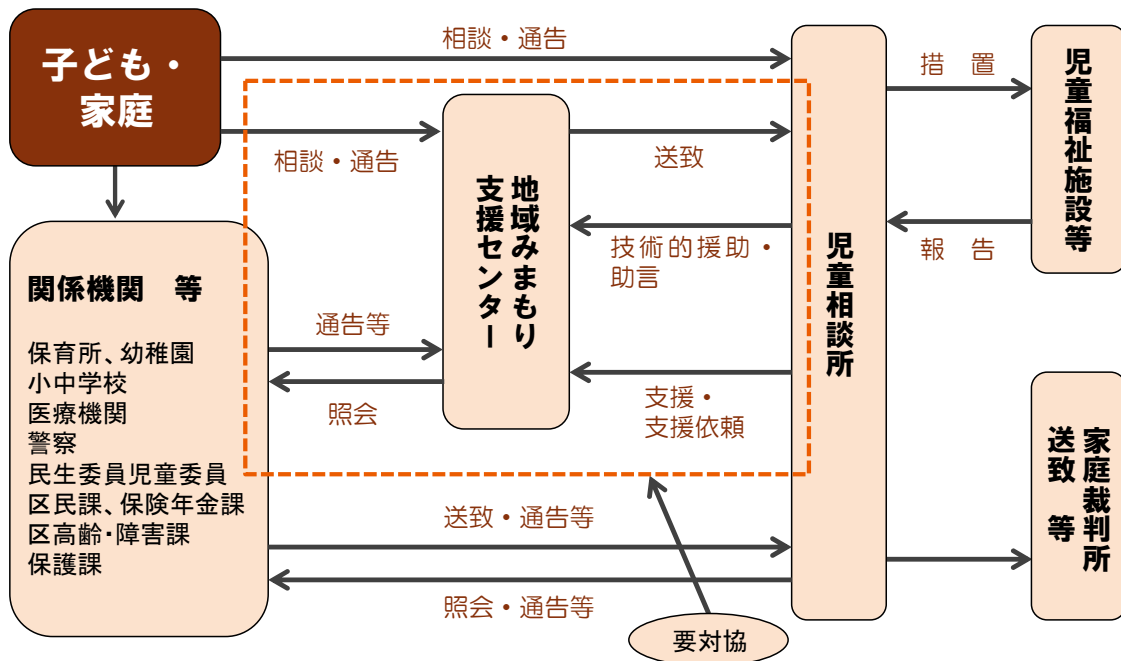
【高齢者虐待対応のフロー】



【障害者虐待対応のフロー】



【児童虐待対応のフロー】



事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
高齢者虐待防止対策事業 高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。	●高齢者虐待防止法に基づく適切な対応			
	・取組の推進	継続実施		→
	●高齢者虐待防止に向けた各種研修会の開催			
	・取組の推進	継続実施		→
障害者虐待防止対策事業 障害者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。	●障害者虐待防止法に基づく適切な対応			
	・取組の推進	継続実施		→
	●障害者虐待防止に向けた職員向け研修、事例検討会の開催			
	・取組の推進	継続実施		→
児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら普及啓発や地域の支援体制づくりを進めます。	●要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実			
	・医療機関、警察、学校等との連携強化	継続実施		→
	・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施			
	・法定研修の実施			
	●児童虐待防止センターによる電話相談の実施			
	・電話相談の実施	継続実施		→
	●児童虐待防止普及啓発活動の実施			
H29実施数：22回	実施数：22回以上	実施数：22回以上	実施数：22回以上	
●児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援の実施				
	・(仮称) 児童相談システムの開発	・(仮称) 児童相談システムの導入	・ネットワーク化された情報を活用した包括的な支援の実施	

(4) 生活に困難をかかえる人の自立支援

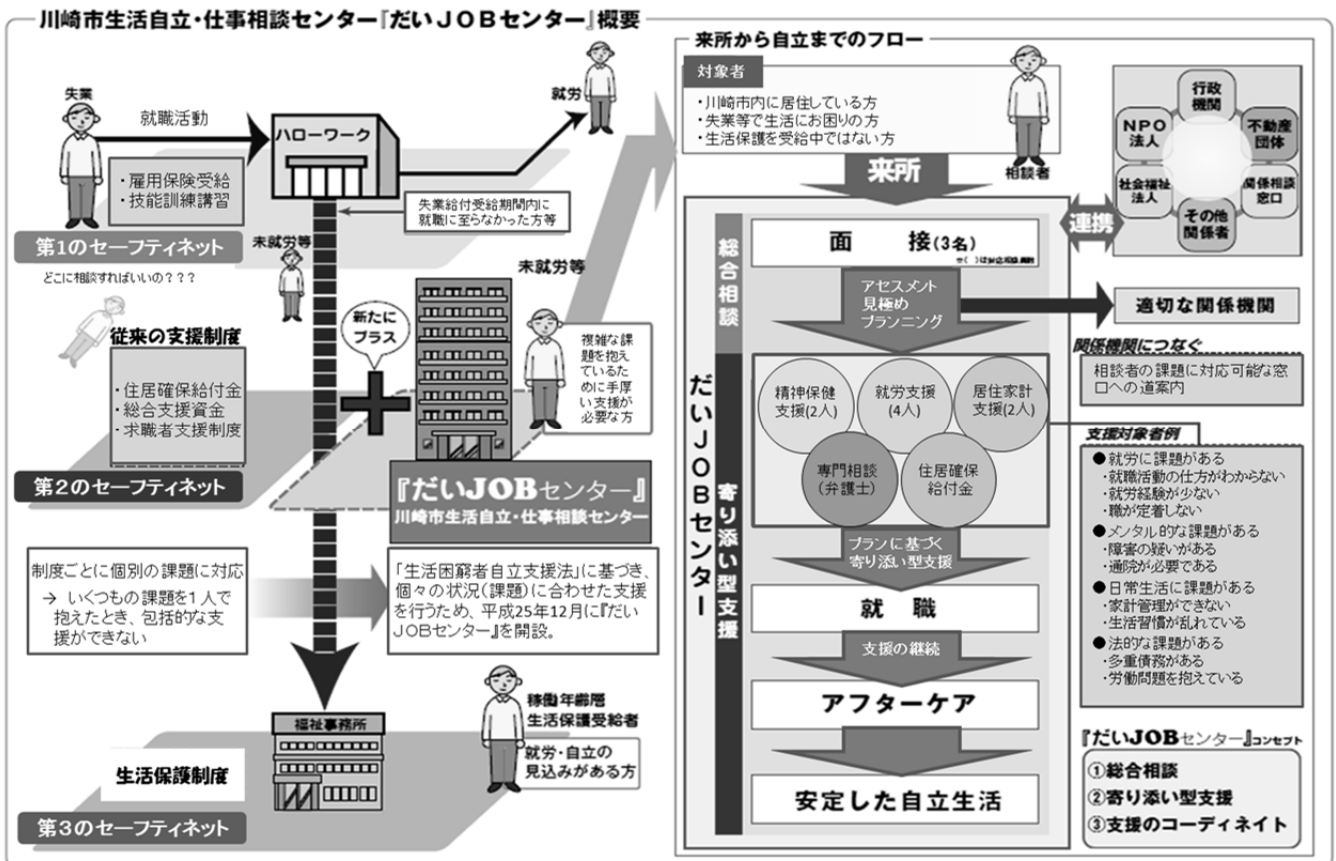
平成 20 (2008) 年のリーマンショック以降、社会経済環境の変化に伴い、生活保護受給者が急増する中、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27 (2015) 年度に生活困窮者自立支援法が施行されました。本市では、失業等により経済的に困窮した生活困窮者が、生活保護に至る前の段階で早期に支援を受け、安定した生活ができるよう「川崎市生活自立・仕事相談センター（呼称：だいJOBセンター）」を同法施行前の平成 25 (2013) 年 12 月に開設し、生活困窮者の社会的経済的自立に向けた支援を行っています。

だいJOBセンターでは、経済的な問題だけでなく、住まいの問題、心や健康上の問題、家庭の問題など、複合的な問題を抱える生活困窮者に個別的・包括的・継続的に対応するため、本人が気づかない課題も含め洗い出しを行い、その後、利用できる支援制度の整理、各種窓口への同行や居宅訪問による必要な手続きの補助など、相談者に寄り添った支援を実施しています。

引き続き、地域の様々な機関や社会資源と連携し、困窮状態から早期に脱却できるよう生活困窮者に対する支援の充実・強化を図ります。

また、ひとり親家庭の生活支援として、児童扶養手当などの経済的支援とともに、市民に身近な区役所における相談・支援、ひとり親家庭の専門支援機関である母子・父子福祉センターを中心とした生活支援・就業支援の充実に向けて、取組を強化していきます。

【生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）の取組】



さらに、再犯防止推進法に定められた地方再犯防止計画の策定に向けた検討を進め、本市を所管する横浜保護観察所や川崎市保護司会協議会等との連携を図りながら、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を進めます。

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
生活保護自立支援対策事業 生活保護受給世帯の中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。	●生活保護受給世帯の中学生に対する「貧困の連鎖」の防止に向けた高校等への進学支援の実施 H29 高校等への進学に向けた学習支援：市内 11 か所・週2回・1回2時間			
	市内 12 か所・週2日・1回2時間	市内 13 か所・週2日・1回2時間		・国の動向等を踏まえた事業の実施
生活困窮者自立支援事業 生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。	●生活困窮者への就労・生活支援等の実施 ・「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」の運営			
		・国の動向等を踏まえた事業の実施		→
ひとり親家庭の生活支援事業 ひとり親家庭の自立の促進に向けて、生活や就業等に関する相談支援を行うとともに、経済的支援をはじめとする各種支援の取組を進めます。	●児童扶養手当の支給 ・対象者への支給 H28支給世帯：6,560世帯			
		継続実施		→
	●ひとり親家庭への医療費の一部助成の実施 ・一部助成の実施 H28助成世帯：5,163世帯			
		継続実施		→
	●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施 H28 自立支援プログラム策定件数：57件			
	自立支援プログラム策定件数：75件以上	自立支援プログラム策定件数：80件以上	自立支援プログラム策定件数：85件以上	
	●ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の支給等資格取得支援の実施 H28 高等職業訓練促進給付金新規認定：16件			
	高等職業訓練促進給付金新規認定：19件以上	高等職業訓練促進給付金新規認定：20件以上	高等職業訓練促進給付金新規認定：23件以上	
	●ひとり親家庭への日常生活支援の実施 ・生活援助及び子育て支援の実施			
		・制度の運用状況を踏まえた事業の推進		→
	●ひとり親家庭等の子どもへの生活・学習支援の実施 ・事業実施（H29年10月開始）			
		・制度の運用状況を踏まえた事業の推進		→
	●母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 ・事業実施			
		継続実施		→
	●ひとり親家庭支援のあり方の検討と取組の推進 ・特別乗車証交付事業の見直しを含めた検討			
		・特別乗車証交付事業の見直しを含めた検討の継続	・検討結果を踏まえた事業推進	→
子ども・若者支援推進事業 子ども・若者が自立して社会生活を営むことができるよう取り組むとともに地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える取組を推進します。	●子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 ・「川崎市子ども・若者生活調査」の調査結果の分析・研究			
		・分析・研究結果に基づく子ども・若者の支援の推進		→
		・子どもの貧困対策の実施		→
	●ひきこもり等児童福祉対策の実施 ・対策の充実に向けた検討			
		・検討結果を踏まえた事業実施		→
	●児童家庭支援センターの運営 市内6か所			
		・地域における身近な相談・支援の実施		→

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
更生保護事業 犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。	●保護司会等、更生保護関係団体への支援			
	・取組の推進	継続実施	—	—>
	●社会を明るくする運動の実施			
	・取組の推進	継続実施	—	—>
	●再犯の防止に向けた取組の推進			
	・取組の推進	継続実施	—	—>

(5) ひきこもり対策等の推進

概ね18歳以上の社会的ひきこもり当事者及び家族を対象として、精神保健福祉センターにおいて、相談事業を推進しています。社会的ひきこもりは、様々な要因が重なり合って起き、また、支援のゴールも多様なため、関係機関との情報共有や、協働での支援を行う必要があります。また、必要な支援を見極め、それに結びつけるために、職員の資質向上が求められており、関係機関との連携強化を図り、普及啓発を行い、正しい知識や早期相談等の予防的アプローチを行っていきます。

さらに、自殺の防止に向けても、学校や事業主、地域住民等の身近な地域の多様な主体と協働し、自殺に追い込まれず、安心して暮らせる社会の実現に向けて、自殺の実情を把握し、防止に向けて、多様な主体の間で連携を図り、適切な医療を提供する体制の整備や、自殺未遂者及びその家族に対する支援、遺族等に対する支援を推進していきます。

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
社会的ひきこもり対策事業 研修会等を開催し、社会的ひきこもりの問題への効果的な対策や、支援体制の強化を図ります。	●ひきこもり本人・家族等からの電話・面接・家庭訪問による支援			
				・ひきこもり地域支援センターの設置(福祉センター跡地活用施設内)
	●ひきこもり相談従事者の育成			
	H28 研修：1回	研修1回開催	研修1回開催	研修1回開催
自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 ひとりでも多くの生命を守るため、地域の多様な主体と協働した、安心して暮らせるまちづくりにより、自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。	●自殺の防止等に関する市民の理解の増進			
	・普及啓発活動の実施	・自殺予防に関する普及啓発事業の実施		→
	●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
	○身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成			
	H28 市民向け講座の実施回数：4回	市民向け講座の実施回数：5回	市民向け講座の実施回数：5回	市民向け講座の実施回数：6回
	H28 民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：11回	民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：12回	民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：12回	民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：13回
	○障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどの地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携の推進			
	H28 地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回
	●自殺未遂者に対する支援の実施			
	・地域における自殺未遂者支援モデルの検討	・自殺未遂者やその家族支援のための、関係機関による連携体制の構築		→
●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進				
・「第2次自殺対策総合推進計画」の策定(H29)	・計画に基づく取組の実施	→	・「第3次自殺対策総合推進計画」の策定	

4 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、専門多職種の更なる連携の充実とともに、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が進んでいくことが重要です。こうした取組が進んでいくように、行政や社会福祉協議会などが、各地域の課題解決に向けた支援を行い、多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られるような環境づくりを進めます。

そのため、(1) 保健・医療・福祉の連携、(2) 市民・事業者・行政の協働・連携、(3) 社会福祉協議会との協働・連携に取り組みます。

(1) 保健・医療・福祉の連携

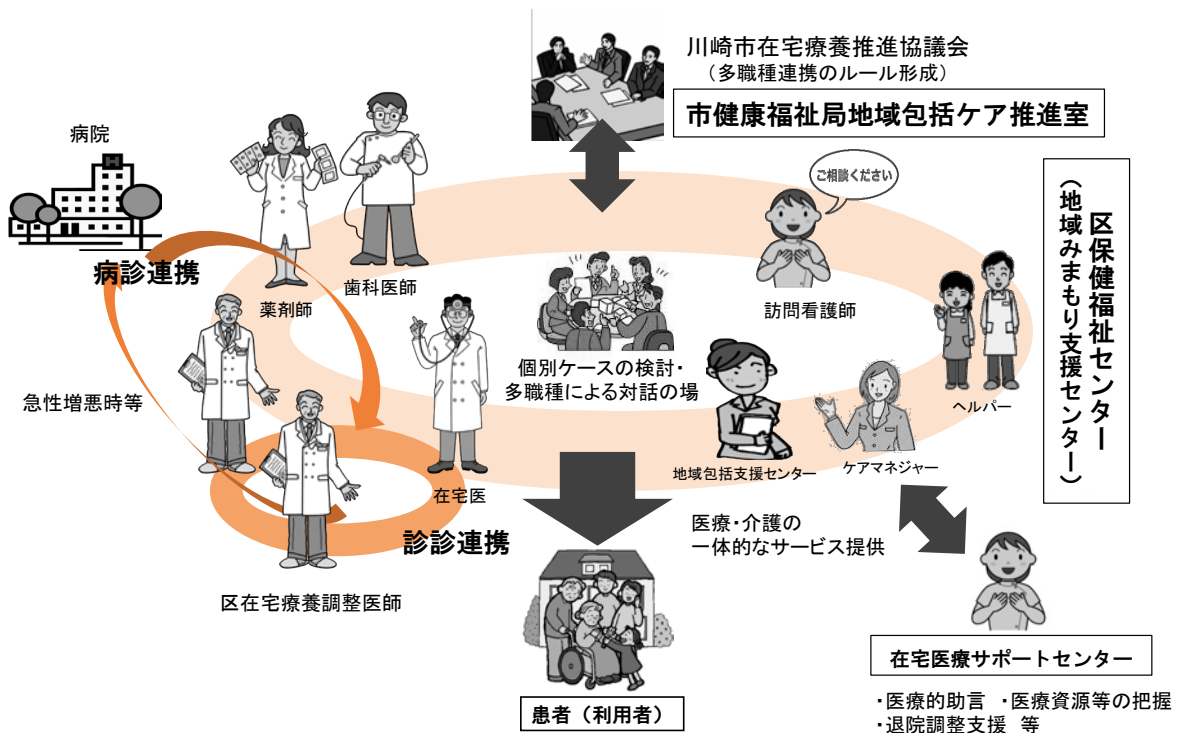
高齢化の進行に伴う疾病構造の変化に対応して、従来の「治す医療」から生活の質（Quality Of life（以下、「QOL」という。））を重視した「治し支える」医療への転換の必要性が高まっています。

あわせて、QOLの向上に向けては、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することが重要と考えられます。

こうしたことから、①疾病の予防・早期発見のために、妊婦・乳幼児健診や、生活習慣病予防のための各種がん検診などを医療機関と連携を図りながら進めます。さらに、②高齢者をはじめとして、在宅での療養環境の充実を図ることが求められており、保健・医療との更なる連携を進めます。

今後に向けて、①疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会を確保するとともに、②住み慣れた自宅等でも、安心して医療が受けられるように、在宅医療・ケアについての市民への啓発を進め、かかりつけ医を中心に、訪問診療などに取り組みやすい環境づくりを推進し、関係多職種との更なる連携を図りながら、在宅療養環境の整備を進めます。あわせて、急性増悪の際の病院への入院や、退院支援など、病院と在宅の連携を進めます。

【在宅医療・ケアシステムのイメージ】



事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
がん検診等事業 健康増進法や国の指針等に基づき、がん検診等を適切に実施します。	●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施			
	・がん検診等の実施	・国の指針に基づく肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の実施		→
	●がん検診及び精密検査の未受診者への受診勧奨の実施			
	・がん検診・特定健診等コールセンターの運用	継続実施		→
	●がん検診の受診率向上に向けた取組の実施			
・がん検診台帳システムの導入 (H28)	・検診受診歴等のシステムの情報を活用した個別受診勧奨、再勧奨等の実施		→	
●がんに対する意識向上の取組の実施				
・包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等の実施	継続実施		→	
妊婦・乳幼児健康診査事業 妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図ります。	●特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施			
	H28 助成件数：2,222 件	助成件数：2,230 件	助成件数：2,230 件	助成件数：2,230 件
	●妊婦健康診査の費用の一部助成の実施			
	H28 助成件数：179,638 件	助成件数：178,342 件以上	助成件数：179,618 件以上	助成件数：180,968 件以上
	●各区保健福祉センターや医療機関での乳幼児健康診査の実施			
	H28 受診者数：59,031 件	受診者数：64,300 人以上	受診者数：64,700 人以上	受診者数：64,900 人以上
	●健診未受診者へのフォローの実施			
・フォローの実施	継続実施		→	
●医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援				
・支援の実施	継続実施		→	

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
<p>在宅医療連携推進事業</p> <p>医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます。</p>	●24時間 365日の在宅医療推進の仕組みづくり			
	○多職種連携の促進に向けた在宅チーム医療を担う地域リーダー研修等による人材養成			
	H28 在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者数：累計 609人	受講者数： 累計 900人以上	受講者数： 累計 1,050人以上	受講者数： 累計 1,200人以上
	○各区に配置した在宅療養調整医師による在宅療養の推進			
	・在宅療養調整医師の配置 (7名)	継続実施		→
	●医療と介護の連携に向けた仕組みづくり			
	○在宅療養推進協議会における多職種連携の強化、在宅療養患者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議の実施			
	H28 協議会開催回数：3回	協議会開催回数：3回	協議会開催回数：3回	協議会開催回数：3回
	○円滑な多職種連携による、日常の療養や退院、急変時における、より良いケアの提供の推進			
	・円滑な連携を図るためのルール・ツールづくり	継続実施		→
	○多職種への医療的助言、医療資源等の把握、退院調整支援等の取組の推進			
	・在宅医療サポートセンターの運営	継続実施		→
	○在宅医療・介護連携におけるリハビリテーション体制のあり方の検討			
		・検討体制の構築	・実態の調査	・実態を踏まえた取組の検討
○看取りの提供体制の検討				
	・実態の調査	・実態を踏まえた取組の検討	・取組の推進	
●在宅医療・ケアに関する市民啓発の推進				
H28シンポジウム開催回数：1回	在宅医療や終末期をテーマとしたシンポジウムの開催回数：1回	シンポジウムの開催回数：1回	シンポジウムの開催回数：1回	
・リーフレット「在宅医療Q&A」、在宅医療情報誌「あんしん」の発行	・リーフレット等の発行、配布		→	

(2) 市民・事業者・行政の協働・連携

今後の超高齢社会においては、ケアを必要とする人は増加していくことが見込まれます。こうした中で、個々人の尊厳を保持し、本人が希望する生活を実現していくためには、ケアを必要とする人への多様な対応が求められています。

限られた資源のもとで、多様性を重視した対応を効率的・効果的に図っていくためには、行政だけではなく、住民、町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、事業者など、市内の多様な主体による適切な役割分担が求められてきます。

そのため、自助、互助、共助、公助の役割分担による各々の特徴を活かし、柔軟な組み合わせによる「支え合い」の仕組みづくりをめざしています。

本市においては、これまで培ってきた多くの「ボランティア団体」の活動や、都市部の特徴ともいえる多くの「民間資源」の息長い活躍を推進していくことをめざしており、地域の目標を地域全体で共有していくため、地域のマネジメント機能を強化し、更なる市民・事業者・行政の協働・連携を進めます。

① 地域みまもり支援センターの設置

本市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて「地域みまもり支援センター」を設置し、地域力の向上を図るため、地域課題の把握を進めているところです。

また、地域課題の解決に向けて、行政内部においても、保健福祉部門だけでなく、地域振興部門、住宅部門、生涯教育部門などと連携した取組が求められていることから、医療・保健・福祉（介護）に関する専門職種、住民等との課題や地域の将来像の共有を図り、お互いに資源を持ち寄り、課題の優先順位を考慮しながら、地域のマネジメント機能を強化していくことをめざしています。

こうした取組を着実に推進するため、「地域みまもり支援センター」の組織体制についても、PDCAサイクルの中で着実なマネジメント機能の充実を図ります。

② 各区における「地区カルテ」の作成

地域みまもり支援センターにおいては、「自助」とともに、「互助」の仕組みづくりにつなげていく取組を進めることが必要という認識のもと、住民と、(ア)小地域ごとに基本的な統計データや地域資源情報を共有し、(イ)地域課題について話し合い、(ウ)合意形成を図っていくことが必要と考えます。

そのため、まずは、住まい・生活支援・医療・介護・予防などの地域課題における必要な情報を行政内部で継続して共有できる仕組みづくりを進め、必要な小地域ごとの統計データや地域資源情報を整理したものを「地区カルテ」と位置付け、これにより、地域課題を把握していくための基本的な材料とします。

さらに、こうした過程の中で把握される地域課題について、関連する行政計画の策定に際して、今後の施策展開の材料としていきます。

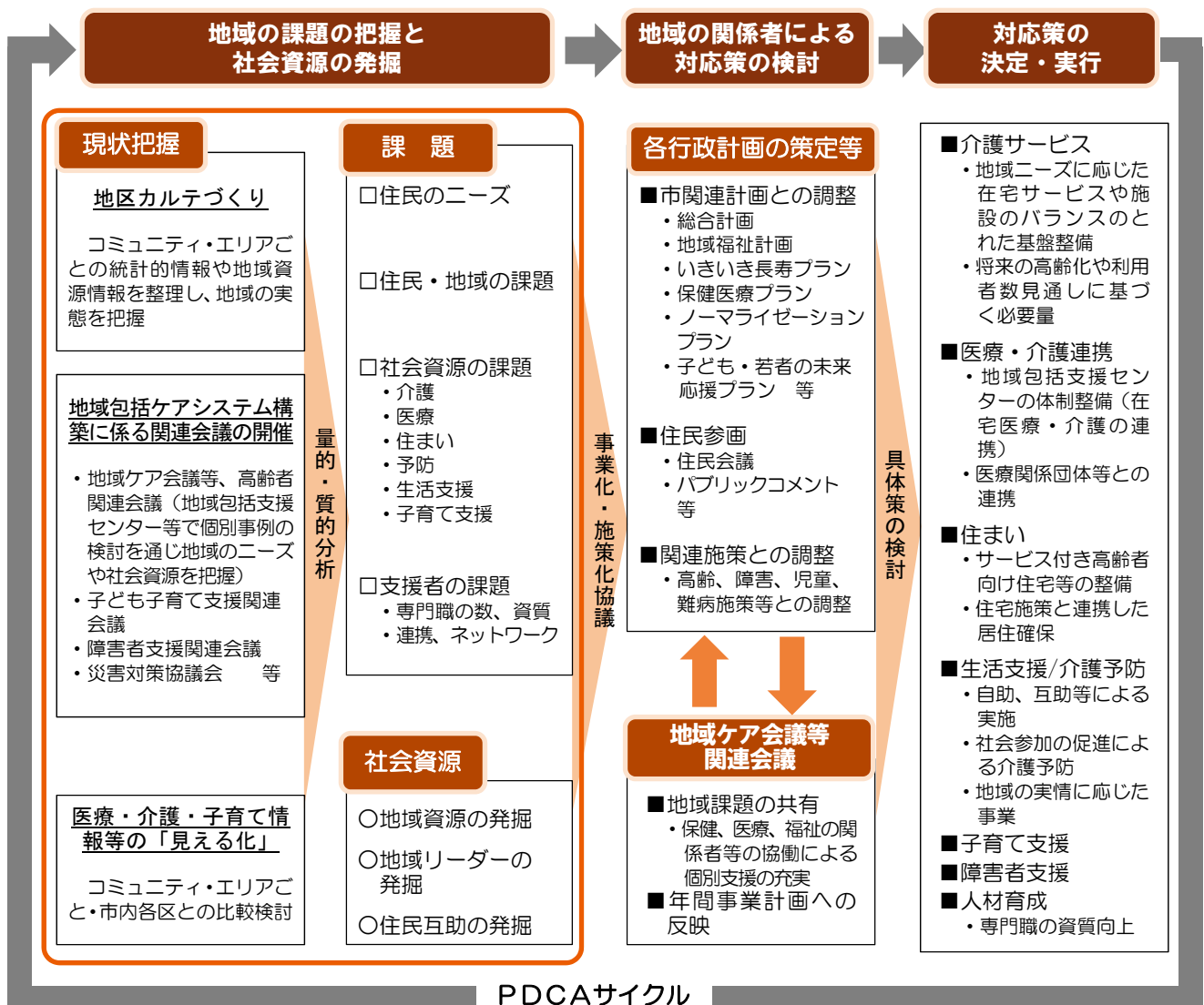
③ 各区における地域マネジメントに向けた取組

②の「地区カルテ」については、各区において、小地域ごとにまとめていくことをめざしていますが、小地域の単位については全市的に統一した範囲を決めるのではなく、今般の取組においては、地域の実情に応じて、地域住民との地域課題に関する合意形成・取組の推進に向けた考え方を考慮して、働きかける範囲を設定していくこととします。

各区において、小地域ごとに「地区カルテ」を作成し、地域住民と継続的に検討の場を持ちながら、地域づくりに向けた働きかけの手法の検討を進め、自助・互助・共助・公助の役割分担による市民・事業者・行政の協働・連携によるまちづくりを進めます。

こうした取組は、本市が進める地域包括ケアシステムの構築に向けた1つの方策と考えられるため、本市の地域福祉の向上に向けた施策展開の中でも、地域マネジメントによる地域づくりの取組を活かしながら、関連する施策の展開を図っていきます。以下では、PDCAサイクルによる「地域づくりに向けた取組イメージ」をまとめています。

【地域づくりに向けた取組イメージ】



事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
地域包括ケアシステム推進事業 誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができる仕組みである、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	●地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組の実施			
	・町内会にリーフレット 45,000 部を全戸回覧 H28 出前講座等の参加者数：約 44,000 人	・リーフレットやポータルサイトなど、多様な手法による普及啓発の推進		→
	●多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進			
	○地域資源の把握及び人材の養成・場づくりの推進			
	・地区カルテ等を活用した、地域資源の把握・人材の養成・場づくりの推進	・小地域単位でのワークショップ等の開催促進		→
○多様な主体による取組の共有・連携の推進				
H28 地域包括ケアシステム連絡協議会の開催回数：3回	開催回数：2回 ・充実強化、会員数の拡大 連絡協議会の協議内容を検討する地域包括ケアシステム運営委員会の設置、開催：2回	開催回数：2回 開催回数：2回	開催回数：2回 開催回数：2回	
○地域包括ケアシステム懇話会の開催（交流会・講演会）				
H28 開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	
認知症高齢者対策事業 認知症に関する普及啓発や徘徊高齢者等 SOS ネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。	●認知症対応力向上に向けた各種研修の開催			
	H28 認知症介護指導者養成研修受講者数：1人	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上
	H28 認知症サポート医養成研修受講者数：3人	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上
	H28 フォローアップ研修受講者数：35人	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上
	H28 かかりつけ医研修受講者数：21人	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上
	H28 病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修受講者数：111人	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上
	●認知症訪問支援チームによる早期診断・早期対応に向けた取組			
	H29：3区で試行実施	・全区実施及び市民向け普及啓発の推進		→
	●認知症高齢者等の支援の実施			
	○認知症サポーター養成講座の実施			
	受講者数：9,090人	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上
	○認知症の人が早期に適切な医療・介護サービスにつながる支援の実施			
	・若年性認知症ガイドブック、認知症ケアバス等の普及	継続実施		→
・認知症カフェの普及				
●介護者の負担軽減に向けた取組の推進				
○認知症介護経験者によるピアカウンセリングや専門医療相談等の実施				
・認知症コールセンターの運営	継続実施		→	
○徘徊高齢者の早期発見に向けた取組の推進				
・「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」の実施	継続実施		→	

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
社会福祉審議会の運営 社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項の調査及び審議を行います。	●社会福祉審議会の開催・運営			
	●各分科会の適正な実施			
	・地域福祉専門分科会 H28：1回開催	1回開催	1回開催	4回開催
●社会福祉審議会改選（3年ごと）				
	・改選（H29）			・改選
地域福祉計画推進事業 地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画の周知や進捗状況の管理を行うとともに、3年ごとに計画を見直します。	●「川崎市地域福祉計画」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施			
	・策定（H29）			・計画の策定
	●地域福祉実態調査の実施及び分析			
	・調査の実施分析		・調査の実施	・調査結果の分析
多様な主体による協働・連携推進事業 多様な主体が地域課題解決に向けて取り組めるよう必要な環境を整備するとともに、多様な主体との協働・連携の取組を推進します。	●コミュニティ施策の再構築に向けた取組の推進			
	・検討方針策定（H29）	・「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」の策定	・「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の取組の推進	→
	・これまでの取組の検証（H29）	・附属機関の設置		
		・市民参加手法による地域課題の解決に向けた新たな仕組みの検討		
	●地域人材の担い手拡充に向けた取組の実施			
	○プロボノワーカー（仕事で培った経験やスキルを活かしたボランティア活動を行う人）と市民活動団体等とのマッチング事業			
	・モデル事業の実施	・マッチング事業の実施		→
	●協働・連携ポータルサイト「つながっどKAWASAKI」の運用			
	○ICTを活用した地域活動やボランティア活動への参加の支援			
	・サイトの構築（H28）	・サイトを活用した支援		→
・運用開始（H29）	・運用状況、検討結果に応じた機能拡充		→	
●企業、大学、他自治体など多様な主体との協働・連携の取組				
○それぞれの得意分野や地域特性を活かした協働・連携の取組				
・協定締結数： 企業：269件 大学：65件 ※H29.8現在	継続実施		→	
居住支援協議会の運営 高齢者、障害者、低所得者、外国人等の居住の安定に向け、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	●「居住支援協議会」による入居・生活支援の促進			
	・協議会の設立（H28）	・入居支援体制の構築	・入居支援体制による支援の実施	→
	●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住の安定化			
・居住支援制度による入居支援 H28 支援件数：143件	継続実施		→	

(3) 社会福祉協議会との協働・連携

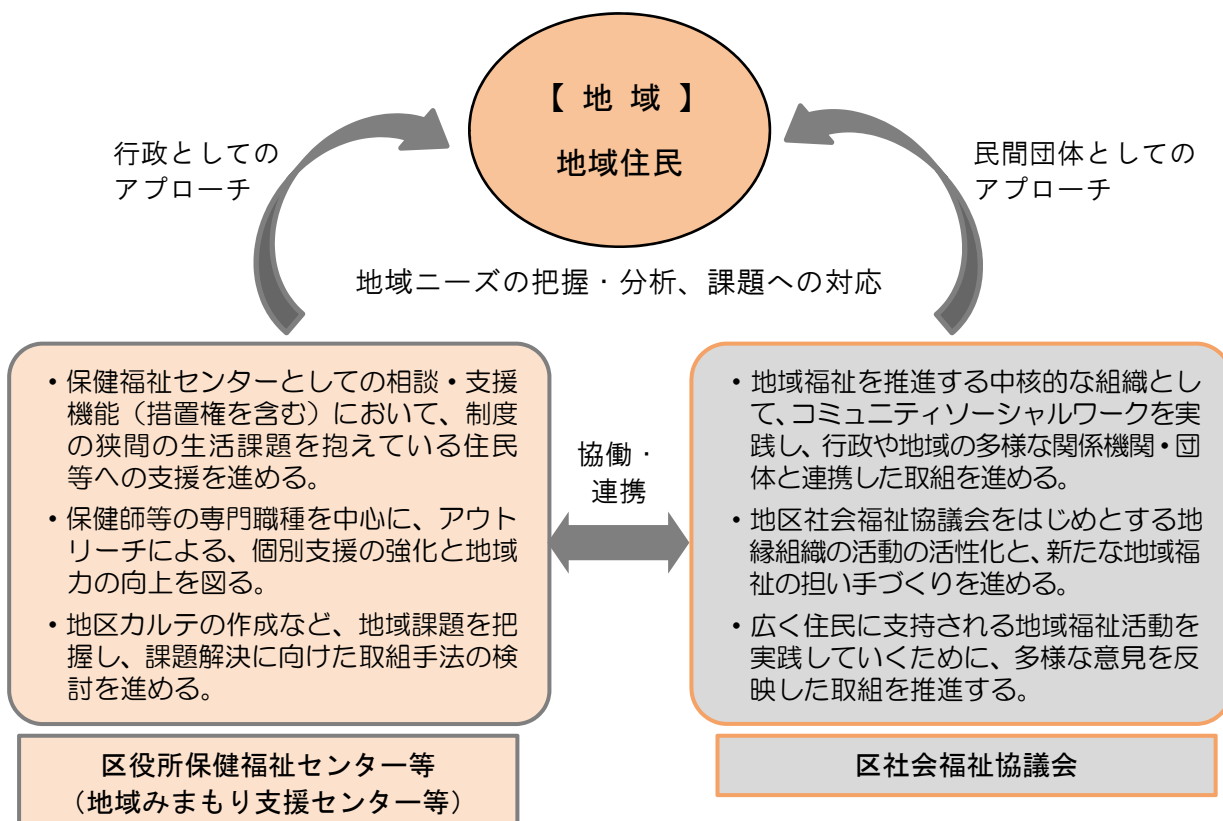
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」で、①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、④市区町村、都道府県、指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織と位置付けられています。

一般に、社会福祉協議会は、地域の生活者が抱える様々なニーズを掘り起こし、生活者相互の自治的活動をつなぎあわせて媒介し、地域での問題解決の力を組織化、共通する課題にまとめあげるとともに、こうした組織化を基礎として、地域社会と行政の中間媒介組織として、課題の実現に向けて調整を図っていく機能を担っています。また、住民主体を基本として、地域社会の組織化や住民ニーズに応えるコミュニティソーシャルワークを展開することをめざしています。

こうしたことから、地域社会と行政の媒介を図る社会福祉協議会と、行政は協働・連携を図ることが重要であり、社会福祉協議会においても、上記機能をより効果的に担っていくことが地域福祉の向上に向けて必要と考えられます。

また、政令指定都市である本市においては、市民に最も身近な窓口は、区役所であり、区社会福祉協議会であるので、両者における協働・連携を基礎に、その目的をより効果的に達成できるよう、行政と社会福祉協議会の協働・連携を推進します。

【地域との協働・連携のイメージ】



事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 28～29 (2016～17) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
社会福祉協議会との協働・連携 地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります。	●社会福祉協議会の支援、連携			
	・取組の推進	継続実施		→
	●ボランティア活動振興センターの支援			
	・取組の推進	継続実施		→

各区計画の概要

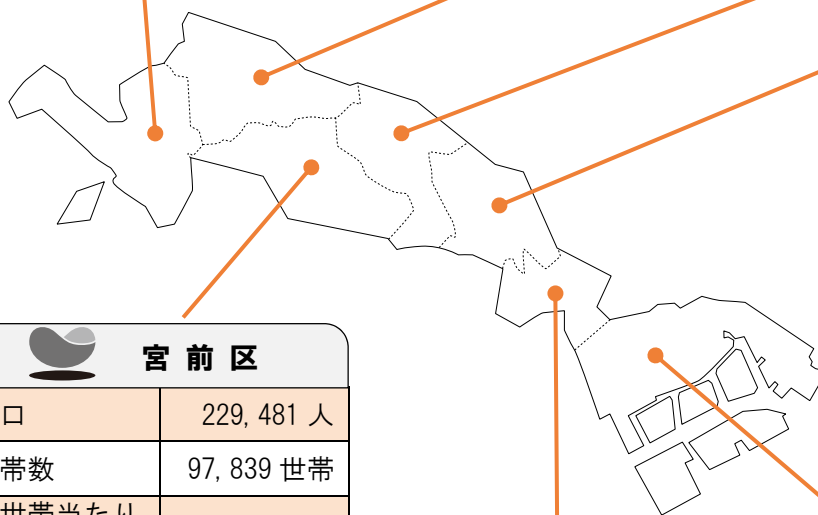
第5章

各区の状況

麻生区	
人口	177,238人
世帯数	75,999世帯
1世帯当たり人員	2.33人
年少人口割合	13.2%
高齢化率	23.1%
外国人住民人口	2,365人
町内会・自治会等加入率	66.7%

多摩区	
人口	216,681人
世帯数	109,639世帯
1世帯当たり人員	1.98人
年少人口割合	10.8%
高齢化率	19.4%
外国人住民人口	4,110人
町内会・自治会等加入率	55.9%

高津区	
人口	230,507人
世帯数	110,335世帯
1世帯当たり人員	2.09人
年少人口割合	13.0%
高齢化率	18.3%
外国人住民人口	4,353人
町内会・自治会等加入率	61.0%



中原区	
人口	254,156人
世帯数	127,991世帯
1世帯当たり人員	1.99人
年少人口割合	13.0%
高齢化率	15.3%
外国人住民人口	5,048人
町内会・自治会等加入率	67.9%

宮前区	
人口	229,481人
世帯数	97,839世帯
1世帯当たり人員	2.35人
年少人口割合	13.7%
高齢化率	21.3%
外国人住民人口	3,176人
町内会・自治会等加入率	64.2%

幸区	
人口	165,974人
世帯数	78,589世帯
1世帯当たり人員	2.11人
年少人口割合	12.9%
高齢化率	22.7%
外国人住民人口	4,740人
町内会・自治会等加入率	70.5%

川崎区	
人口	229,653人
世帯数	116,078世帯
1世帯当たり人員	1.98人
年少人口割合	11.4%
高齢化率	22.2%
外国人住民人口	14,417人
町内会・自治会等加入率	58.9%

※人口、世帯数、1世帯当たり人員：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」平成29年10月1日現在
 ※年少人口割合・高齢化率：川崎市統計情報「年齢別人口」平成29年10月1日現在
 ※外国人住民人口：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」平成29年9月30日現在
 ※町内会・自治会等加入率：川崎市統計書 平成28年4月1日現在

第5期川崎区地域福祉計画

(1) 基本理念

つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区

(2) 基本目標・基本方針

基本目標 1

つながりを育てる
地域づくり

一人ひとりがいきがいをもち、地域福祉に関心をもつよう働きかけることにより、地域での活動へ参加することを促し、地域のつながりを育てていきます。

基本方針

- 1 誰もが参加できる健康・いきがいづくり
- 2 地域活動への支援・参加の促進
- 3 地域活動・交流の場づくり

基本目標 2

安心して暮らせる
地域づくり

多種多様な相談に対応していくため、積極的な情報発信や相談・支援体制の充実により、幅広い福祉サービスを提供していきます。

基本方針

- 1 情報提供の充実
- 2 相談・支援の充実
- 3 保健・福祉人材の育成

基本目標 3

見守り・支え合いの
ネットワークづくり

地域の多様化、複雑化した課題やニーズに対応していくため、区民、活動団体、事業者、行政等が連携・協働し、共に支え合う仕組みづくりに取り組みます。

基本方針

- 1 支援につながる仕組みづくり
- 2 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり

(3) 地域の現況と主な生活課題

- ➡ 2030年頃まで人口増加が続き、65歳以上の高齢者はその後も増加を続けると推計されている。
- ➡ 高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者、認知症高齢者も増加傾向である。
- ➡ 地域活動の担い手も高齢化しており、人材不足となっている。
- ➡ 高齢者の約4人に1人はひとり暮らしである。
- ➡ この5年間で障害のある人も増加傾向である。
- ➡ 出生数、合計特殊出生率ともに平成27年は増加及び上昇しており、子どもの数も増えている。
- ➡ 児童虐待・通告件数が増加傾向である。
- ➡ 若い世代の転入が多く、地域に馴染んでいくために、交流の場をつくる必要がある。
- ➡ 地域活動やボランティアに参加したことがない人が5割近い。
- ➡ 外国人住民人口の割合が市内で最も高い。

(4) 第5期計画の主な取組

●地域の縁側活動推進事業

誰もが気軽に立ち寄り、ことのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動を推進します。



ハナさんハウス



江守さん家



●川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業

日本語に不慣れな子どもや保護者を支援するため、通訳の派遣や翻訳を行い、子どもや保護者の孤立防止を図ります。

●川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議

地域の課題等について、様々な関係機関と情報の共有及び検討するためのネットワーク会議を開催し、川崎区における地域包括ケアシステムを推進します。

第5期幸区地域福祉計画

(1) 基本理念

「地域でつながり、支え合う、
誰もが安心していきいきと暮らせる幸区」
～幸区地域包括ケアシステムの構築を目指して～

(2) 基本目標・基本方針

基本目標1

地域でつながり、
支え合うまちづくり

健康づくりや生きがいつくりの推進、地域交流の場づくりなど、地域包括ケアシステムの「自助」「互助」の取組を推進します。

基本方針

- 1 誰もが参加できる健康・生きがいつくり
- 2 地域活動の推進と参加促進
- 3 地域の見守り、支え合いの推進
- 4 地域交流の場づくり
- 5 地域人材の育成

基本目標2

総合的な相談・支援
体制づくり

総合的な相談・支援体制や情報提供の充実を図ります。

基本方針

- 6 ニーズに応じた相談・支援体制の充実
- 7 情報提供の充実

基本目標3

多様な主体による
ネットワークづくり

様々な分野における連携・協働、ネットワークの構築による取組を推進します。

基本方針

- 8 医療と保健福祉の連携
- 9 区民、関係機関・団体等と行政の連携・協働
- 10 地域包括ケアシステム構築に向けた地域マネジメントの実現

(3) 地域の現況と主な生活課題

- ➡ 総人口は、2030年でピークを迎えるが、15歳から64歳の生産年齢人口比率は年々減少していく。
- ➡ 65歳以上の高齢者人口比率は年々増加し、2045年には、3割を超えると想定されている。
- ➡ 河原町では高齢者人口比率が5割を超えており、一方、新川崎では年少人口比率が3割となっているなど、地域の状況が異なる。
- ➡ 町内会・自治会の加入率は7区の中で1番高いものの、平成24年度から減少傾向となっている。
- ➡ 地域福祉実態調査では、「地域で問題になっていること」として、「高齢者に関する問題」「地域防犯・防災に関する問題」「子どもに関する問題」が上位を占めている。
- ➡ 区民アンケート調査では、「誰もが安心して暮らし続けるために必要なこと」として「近所での助け合い、地域での見守り」「気軽に相談できる人や場所」が上位を占めている。
- ➡ 取組を進めるためのキーワードとしては、居場所づくり・つながりづくり、見守り・支え合い、地域活動への参加促進と人材育成、相談支援体制の強化と普及・啓発、多様な主体と行政の連携強化があげられる。

(4) 第5期計画の主な取組

●ご近所支え愛事業による地域の課題解決に向けた取組と地域における見守りの推進

地域住民が主体となって、「気になる人」への声かけなどご近所による見守りを行っています。町内会・自治会単位で実施している部会では、①地域課題の把握や対応策の検討、②支援を必要とする対象者の把握や支援策の検討を行っています。各部会からの実施状況の報告や情報共有等を行うため、「ご近所支え愛事業推進会議」を開催し、幸区における地域包括ケアシステム構築のための地域づくりを行っています。



●企業、関係団体等との連携による災害対策の推進

災害対策について様々な団体と協議し、連携した取組を行う場として「幸区災害対策協議会」を設置しています。幅広い分野の関係団体と行政機関で構成され、対策の実効性を高めるため、分野別に4つの部会【医療救護部会、要援護者支援部会、地域防災連携部会、帰宅困難者対策部会】を運営し、それぞれの専門性を活かした具体的な活動を進めています。

●地域マネジメントの実現に向けた推進体制と基盤となる取組

地域マネジメントの実現に向け、地域包括ケアシステム推進本部会議や各種関連会議などにより、推進体制の構築と基盤となる取組を推進します。また、地域の課題や資源をまとめた地区カルテにより地域の特徴を把握し、地域住民と共有することで、地区特性を活かした地域づくりを進めます。

第5期中原区地域福祉計画

(1) 基本理念

福祉のこころ、人と人との橋わたしで
支え合える地域づくり

(2) 基本目標・基本方針

基本目標1

区民が主役の
地域づくり

主役である区民一人ひとりが自分のできることから始める意識づくりが必要です。健康づくりの場や地域住民の交流の機会を提供し、地域に目を向け、活動に参加するきっかけをつくりまます。

基本方針

- 1 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- 2 ボランティア・NPO活動支援
- 3 活動・交流の場づくり
- 4 人材の育成
- 5 地域の見守り・支え合いの推進
- 6 地域課題の解決に向けた支援の充実

基本目標2

必要な支援やサービス
が的確に届けられる
仕組みづくり

区は地域の困りごとに対して、きめ細かな情報収集のもとニーズを把握し、積極的にサービスの情報提供を行い、地域で困っている多くの人たちを早い段階で助けられるような仕組みづくりを推進します。

基本方針

- 1 情報提供の充実
- 2 包括的な相談・支援機能の充実

基本目標3

多様な主体が連携した
施策・活動の推進

多様な主体が同じ方向をみて足並みをそろえて連携することが地域福祉の活性化のためには欠かせません。そのため、地域のネットワークをより一層強化し、地域の活動を支援し、効率的な地域福祉活動を推し進めます。

基本方針

- 1 保健・医療・福祉の連携
- 2 市民・事業者・行政の連携・協働
- 3 社会福祉協議会との連携・協働

(3) 地域の現況と主な生活課題

- ➡ 人口増加が続き、7区で最も人口が多い。
- ➡ 0～9歳、20～54歳の割合が市より高く、平均年齢も7区で最も低い。
- ➡ 1年間で約21,000人の転入、約19,000人の転出があり、ともに7区で最も多い。
- ➡ 出生数・出生率は7区で最も多く、平成24年には増加に転じている。
- ➡ 高齢者の約5人に1人はひとり暮らしである。
- ➡ 総人口は2040年にピークを迎えるが、高齢者人口は2020年に4万人を超えた後も増加を続けると推計されている。
- ➡ 町内会・自治会への加入率は低下傾向、加入していない理由は「きっかけがない」が一番多い。
- ➡ 転入者や高齢者の増加に伴い、近所づきあいが希薄になっている。
- ➡ 活動や取組を区民に知ってもらうために広報の充実が必要である。
- ➡ 地域の目が届きにくく、支援が行きわたらない人がいる恐れがある。
- ➡ 団体同士が課題を共有し、ネットワークを強くしていくことが大切である。

(4) 第5期計画の主な取組

●小中学生の子育てサロンふれあい体験

民生委員児童委員と小中学校及び保健福祉センターが協働して、事前学習としての講話（命の授業）と地域の子育てサロンでの交流を実施します。小中学生が命の大切さや親子の関わり、また乳幼児とその保護者を地域のボランティアが支えているという現状を知ること、身近な地域の福祉を学ぶきっかけとします。



●なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防

ご当地体操「なかはらパンジー体操」を老人いこいの家等様々な場所で開催し、継続した運動習慣作りのきっかけとします。区民自身による活動や運動普及活動の実施により健康を維持し、交流による、いきがいのある生活をめざします。

●地区カルテを活用した地域課題の解決に向けた取組

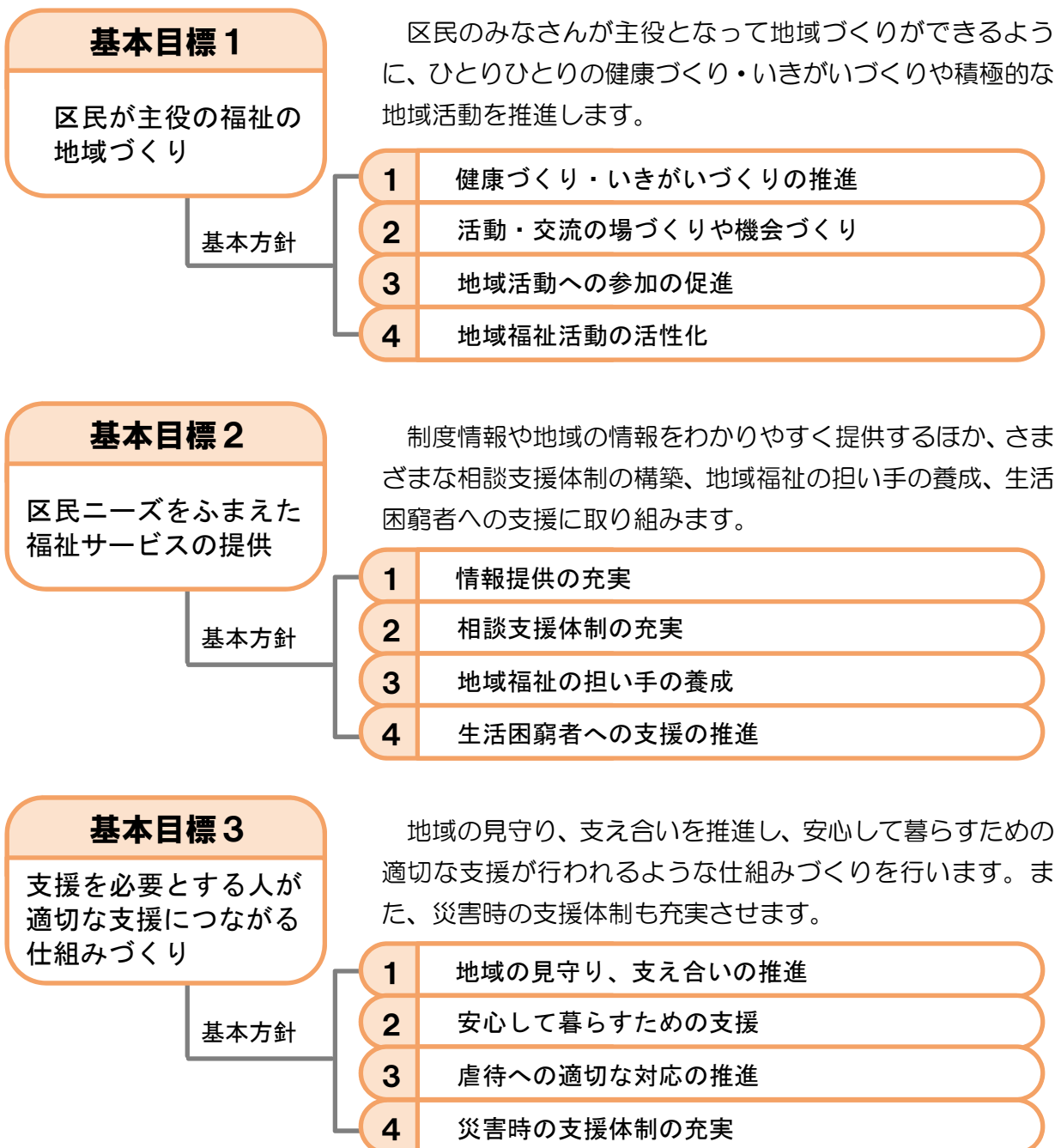
地域の資源・機能や課題等の情報をもとに作成した「地区カルテ」を更新・活用しながら、地域住民が地域社会の望ましいかたちを構想し実現をめざすために、課題解決に向けた協働的な取組を推進します。

第5期高津区地域福祉計画

(1) 基本理念

「区民がともに支え合い
安心して暮らせるまち高津の実現」
～高津区らしい地域包括ケアシステムの構築をめざして～

(2) 基本目標・基本方針



基本目標 4

多様な主体の協働・連携による施策・活動の推進

基本方針

- 1 保健・医療・福祉の連携
- 2 区民・事業者・行政の協働・連携
- 3 社会福祉協議会との協働・連携

保健・医療・福祉の分野の連携や、区民・事業者・行政など多様な主体の協働・連携を推進します。また、高津区社会福祉協議会とより連携を強化し、地域福祉活動の充実を図ります。

(3) 地域の現況と主な生活課題

- ➡ 人口は年々増加を続けており、7区で2番目に多くなっているが、2035年を境に人口は減少に転じる見込みとなっている。
- ➡ 高齢者人口割合は市より低くなっているものの、年々増加傾向にある。
- ➡ 高齢者の約5人に1人がひとり暮らし高齢者となっている。
- ➡ 転入・転出とも1年間で約16,000人になっている。
- ➡ 実態調査では「子どもに関する問題」、「地域防犯・防災に関する問題」が地域課題として感じられている。
- ➡ 行政が取り組むべきことは、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が多く挙げられている。

(4) 第5期計画の主な取組**●高津公園体操の推進**

健康づくり、介護予防、コミュニティづくりのための「高津公園体操」を、町内会・自治会、民生委員児童委員、ヘルスパートナー高津、地域包括支援センター等と連携して、活動の立ち上げや継続を支援するとともに、見守り活動や多世代交流の場として地域への広がりを推進します。

**●転入者子育て交流会の開催**

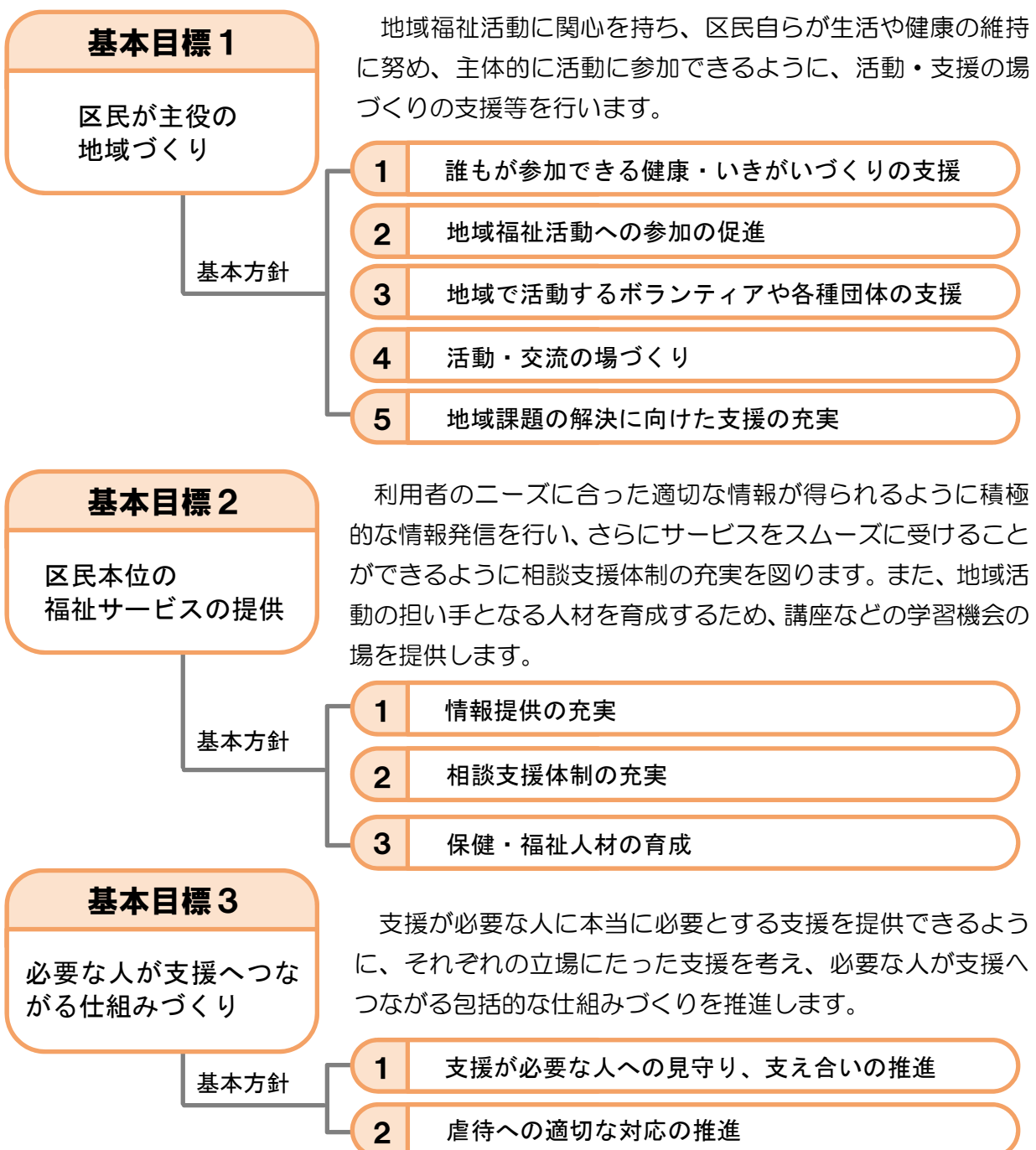
子育て世代の転入が多い中、慣れない土地での子育てへの不安感や孤立感を解消するため、地域の子育て関係機関と連携し、地域の子育て情報や参加者同士が交流できる場を提供します。

第5期宮前区地域福祉計画

(1) 基本理念

みんなでつくろう 地域の輪
～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～

(2) 基本目標・基本方針



基本目標 4

地域づくりのための
連携・協働の推進

基本方針

1 保健・福祉などの連携・協働の推進

2 区民、事業者と行政の連携・協働の推進

地域づくりには区民・事業者・行政等が一体となって連携し、協働することが大切です。地域づくりをより円滑に行うことができるように、区民・事業者・行政等の連携を強化していきます。

(3) 地域の現況と主な生活課題

- ➡ 市内で最も年少人口割合が高い区であるが、高齢化率も21%を超えている。
- ➡ 年少人口は2025年には30,000人となる一方、65歳以上人口は57,000人に増加し、高齢化の急速な進展が予想される。
- ➡ 地域包括ケアシステムの認知度は半数以下である。
- ➡ 地域活動やボランティアに参加するきっかけがない。
- ➡ 活動している団体が高齢化している、活動場所がない。
- ➡ 不安に思っていることは、介護・経済的な問題が多い。
- ➡ 地域において「安否確認」「防災時の手助け」が期待されている。

(4) 第5期計画の主な取組**●地域のつながりワークショップの開催**

「地域のつながりづくり」をテーマとしたワークショップの開催により、地域住民の交流の場づくりの支援や地域福祉に関する活動への住民の参加や連携の支援を行います。

**●区民シンポジウムの開催**

区民の地域活動や区内で実施されている多様な取組について情報共有を図り、地域活動や地域づくりを支援します。

●広報の充実

地域包括ケアシステムについて、さらに区民に周知し、チラシ・リーフレット・ホームページなどを媒体として積極的に広報を行うことにより、地域包括ケアシステムの意識づくりや地域福祉の目的・理念について広く普及啓発を行います。

第5期多摩区地域福祉計画

(1) 基本理念

多様な主体と多世代がつながる 支え合いのまち多摩区

(2) 基本目標・基本方針

基本目標 1

多様な主体が参加する
地域づくり

地域での様々な地域福祉活動が活発に行われており、多様な主体が日々、地域をより良くするために活動しています。

基本方針

- 1 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- 2 保健・福祉人材の育成
- 3 情報提供の充実

基本目標 2

多世代交流でつながる
地域づくり

地域で世代を超えて助け合える地域づくりの支援を通じて、地域のつながりの強化を進めます。

基本方針

- 1 ボランティア・NPOの活動支援
- 2 地域活動・交流の場づくり

基本目標 3

見守り・支え合いの
ネットワークづくり

高齢者、子ども、障害者などのそれぞれの課題に、あらゆる面からきめ細かくサービスを提供できるように、区民・団体・関係機関・行政の連携を強化し、サービスの向上を図ります。

基本方針

- 1 区民・団体・行政との連携
- 2 支援につながる仕組みづくり
- 3 相談・支援体制の充実

(3) 地域の現況と主な生活課題

- ➡ 総人口は、市で最も早く 2020 年に人口のピークを迎え、2025 年には高齢者人口が「超高齢社会」の目安の 21%を超える予想となっている。
- ➡ 要介護認定者数、障害者数は増加傾向である。
- ➡ 生活保護被保護人員は約 4,000 人である。
- ➡ 町内会・自治会加入率は市の平均より低く、町内会・自治会に加入していない人の理由は、「特に不便を感じない・必要性を感じない」が約4割、「きっかけがない」「関心がない」「加入の仕方がわからない」という方も3割から4割となっている。
- ➡ 7割弱の方が定住意向を持ち、7割以上の方が生活環境に満足している。
- ➡ 「ふだんからの交流は必要」「ふだんからの交流をしておいた方が良い」を合わせると過半数を超えており、交流の必要性を感じている方が多い傾向である。
- ➡ 「隣近所」「町内会・自治会」など、身近な地域が助け合える範囲として考えている方が多い傾向である。
- ➡ 区役所に力を入れて取り組んでほしい施策は、約4割が自身の世代に対する施策を望み、他の世代の施策に関しては関心が低い傾向がある。

(4) 第5期計画の主な取組

●パサージュ・たま

区役所1階で月1回、区内の障害者団体や生活・就労支援を行っている障害者施設や当事者団体等の活動紹介や作品展示、また障害に関する相談先の紹介を行っています。



●多摩区こどもの外遊び事業

豊かな自然環境や公園で子どもの創造力・自主性・協調性を育む「こどもの外遊び」を推進しています。地域の子育て支援団体や住民による地域の取組の充実により、子育てを見守る地域づくりをめざします。

●チーム・たま

多摩区内で在宅医療・介護が必要な方に、医療や介護、福祉、その他生活に関わる多職種の機関が連携し、ひとつのチームとしてケアの提供に取り組むことをめざして活動しています。

あさお福祉計画（第5期麻生区地域福祉計画）

（1）基本理念

心が響きあう福祉のまち麻生
～麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして～

（2）基本目標・基本方針

基本目標 1

区民が主役の
地域づくり

地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みをつくり、その人材の活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域づくりを推進します。

基本方針

1 区民が主役の地域活動を応援します

2 地域福祉活動の担い手の育成を推進します

基本目標 2

区民本位の
福祉サービスの提供

利用者のニーズに即した適切な制度や情報が得られるような保健福祉サービスについての積極的な情報発信や、専門的な知識等を必要とする場合の相談支援の充実を図ります。

基本方針

1 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります

2 地域のさまざまなニーズに応じたサービスを提供します

基本目標 3

「ひと・もの・場」
をつなぐ自助・互助
の仕組みづくり

区民一人ひとりが、自らの活動により自らの生活や健康を維持し（自助）、区民と地域団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「互いに助け合う（互助）」仕組みづくりをすすめます。

基本方針

1 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます

2 地域の支え合いのネットワークづくりを支援します

(3) 地域の現況と主な生活課題

- ➡ 民生委員児童委員の1委員当たりの受け持ち世帯数は607世帯で、7区で最も多くの世帯を受け持っている。
- ➡ 全世代を通じて地域活動の担い手を育成していく必要がある。
- ➡ 地域のつながりが希薄化している中で、災害を始めとするいざというときに備えて、日頃から住民同士で顔の見える関係をどう作るかが課題である。
- ➡ 総人口は2030年まで緩やかに増加するものの、生産年齢人口は減少が続き、高齢者人口は2045年の64,000人をピークとして増加が継続と予想されている。また、それに伴い認知症高齢者数は、2030年には約13,000人まで増加すると想定される。
- ➡ 持ち家比率が7区で最も高く、かつ1戸建ての住宅割合が高く、居住年数が長いという調査結果も出ており、定住志向が強く、将来的にも高齢化率が高い状況が続くことが予想される。
- ➡ 地域で問題だと感じていることは、「高齢者に関する問題」が全体の4割を占めるという調査結果である。

(4) 第5期計画の主な取組

●地域課題解決につなげる地域人材の育成

区民が主体となり「地域づくり」や「地域課題解決」ができるよう、ワークショップ等を実施し地域活動の担い手を育成します。



ワークショップ

●学生ボランティアの活動促進

麻生区近隣大学の学生を対象に、大学の専門性を活かしたボランティアとして地域活動へ参加することを促進し、地域福祉活動の担い手の育成を推進します。

●認知症にやさしいまちづくりの推進

認知症への理解を促進し、軽度認知障害者や認知症高齢者、家族を地域で支え合う仕組みづくりを推進します。また、認知症ケアを効果的に推進するため、多様な主体を構成員とした認知症ケア推進会議を開催し、情報を提供し共有します。

資料編

(1) 第5期川崎市地域福祉計画策定の経過

開催日程	会議名等	主な内容
平成29年 4月25日(火)	平成29年度 第1回社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 審議会委員の委嘱 専門分科会長の選出
6月2日(金)	第2回地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画の取組状況について 第4回地域福祉実態調査について 次期計画の体系について
7月3日(月)	第3回地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 各区の次期計画検討状況について 2025年に向けて想定される課題とめざす姿 地域福祉に関する課題から見る主な論点について
	第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会・社会福祉協議会地域福祉活動推進計画策定委員会意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画、地域福祉活動推進計画の検討状況 両計画の連携に向けた検討①
11月6日(月)	第4回地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現に向けた国の動向 次期計画素案について
	第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会・社会福祉協議会地域福祉活動推進計画策定委員会意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画、地域福祉活動推進計画の検討状況 両計画の連携に向けた検討②
12月1日(金)～ 平成30年 2月5日(月)	パブリックコメント	意見募集
1月17日(水)～ 30日(火)	各区において区民説明会の開催(合同)	<p>第5期川崎市地域福祉計画・各区計画(案)の説明、質疑応答</p> <p>※第7期かわさきいきいき長寿プラン、第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版との合同開催</p>
3月16日(金)	第5回地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの主な意見 次期計画について 次期計画の評価手法について

(2) 川崎市社会福祉審議会条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく川崎市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事。
- (2) 身体障害者の福祉に関する事。
- (3) 老人の福祉に関する事。
- (4) 法第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関する事。
- (5) その他社会福祉に関する事（川崎市児童福祉審議会及び川崎市精神保健福祉審議会の所掌事務に属するものを除く。）。

（組織）

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第5条 委員長は、法第10条の規定に基づき会務を総理するほか、審議会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開く

ことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 法第11条第1項の規定に基づく民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第2項の規定に基づき、審議会に次の表左欄に掲げる専門分科会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する事項

- 2 身体障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員（身体障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会にあっては、臨時委員を含む。第5項において同じ。）の互選により定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。

(中略)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(3) 川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

氏名		所属	区分	備考
	石渡 勝朗	川崎市保護司会協議会 会長	社会福祉事業 従事者	
◎	小野 敏明	田園調布学園大学 名誉教授 (特非)日本地域福祉研究所副理事長	学識経験者	
	鍋木 茂哉	川崎市全町内会連合会 副会長	社会福祉事業 従事者	
○	佐藤 忠次	川崎市社会福祉協議会 会長	社会福祉事業 従事者	
	富岡 茂太郎	川崎市民生委員児童委員協議会 会長	社会福祉事業 従事者	
	藤原 司	川崎市老人クラブ連合会 理事長	社会福祉事業 従事者	
	横島 正志	川崎市身体障害者協会 事務局長	社会福祉事業 従事者	
	黒岩 亮子	日本女子大学人間社会学部准教授	学識経験者	平成 29 年 7 月 30 日～ 平成 30 年 3 月 31 日 (臨時委員)

◎：分科会長 ○：職務代理者

(敬称略)

(オブザーバー)

1	加藤 弘	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長
2	鹿島 智	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長
3	下浦 健	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
4	柳原 成行	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
5	吉川 アズサ	健康福祉局保健所健康増進課担当課長
6	寺澤 昌恵	市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長 (～8/13)
	藤井 英樹	市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長 (8/14～)
7	田中 眞一	こども未来局総務部企画課長
8	古内 久	教育委員会事務局総務部企画課長

※事務局 健康福祉局地域福祉部地域福祉課

(4) 区民説明会・パブリックコメント（意見募集）

【高齢・障害・地域福祉計画区民説明会】

第5期川崎市・区地域福祉計画の策定にあたっては、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（区計画については、地域福祉計画推進会議）において検討した計画案について、市民の皆様から知っていただき、策定した計画を推進していくため、平成30年1月17日から1月30日までの日程で、各区において説明会を開催しました。

①開催日・場所

区	日時	会場	参加者数
川崎区	平成30年1月19日(金)	川崎区役所7階会議室	40人
幸区	平成30年1月26日(金)	幸区役所4階会議室	42人
中原区	平成30年1月19日(金)	中原区役所5階会議室	41人
高津区	平成30年1月30日(火)	高津区役所5階第1会議室	70人
宮前区	平成30年1月17日(水)	宮前区役所4階大会議室	41人
多摩区	平成30年1月23日(火)	多摩区役所11階会議室	32人
麻生区	平成30年1月20日(土)	麻生区役所4階第1会議室	65人

②説明会内容

- ・開会
- ・地域包括ケアシステム構築に向けた取組状況
- ・各分野別計画案の説明
 - ア. 第7期かわさきいきいき長寿プラン
 - イ. 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版
 - ウ. 第5期川崎市地域福祉計画
 - エ. 第5期区地域福祉計画
- ・質疑応答
- ・閉会

【パブリックコメント（意見募集）】

市民の皆様から幅広く御意見をいただくため、「第5期川崎市・区地域福祉計画(案)」について、区役所・支所、情報プラザ、市ホームページなどで広く公表し、平成29年12月1日(金)から平成30年2月5日(月)までの期間で、パブリックコメントを実施し、61通、102件の御意見をいただきました。

第5期川崎市地域福祉計画

【発行年月】 平成30（2018）年3月発行

【編集・発行】 川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉課（平成30年3月まで）
健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（平成30年4月～）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2626

FAX 044-200-3926

E-mail 40keasui@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市